

高原町告示30号

令和6年第3回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月7日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和6年9月4日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

西嶋 陽代君

岩元 礼子君

福澤 卓志君

温水 宜昭君

末永 充君

外村 仁君

郡山 貞利君

山下 香織君

陣 圭介君

前原 淳一君

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和6年9月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

出席議員(10名)

1番 西嶋 陽代君	2番 岩元 礼子君
3番 福澤 卓志君	4番 温水 宜昭君
5番 末永 充君	6番 外村 仁君
7番 郡山 貞利君	8番 山下 香織君
9番 陣 圭介君	10番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記(事務局次長) 外村美保子君
	書記(副主幹) 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君

農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（前原淳一君）

ただいまから令和6年第3回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告はその概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前原淳一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、陣圭介議員、1番、西嶋陽代議員を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（前原淳一君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月20日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの17日間に決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散会

午前10時01分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和6年9月5日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月5日 午前10時00分開議

- 日程第 1 報告第 5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 日程第 2 報告第 6号 令和5年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 報告第 7号 令和5年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社決算及び事業実績について
- 日程第 4 同意第 2号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分について(専決第7号)
令和6年度高原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分について(専決第8号)
令和6年度高原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 日程第 2 報告第 6号 令和5年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 報告第 7号 令和5年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社決算及び事業実績について
- 日程第 4 同意第 2号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4号 公平委員会の委員の選任について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分について(専決第7号)
令和6年度高原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分について(専決第8号)
令和6年度高原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)
-

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君

2 番 岩元 礼子君

3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

○議長（前原淳一君）

日程第1、報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明申し上げます。
議案書の1ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度の高原町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての自己点検・評価の結果を報告するものであります。

内容につきまして、教育長をもって報告いたします。

よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを御説明いたします。
この報告につきましては、教育委員会の責任体制を明確にするため、教育委員会で自己評価をいたしたもので、評価につきましては活動や事業等の実施状況を基本としておりますので、御理解をお願いいたします。

別冊の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書をお開きください。

報告書につきましては、1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理・執行する事務、3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3項目となっております。

評価区分でございますが、A、施策の取組が順調である、B、施策の取組が概ね順調である、C、施策の取組があまり順調でない、D、施策の取組が順調でないの4段階といたしております。

1ページを御覧ください。

まず、1、教育委員会の活動であります、1ページの（1）から2ページの（6）までとなっております。

点検・評価に示した状況でございますが、委員会会議の定例化や委員の研修の充実を図るなどして、良好であったと考えますが、（2）教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信の①教育委員会会議の傍聴者の状況につきましては、定例会での傍聴者を増やすため、日程公表を令和3年1月から行っておりますが、傍聴者がいなかったことから、C判定としております。

傍聴者を増やす取組としましては、現在、町ホームページや町広報紙において日程公表を行っておりますが、今後は定例会の開催日や開催時間帯なども考慮していく必要があると考えております。

2ページの（5）教育委員の自己研鑽につきましては、西諸縣市町教育委員会連合協議会の研修会に参加しましたが、本町教育委員会の独自の研修が実施できなかったことから、B判定としております。

次に、3ページ、4ページにつきましては、2、教育委員会が管理・執行する事務で12項目ありますが、該当する項目におきまして施策の取組は順調であったと考えており、A判定としております。

なお、（4）教育委員会の所管する学校その他の教育機関を設置し、また廃止することにつきましては、令和8年4月の新小学校と新中学校、小中一貫教育校であります、この開校に向けた高原町小中一貫教育校準備委員会を4回開催しております。

次に、4ページ中段から6ページ上段の3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の(1)生涯を通じて学び、活躍できる社会づくりにつきましては、全ての項目において施策の取組は順調であったと考えており、A判定としております。

なお、②読書活動の推進につきましては、子ども読書活動推進委員会主催による読書感想画コンクールを開催し、子供の読書活動推進を図っております。

5ページ中段の③文化の振興につきましては、宮崎県埋蔵文化財センター主催の移動展示会「ふるさとの遺跡再発見」におきまして、高原町役場を展示場として、町内出土の遺物等を展示して、町民をはじめ多くの方に、歴史に触れる機会を増やすことにより、歴史的遺産についての学びを深める取組を実施しております。

④スポーツの振興につきましては、誰もが気軽に参加できる健幸グラウンド・ゴルフ大会を年4回実施し、生涯スポーツの推進に努めております。

6ページから8ページ中段の(2)魅力的な教育環境の整備・充実、8ページ中段から10ページ中段の(3)子どもたちを地域や学校で見守り、育てる教育の推進につきましては、施策の取組は順調であったと考えており、A判定としております。

10ページ中段から11ページ下段の(4)社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進につきましては、施策の取組は順調であったと考えており、A判定としております。

なお、②情報化社会に対応する教育の推進につきましては、モニター型の電子黒板を全学校の教室に整備しております。

11ページ下段から12ページの(5)将来を担う人材を育む教育の推進につきましては、施策の取組は順調であったと考えており、A判定としております。

次に、13ページをお開きください。

13、14ページは総合評価になります。

2段目になりますが、教育委員会定例会を毎月開催し、教育委員会の諸施策及び事業等について協議・検討してまいりました。

学校教育につきましては、町費職員等を引き続き配置し、児童生徒の教育の充実や児童生徒、保護者の悩み解消に努めているところであります。

また、タブレット活用につきましては、ICT支援員を配置し授業の充実に努めるとともに、自宅学習の実施に向けた取組を進めております。

14ページになりますが、高原町立小中学校の統廃合につきましては、令和8年4月の小中一貫教育校準備委員会での統合に向けた協議・検討を進めております。

社会教育につきましては、学校を核とした地域づくりを目指して、地域学校協働本部コア会議及びワークショップを開催し、地域学校協働活動事業を推進しております。

また、7年ぶりに高原町自治公民館レクリエーション大会を実施しております。

次に、15ページ、16ページを御覧ください。

令和6年度——令和5年度の実施分でございますが——この外部評価につきましては、昨年度に引き続き、宮崎大学教育学部准教授の遠藤宏美先生に外部評価を依頼いたしました。

1、教育委員会の活動及び事務管理及び2、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務につきましては、おおむね良好な評価をいただいているところでございます。指摘事項や助言等につきましては、本町の教育が充実・発展するように善処してまいりたいと考えております。

なお、令和5年度高原町教育委員会の主な活動報告につきましては、17ページから28ページに添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

報告は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

報告書の第7ページですが、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の中に、③確かな学力を育む教育の推進とありますけれども、一番右の欄に本町の児童生徒の各種学力テストの結果は全体的に見ると全国、県の平均より低いと明記されているにもかかわらず、評価はAなんです。

なぜかなとじっくり先ほどの説明聞いていたところ、取組が順調であるか否かによって実施状況の評価をしているということだったんで、真ん中の列にある各種取組をやったかやらないかだけで評価していることであって、結果は求めているんだというふうに私は理解しました。

取り組んだか否かでなくて、実際は学力水準の向上については内容が非常に大事なのかなというふうに思っているんで、結果が出ないのであれば、手法が妥当ではないのかなというふうに私は感じるんです。そうすると、真ん中の列に書いてある取組方について、もうちょっと工夫が必要なんじゃないかなというふうに感じるんですが、その辺りについてお考えをお伺いしたいと思います。

それから2点目ですが、9ページの（3）の②家庭・地域の教育力の向上ということで、家庭教育学級を実施されているということなんです、その内容について具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから3点目、11ページなんですけど、（4）の②タブレット1人1台端末の整備によりなんですけど、ICT教育に力を入れ始めたここ数年の現状は分かっているんですけども、実際自分が体験してみると、ICTに触れ過ぎるがあまりに、例えば書き取りの漢字の知識であるとかそういったところが若干おろそかになるような面があって、実際に何か文を書くときに漢字が思い出せなかったりとかそういう面があるんですけど、そういった対応というのはどうされているのかお伺いしたいと思います。

それから最後になりますけれども、15ページの外部評価委員の話なんですけど、これ、以前。以前といっても10年近く前なんですけど、外部評価がなかった時期に、自己評価だけで議会に報告したというのはちょっとおかしいのではないかというのを何年かにわたって言った結果、外部評価が入ったわけなんですけども。

この外部評価のやり方なんです、例えば高原町の教育委員会からこういった自己評価、自己点検表をこちらの外部評価委員の方に見ていただいて、書面だけで評価されているのか、それとも職員から実際に聞き取りなどされて、施策がどうであったとかこの工夫が大事だとか、そういう具体的な説明を受けて評価されているのか否かについて説明をお願いします。

以上です。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

まず最初の学習状況について、取組の結果の工夫についてでございますが、全国学習状況調査は4月に行いますが、その結果が8月に出てまいります。その結果については、各学校が分析をして、そして授業等に改善するようにしております。

また、町のほうでも、その後そこから年間計画を立てまして、そして11月に町の学習調査を行って、その結果に基づき、授業力アップ週間を設けて、そこで改善していくようにしております。この取組については、年間計画を示して、そして取り組んでいるところでございます。

その結果、今年度につきましては、町の一貫教育の中でつながる部会、これで各教科の弱かったところ等を出しまして、町全体で取り組んでいるというところでございます。

それから、まず1人1台のICTの取組ですけれども、昨年、高原町の授業のスタンダードというのを作りまして、ICTを活用する場面というのを設定いたしました。それで全てということではなくて、これまでどおり、書くことについて、板書を使うことについて等は、アナログと申しますか、それはこれまでどおりの指導をしております。したがって、部分的にICTを活用していく、有効に活用していくということで取り組んでおります。

2つ目の家庭教育学級については、各学校の取組が違いますが、年間4回から5回の家庭教育学級を行っております。合同で視察に行っているとかあるいはものづくりの保護者と子供と一緒につくったりであるとか、そういうものを年間四、五回、各学校で実施しております。

それから、4つ目の外部評価につきましては、昨年までは書面をお送りして、それに対して評価いただくことにしておりましたが、それを生かして、昨年度の分の自己評価から、要するに5年度の評価については直接宮崎大学に赴きまして、そして内容の説明をいたして、そして質疑応答の上、評価をいただいております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

1点目のところだけ再質問しますけれども、話を聞いていると、学校任せにしっ放しじゃないかなというふうに聞こえたんですね、今の答弁聞いていると。学校はこういうふうに取り組んでいますというふうな説明の仕方をされましたけど、これ、教育委員会が管理・執行を教育長に委任している事務なんじゃないんですか。教育長が、だから、学力がこの程度低いので、それを引き上げていくためにどうすればいいかというのを指導・管理していく立場なんじゃないんですか。

○教育長（西田次良君）

8月に結果が出た後に各学校が分析しておりますが、町でも詳しくそれを分析して学校に示しております。そして、今後の取組については改善をするようにというふうに校長会で説明をしております。

そこから、その改善点に沿って、先ほど申し上げましたが、町からの学習、授業力アップ週間を年に3回設けていますが、そこでの授業、そして各学校訪問、年に1回必ず学校で授業研究が行われるように計画をしております。そこに学校訪問をして、指導をしているということでございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

すいません。2点、伺いたいと思います。

5ページの文化振興についてなんですけども、大変すばらしい取組だなというふうに思っております。これをできれば高原中学校の施設一部に本町の文化遺産を展示して、日頃から触れる機会というのが創出できたらいいなというふうに思ったのと、あと、今、登山基地とか、いろいろ整備を皇子原でされていますけど、その中で高原の文化に触れるといったコーナー、そういった出土したものも含めてですけども、教育委員会と一緒に、町の過去の遺産について示すような何か機会というか、場所の提供ができたらいいなというふうに思っておりますけども、今後のこの発展、文化財の振興についてのお考えがあれば伺いたいと思います。

2点目ですけども、8ページのいじめ・不登校の防止というところで、特に不登校の対策について一般質問させていただいたところだったんですけども、子供の居場所というところですが、現在、どれだけの子供が不登校になっているのかということがもし伺えたら伺いたいんですけど、その上で、連携を取って、できるだけその子たちに対しての支援をしているというのは伺っているんですけど、居場所づくりといったところの対応とか考え方が今後もしあるんだったら伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

まず、1つ目の文化振興についてでございますが、実は先ほど家庭教育学級で、去年は家庭教育学級で移動教室の遺跡の発表会といいますか、県が来て、そこで保護者と一緒に取り組みました。

今後、展示等については、今、図書室のほうには少し展示をしておりますが、これを先ほど助言があったように、学校でもそういうものができないかということは、今後検討していきたいと考えております。

それから、不登校につきましては、ちょっと今、手元に人数がございませんが、不登校の子がおります。そのための支援としましては、ひむか学級を開設しておりますが、今年度は今一人も来ておりません。

小学校内、そういうような場所をということで、教育委員会に教育調整監がありますが、調整監が高原小に伺って、小さい部屋があるんですけど、その小部屋を使って、そこで対応しているように

はしております。今後は学校内でもそのようなサポートルームができないかなと、来年の改修でそれができないかなとは計画をしているところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

不登校については、今後、統合していくと、これまで小規模校であった子供たちが、一気にクラスが大きくなることによって、抵抗感であったり、いろいろあるのかなというところもありますので、今の対応をぜひ改善というか、進めていく形で対応をお願いしたいのと、一番には子供に目が向きがちなんですが、保護者がどうしても心的な不安とか、やっぱり子供が学校に行けないということに対して、親としてどう対応していいかというようなところも大変悩まれるところでもありますので、できましたら両方をケアできるような、そういった支援体制が取れるのであれば一番ありがたいかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○1番（西嶋陽代君）

7ページの4番です。健やかな体を育む教育の推進のところなんですけれども、運動する子、そうでない子の二極化傾向というのは、やはりスポーツクラブに入る子と入っていない子というふうに分かれてくると思うんですが、昔、小学校、狭野、高原、広原、みんな集まって陸上競技大会とか水泳大会とかが教育委員会主催でされていたと思うんですけれども、そういうことをすることによって、普段運動しない子、そういう子たちのきっかけ、体力づくりになるのではないかなと思うんですけれども、またそういうのを開催される計画はないのか、お伺いします。

○教育長（西田次良君）

まず、水泳大会でございますが、おっしゃるとおり、水泳大会と陸上教室を行ってりましたが、水泳大会につきましては、もちろんコロナもありましたが、この暑さというのもありまして、水泳が学習指導要領上、競争的なものを示していないということから、水泳教室はもう開催しない方向でということで進めております。

それと陸上教室は、これはコロナの中で今中止をしておりましたが、今年度から再開する予定だったんですが、今年度、西諸の学校体育研究会というのが西諸の会場になっておりまして、このためにちょっと時期的に無理だということになっておりまして、来年は最後の年になりますが、来年は実施しようというふうに進めているところです。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○教育長（西田次良君）

すいません。ちょっと追加いたします。

陸上教室が、全体でしておりませんが、各記録会というのは各学校でこれまで行っております。

以上です。

○6番（外村仁君）

私のほうから2点です。

7ページ、(2)の⑤です。循環型社会を実現する環境教育推進事業に選ばれて、補助金を活用した環境活動を行ったというのが書いてあるんです。これ、具体的にどういう活動を行ったのかというところが1点と、11ページの(5)の①です。ふるさと教育の推進で、高原町ふるさと教育の手引を改訂し、地域の人材・文化財等を活用したふるさと学習を実施したとありますが、これは史跡がメインのふるさと教育なのか、天孫降臨伝説をメインにしたふるさと教育なのかでちょっと意味合いが変わってくると思うんですけど、将来、子供たちが社会人になって外に出たときに、遺跡とかだったらもうあんまり興味ないのかなと。一応、天孫降臨で神武天皇生誕の地だよというのを言っておけば、それも子供たちが外に出ていったときのアピールになるのではないかなと思うんですが、この点について伺います。

○教育長（西田次良君）

1点目の循環型社会を実現する環境教育推進事業でございますが、これは高原中学校が、ペットボトルのキャップを回収してずっと集めることが1つと、そしておもちゃの古くなったもの、それを集めて、そしてそれを、どっかそういうのをまとめてくれるところがありまして、そこに送ってという事業をしております。

高原町の今年の祭りのときに、それをさらに、その日に回収しますから持ってきてくださいということで取り組んで、集まったものをそこに送っているという事業を行ってまいりました。

○教育総務課長（田中博幸君）

2つ目の昨年度行いましたふるさとの遺跡再発見事業についてでございますけれども、こちらについては、町内で出土した石器等、そういった遺物を用いて展示や講座を行ったところでございます。また、天孫降臨等につきましては、こういった遺跡等とは違いまして、神話ということになりますので、若干捉え方が違ってくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

先ほどの7ページのほうなんですけど、環境教育推進事業で、ペットボトルのキャップとか壊れたおもちゃとかを集めることが目的になっていて、それをどうやって子供たちに考えさせるのかというところはなかったのかなというところがちょっと気になりました。

それと、ふるさと教育の手引なんですけど、これって誰でも見れる状況になっているのかだけ、お願いします。

○教育長（西田次良君）

先ほどの循環型社会を実現する環境教育推進事業ですが、学校のほうではSDGsと4Rということをお子たちに考えさせて、この取組を行っております。

それと、ふるさと教育の手引は、はい、教育委員会にございますので。

それと、中身をちょっと申し上げますが、ふるさと教育は、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の中でどのようなことをするかというのがまとめてあります。

例えば、ちょっと学年全て覚えておりませんが、低学年であれば、昔のおもちゃで遊ぼうというようなことで授業をして、町内の高齢者の方々と取り組んだりしております。町内のかるたづくり、町内に関するものを様々集めましてかるたを作る。

そして、町内見学、町内を巡ろうということで、そういうこともやっております。

それと、史跡を尋ねようということで、これは6年生なんです、狭野神社、霧島東神社というところを巡って、そして宮司さんたちの話を聞いて、それを発表してまとめるというようなこと、そういうのが9年間でずっと計画を立ててあって、そして、ふるさとに関する各教科、社会ではつながりが町探検につながるようながありますので、そのつながりで、各教科ではどのような勉強をするかというのがふるさと教育の手引にまとめてあります。全て、6時間授業であれば、6時間分の計画等がそこに示してあるというものでございます。

教育委員会ありますので、お見せいたします。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって、報告第5号を終わります。

◎ 日程第2 報告第6号 令和5年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（前原淳一君）

日程第2、報告第6号、令和5年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第6号、令和5年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御説明いたします。

議案書2ページからをお開きください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率と、法第22条第1項の規定に基づく公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、報告後は公表することとなっております。

それではまず、高原町健全化判断比率について御報告申し上げます。

3ページをお開きください。

まず、実質赤字比率であります。本町では一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計の普通会計で計算する比率であり、赤字額は生じておりませんので、何もないことを示す横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率であります。先ほどの普通会計に国民健康保険などの特別会計や水道などの公営企業会計を含めて連結した形で計算する比率であり、これも実質赤字比率と同様、何もないことを示す横棒となっております。

次に、実質公債費比率であります。これは普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の公債費を含めて計算されるもので、7.2%となったところであり、昨年度比プラス0.1%となっております。

プラスの要因としまして、直近3か年平均値にて算出されるため、令和2年度と令和5年度の単年度での公債費比率の差によるものです。

なお、令和4年度と令和5年度の単年度での公債費比率については、昨年度比マイナス0.25%となっております。

将来負担比率は、普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の負担見込額を計算するものであります。算定の結果、マイナスとなったため、何もないことを示す横棒となったところであります。

健全化判断比率の4指標とともに早期健全化基準を下回っており、健全であるとの数値となったところであります。

次に、高原町資金不足比率でございます。法適用、法非適用の公営企業についての資金不足額を示す数値は、全会計とも資金不足額は生じておりませんので、何もないことを示す横棒となっております。

以上、報告いたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

5点ほど伺います。

数値をいろいろ述べますけど、全て監査委員から出ている高原町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書を基にして話しますので、御了承をお願いします。

5点のうち1点目ですけど、一般会計の実質収支額が黒字なんで、実質赤字比率は議案書の表では何もないことを示す横棒ということになっていますけれども、標準財政規模に対する実質収支額の割合を、長年、この十何年の間、見てきたんですけども、1.98ポイントとなっていて、ずっと2%台、3%、4%台で推移してきたものが、初めて十数年の間で2%を割ったんです。実質収支額が7,131万1,000円で最も低かったのが大きな要因なんですけれども、この事実について、どのように考えているかをお示しいただきたいと思います。個人的には、一般会計における歳出抑制が不十分だったのではないかというふうに分析しているんですけども、いかがでしょうか。

それから2点目、連結実質赤字比率なんですけれども、これも同様に、標準財政規模に対する実質収支額の割合を見てきたんですけれども、これが平成26年度に9.85ポイントだった以降、大体13%とか12%台で来ていたのが、9年度ぶりに10%台に大分落ち込んでいるんですけれども、これは要因も分析できていて、全体的な実質収支額が1億6,969万円減っているのに対して、この減額に占める病院事業の実質収支額の減が1億1,691万4,000円にも上ったことが主な要因であるというふうに考えていますけれども、公営企業における財政状況を単式簿記の形式に当てはめることの妥当性というのもあるんですけれども、病院事業の実質収支額が大きく減となっている事実についてどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

それから3点目ですけど、これは実質公債費比率についてですが、これも十二、三年見ましたけれども、公債費比率の減というのが、長年の推移で見ていると、平成27年度以降、鈍る傾向にあるのが確認できているんです。3か年平均値をずっと見ても、令和5年度は令和4年度より0.1ポイント上昇しているんですけれども、これは令和4年度から引き続き元利償還金と準元利償還金が減って、これに充当できる特定歳入が減っていることが要因であると分析しているんですけれども。

以上の内容からしても、実質公債費比率を今後どんどん減らしていくことというのは現実的ではないのではないかというふうに思うんですが、個人的考えだと起債してでも投資的経費に充てていくべき時期じゃないかなというふうに思っているんですけど、お考えをお伺いしたいと思います。

それから4点目、将来負担比率ですけども、これも平成23年度にプラスであった以降、それ以降はもうずっとマイナス値で推移しているんですけれども、昨年申し上げたと思うんですが、令和4年度はこの値を計算するとマイナス46.8%、すなわち将来にわたって全く負担が生じない状況が過度に生じているというふうに判断できると思いますが、これが令和5年度がさらに減となっているんです。マイナス56.8%にも上っている。数字、出てこないですよ。計算しないと出てこないんで。すなわち、これは将来にわたって債務の負担が現実的に生じていないものの、それが過度に低過ぎるという評価になると思うんです。すなわち将来を見据えた投資がなされていないというふうに考えますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

それから5点目、各特別会計についての中で、病院事業の資金不足比率は、令和4年度は、ここ、横棒になっていますけれども、計算するとマイナス21.3%だったんです。これを令和5年度に当てはめて計算するとマイナス1.1%なんです。すなわちプラスに転じる可能性に近い将来生まれるおそれがあるというふうに思っているんですけども、実際は令和5年度に基準外繰入れがなかったことが大きな要因で黒字額が減ったということで考えているんですけども、病院事業の資金繰りについて、資金不足比率の観点から考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き、続き会議を開きます。議事を継続します。

○町長（高妻経信君）

陣議員のほうから5点、御質問いただきました。まず私のほうから2点目からの御質問にお答え申し上げます。

まず2点目にございました。連結赤字比率についての御質問でございました。この御質問の趣旨でございすけれども、まず御質問でございました実質収支額の減が、病院会計が1億1,691万4,000円となっていると。このことが大きな要因としまして、全体的な実質収支額が1億6,969万円減っているというような内容でございました。この、まず要因でありますけれども、令和4年度につきましては一般会計からの病院会計への繰出しがあったというようなことでございます。ですので、病院会計については先ほど申し上げましたように、1億1,691万4,000円の実質収支の減と、この要因があるというふうに理解いたしております。

次に、3番目の実質公債費比率、そして4番目にございました将来負担比率につきまして、今言いましたとおり陣議員の御質問の中ではこの投資的経費といいますか、そういったものに投資をしていくしかない、やはりこれが見込んでもいいんじゃないかという御質問でございました。しかし、この指標で判断をしまうと、確かにそうかもしれません。陣議員が下降の数値も先ほど説明をされたとおりでございます。しかしながら、この町全体の会計、特に一般会計でございすけれども、病院会計との関係もございす。現状といたしまして、将来的な見通しの中では、この数値で判断しますと陣議員の言われるとおりかもしれませんけれども、原因としては思い切った投資ができるような、現在のところのそういった財政状況にはないと、現状ではこういうふうに理解をいたしておりますので、またこれにつきましては、当然、財政等の改革も必要ですし、財源の確保等をやる財政の健全化を図っていかねばならないと考えます。

それと、最後の質問でございましたけれども、これも先ほど言いましたように資金不足比率、これがいずれの会計も特別会計も、いわゆる横棒となっております。この令和5年度については、いわゆる令和4年度と比較すると、言うように厳しい状況になってきていると、将来赤字に転じるような恐れもあるのではないかなというように評価をいただいたところでございます。

この病院につきまして、今現状ではこの資金不足比率がお示ししているとおり出ておりません。今現状、この令和6年度を見ますと、医業収益は増加しておりますけれども、しかしながら、それでもこの病院会計の厳しい運営の状況というのは変わっていないと。いわゆる今の病院の運営を一気に改善をするというのは、現状としては難しいと。現在では今、令和6年度5か月経過いたしましたけれども、推移を見守っていきたいと考えております。

○総務課長（末永恵治君）

1番目の実質収支の御質問ですが、実質収支というのは予算に対して歳入はどれだけ多く入ってきたか、歳出は支出をどれだけ抑えられたか、剰余額が大きくなったり少なくなったりするわけですが、歳入につきましては見込んでいない歳入があまりなかったのかなというふうに感じてお

りまして、歳出につきましても予算を認められて予算執行するわけですが、予算執行伺いで執行に関しては常にチェックをかけておりますので、経費抑制については通常からやっているところございまして、結果的に今年度に限っては剰余額が例年より少なくなってきたという考えであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

この数値の計算に多分、今、投資的経費の話をしましたけれども、この実質収支は多分、基金の金額って出てこないと思うんですよ。そうすると、うまいこと基金の活用をして、投資的経費の準備に充てていくという考え方を持っていただく。例えば実質収支額がギリギリゼロラインになる、ギリギリのラインを見越してでも、その基金にどんどん積んでいくというような考え方をしていくべきなのかなと。プラス、公債費を起債をしてでも投資していくべきじゃないかなと。じゃないと、現状のこの、過去十何年を見たときの全体的な数値のバランスというのがだんだん崩れてきているというのは、はっきり言って事実ですので、そのあたりの検討を積極的にやるべき時期なのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

過去において、単年度実質収支を前年度以下におさえなさいという国等からの指導があったわけですが、現在そういうのはなくて、単純に歳入歳出差引で調整等を行っておりませんが、そういう指導があったときには、基金等で調整して行っていたという過去にあります。議員おっしゃいますように、投資的経費の財源にもなりますので、そういった点については注意しながらやっていきたいと思っております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。これをもって、報告第6号を終わります。

◎ 日程第3 報告第7号 令和5年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社決算及び事業実績について

○議長（前原淳一君）

日程第3、報告第7号、令和5年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社決算及び事業実績についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第7号、令和5年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社決算及び事業実績について御説明申し上げます。

令和5年度決算が5月29日株主総会及び8月23日の取締役会におきまして事業報告など承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。別冊の令和5年度第3期決算及び事業実績報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、3ページをお開きください。

事業総括についてでございます。第3期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算となっております。今期につきましては、ふるさと納税返礼品の充実や新規ポータルサイトの導入、運用改善などに取り組み、納税スキームの円滑化を図りました結果、令和4年度に達成した過去最高の寄附額をさらに更新し、約5億8,700万円に至り、本町にとっても重要な財源の1つとなっております。

地域商社では、このふるさと納税のみでなく、タウンブランディング事業として本町の産品を活用した特産品の開発、インバウンド誘客のための取組も行っております。

次に5ページをお開きください。

令和6年3月31日現在の決算状況として、貸借対照表をお示しいたしております。資産の部といたしまして、現金や既に事案として発生してはいるものの収益として現金が得られていないもの、また、備品等において減価償却した資金を合計した額が資産の部合計として5,308万5,944円計上されております。

次に、負債の部といたしまして、流動負債として事案は発生しているものの、今後支払うことが確定しているものや、未払いとして今後支払い処理に移るもの、源泉として一時的に預かっている税や、今後支払う必要のある法人税を合計して4,152万3,243円が計上されております。純資産といたしましては、前回第2期の繰越利益剰余金であるマイナス602万2,544円から、損益計算書で得た純利益1,157万5,245円を加えますと、今期決算時点の繰越利益剰余金が555万2,701円となります。資本金として601万円がございますので、資本金と繰越利益剰余金を合算し、今期決算時点での純資産が1,156万2,701円となっております。

後ほど説明いたします損益計算書での純利益を地域商社が普段の経営努力改善を行いました結果、第3期をもちまして株主資本等変動計算書におきましてもプラス域での決算となったところであります。

6ページをお開きください。

第3期の損益計算書を掲載いたしております。

損益計算書におけるふるさと納税の取扱いについては、これまで同様ふるさと納税に係る収支の全ては、自治体としての施策であるふるさと納税に係る行政運用制度の代行を地域商社が担っているものであり、地域商社の売上げではなく、売上げとは別に計上いたしております。

まず、売上高といたしましては、各種委託業務、自主事業など地域商社が請け負った業務に係る売上高が記載されており、額が6,142万1,266円となっております。商品仕入高として売上高に計上された業務の下請けに必要な経費や仕入れにより支出した額が計上されており、この額が81万9,085円となっております。委託事業の主な内容といたしましては、地域商社活動開

発推進事業である地域貢献の活動や地域商社の運営に携わる経費を主として、各種委託事業を展開することにより得た売上げとなっております。詳細につきましては、7ページの上段に記載しております。

以上のようなことから、売上げから収入高を差し引いた[※]6,600万2,181円が総利益、いわゆる粗利となっております。※20ページに訂正発言

損益計算書の中ほどにございます、販売費及び一般管理費といたしましては、地域商社が会社を運営するに当たっての経費が計上されており、人件費や福利厚生、事務所の光熱水費、弁護士、税理士等への委託費などが計上されております。

総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、マイナス388万4,301円の営業利益となります。営業外収益につきましては、地域商社が事業を実施するに当たって、採択を得ることができた補助金2億9,916万2,509円が雑収入として計上されております。このうち、ふるさと納税に係る50%の経費に相当する補助金については、2億7,146万2,985円となっております。先ほど説明をいたしましたマイナス388万4,301円の営業利益に、2億9,916万2,509円の補助金収入を合算し、ふるさと納税に係った経費及び法人税等を差し引きますと、当期の純利益として1,157万5,245円の利益が出ているという内容の決算になっております。

8ページをお開きください。

令和5年度のふるさと納税に係る実績を掲載いたしております。令和5年度の目標額を4億8,000万とし、5億8,700万円の実績となっており、約122%の達成率、対前年度比約1億4,600万円の増額という実績となっております。

9ページをお開きください。

ふるさと納税に要した経費を、費目ごとに計上いたしております。

報償費として、1億4,941万7,656円計上されておりますが、これは、ふるさと納税納付額のうち、返礼品として3割未満というふうに規定をされております。なお、この金額が町内返礼品取扱事業者に対する経済効果があったということもお分かりいただけるかと思います。

11ページをお開きください。

11ページにつきましては、地域商社活動・開発推進事業の実績となっております。全体として、タウンブランディング事業というふうにいたしております。

ふるさと納税のブラッシュアップや、新たな特産品の開発、NEXCO西日本や日本航空などの交通系企業との連携事業、さらには高原町の魅力を発信する新たな観光コンテンツの造成に着手し、着実に外貨を稼いでいく取組、高原町を発信する取組を行っております。

なお、事業の概要につきましては、11ページから14ページに掲載しておりますので御覧いただきたいと思っております。

次に、15ページをお開きください。

高原町企業版関係人口づくり事業といたしまして、企業版ふるさと納税を原資として、全国の企業等に本町の関係人口、交流人口となつていただくべく様々な企業を招聘し、本町でのワーケーションやリモートワークなどにつなげる、本町との関わりを有していただく取組を行っております。

本町の魅力を広く周知し、御来町いただけるような本町のブランディングを確立し、来町していただくだけでなく、企業が欲する付加価値を提供できるような事業展開を行っております。

なお、この企業版関係人口づくりの人材派遣型を活用し、本町に職員をされている企業も出てきているところでございます。最終ページには地域商社の組織図を添付いたしているところでございます。

令和5年度につきましては、ふるさと納税寄附額の過去最多額更新、本町のブランディング、地域商社としての運営基盤づくりと様々な点で実績を残していただくことができました。令和6年度につきましても、同様にふるさと納税の推進に力を入れつつ、引き続き新たな事業展開、地域商社が今後自走していくため、自主事業の立ち上げも模索しているところでございます。

以上、御報告いたします。

1番の訂正をさせていただきます。

6ページの損益計算書の売上げ総利益の額でございますけれども、正しくは6,600万2,181円でございます。私、先ほど6,600万……。再度申し上げます。正しい数字が、6,060万2,181円でございます。先ほど6,600万2,180円と私が申しましたので訂正いたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（福澤卓志君）

なかなか一足飛びにはいかないんですけど確実に事業として拡大して、さらに認知も上がってきて、すばらしい取組だなというふうには見ておるところですけれども、町民の中からまだまだツナガルたかはるについて御理解いただいていない方が多くおられまして、個別に問合せがあったりするところなんです。よろしければ、ぜひこういったすばらしい取組を含めて町内に広く、また、改めてツナガルたかはるを応援していただくためにも何かこうPRする場というか、改めて発信をぜひしていただきたいなというふうに思っております。ツナガルたかはるのメンバーの皆さんが、それぞれ町民に対して改めて支持をいただくような形で文というのを、今後町おこしの起爆剤としてなるように、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○2番（岩元礼子君）

ふるさと納税のことなんですけれども、町外の方にだけ一生懸命されている部分もあると思われるんですが、町内の方、町民が欲しいものが買えないとか、ちょっといろんな苦情を耳にしたんですけれども、やはり町内の方があってこそふるさと納税だと思うので、ちょっとその、そこを、ち

よっとすみません、うまく説明できないんですけど、とにかく町外だけを目を向けている部分をどう思われますか。ちょっとお伺いします。

○町長（高妻経信君）

まず、ふるさと納税の制度から言いますと、基本的には町外の方がふるさと納税をしていただいて返礼品を受けている。そして納税された方が税の、そういった控除等の、そういったメリットがあるということでありまして、当然、町出身の方が高原町にふるさと納税をするということはまずできないわけですが、ただ、今御質問にありましたように、そのふるさと納税で扱っている産品を購入したいと。それを町外に住む方にお土産とか、そういった申し出があれば、地域商社のほうに手配していただければその業者を紹介しますし、それも可能でありますので、ぜひ御相談をいただければと思います。

○2番（岩元礼子君）

それは分かりますけど、例えば毎年購入されているものがもう買えないと。業者さんはふるさと納税のほうばかり目を向けられて、町民の方が欲しいものが買えないと。その状況を知りたいんですけど。そういう対応ですかね。何か町民が、おろそかになっているという話をお聞きしたんですけど、そこです。

○町長（高妻経信君）

本町のふるさと納税の返礼品を取り扱っている事業者、町外にも相当いらっしゃると思います。それはそれぞれの業者の方の考え方もあるでしょうし、また、その産品をどれだけの量を生産をされているか、ストックがあるか。それはその業者さんに応じて様々でありますので、そこで地域商社あるいは町のほうから、量を増やさないことには足りないという、おそらくそういうことだと思うんですけども、そこはそれぞれの事業者さんの方針というか、そこにお任せするしかないかなと思います。

○2番（岩元礼子君）

事業者さんにお任せなんですけども、やはり町のほうが、やはりふるさと納税のほうに一生懸命力を入れていらっしゃると思うので、その町内の方も「それだったら高原町では買わない」と、「ほかのところに行って買うから」という話もお聞きしたんですけども、いかがですか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問に答え申し上げます。特にお話がある、このふるさと納税の返礼品、この品薄感というものが感じるのが今のちょうど時代と言いますか、今の時期で言いますと、今後、恐れがあるのが米。実際にこの令和5年度の米というものが不足しているという情報も入ってきております。返礼品のものとして。それと特に、この高原町内でもよく人気の返礼品が6月、7月等に出るこのブドウとかの果樹ですね。これにつきましては今お話があったみたいに、このふるさと納税の返礼品の競争と言いますか、そういうことで人気が出てきてその注文を発注して、実際、事業者の方が手が負えなくなっているという状況を耳にします。これがあるのが、これまでの注文よりも多くなっていて、やはりここに雇用の問題、今まで家族経営でされている方が、もっと発注をして売ったりしたいんですけど、そこなかなか手が回せないという相談が出てきております。そういうところを今の

ところ解決するようにしていくということ。それと今、そこに対応するために品目、例えばブドウとかで言いますと、3房していたのを2房にして、値段を下げてある程度市場に出すような仕方をするとか。特に宮崎牛とかの肉につきましては、この高原町の1次品目と言います、そういう肉、米、そういう果樹、そういうもの人気が高いというところがございますので、そういうところの品目調整などを今しながら、この町内でも売れるような形に流していけるようにというような相談を業者と商社のほうがしていくように話をしていきたいと。毎月经営会議をしておりますので、今の、今年度に入ったり、あるいは昨年度、この旬の時期にはやはりそういう品薄感が町民の方々に「ブドウを食べたい」「果物を食べたい」と言ったときにもうないとか、そういうことがあったということとは実際耳に入っておりますので、そういうことは調整をしながら、町民の方に少しでも回るような形を業者と話し合っていくよう、商社と検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

岩元議員の質疑を聞いて感じていたんですけど、商社でふるさと納税の寄附金を大きく増額を求めていくあまりに、ふるさと納税という制度自体の活用というか、何て言うのかな、利用というか、逆に制度の悪い面を過熱させているように感じるんですよ。だから、歳入を取りに行くあまりに一般の方々の現状というのをちょっと見過ごしてしまっているんじゃないかなと。制度自体がなくなった後のことってしっかりちゃんと手当てしてあげているのかなというところが、ちょっとおそろしいかなと思いました。多分、岩元議員がおっしゃりたかったのは、町が主体となっているか分かりませんが、町の外郭団体ですから地域商社が主体になってそういう歳入を求めに行くあまりに、一般の地元の人たちに対する目が向いていないのではないかなという。だから制度の悪い点を増長させているんじゃないですかという意味だったと思うんですけど、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

今、地域商社が扱っております返礼品。当然、これは総務省の規制もありますので、地域の産品ということが当然中心になります。今、返礼品で一番出ているのが、当然、畜産品の中の肉類でございます。これは当然、高原町、畜産が盛んな町でありますけれども、そしてまた町内に加工場もございます。そういったこともありまして、今のふるさと納税のいわゆる稼ぎ頭といいますか、そういうことになっております。今、陣議員から御質問のありましたけれども、先ほど私が説明申し上げましたように、これはふるさと納税が伸びるということは当然、返礼品を出品されている事業者の方の当然所得になっていくわけですね。ですので、地域商社では当然、出品をしたいという申し出があれば、相談があれば、当然個別に応じておりますし、逆に商社のほうから町の町民の方にお会いして様々なものを生産されている方に、これをふるさと納税の返礼品として出してみてもどうかと、そのような相談をいたしながらこの産品を充実させてきております。ですので、本来の町民に目が向かなくなっているのではないかなというような、今の時点でふるさと納税を返礼品とすること

で物が買えなくなっているということは、今、担当課長が申し上げましたけれども、確かに一時的にそういうことが過去もございました。しかし、それは私が先ほど申し上げましたように、事業者の方の考え方もあろうかと思います。ただ、私はふるさと納税が伸びていくということが町の財源にもなりますし、また、先ほど言いました出品者の所得、そして当然、地域商社が自主事業を進めていくその1つの、これもまた財源となっていくというふうに考えております。

○9番（陣圭介君）

表面上のことだけ言っているのではないのですよね。だから、町からそうやって業者さんに働きかけていくことによって、業者がこの制度自体への依存度を高めるあまりに自立性というのをだんだん失っていくことが懸念されるという話をしているのですよね。だから、この制度自体への依存度が高くなるあまりに業者に対しても町が目に向けていない、地元にいる住民の人たちが買えない現状に対して手当もしない現状がそれはどうなのかなという話をしているのですけれども。表面上で財源が伸びたとか、その制度を利用した収入が伸びていくとか、そういう話はしていないのですよ。だから、自立性が失われていくことに対して一般的に、本来であれば自分たちで稼いで商売していかなくちゃいけない人たちがこの制度に依存するあまりに、本来の姿というのを失っているのではないかなという話をしているのですけど、いかがですか。

○町長（高妻経信君）

地域商社では、先ほど報告いたしましたけれども設立されてからちょうど3年が今過ぎようとしていくところですが、本来は今の陣議員からありましたように、地域商社としてはやはりこの自主事業を増やしていくというような狙いがあります。ですので、この自主事業に取り組んでいくというには、ひとつこのふるさと納税を財源とし、そしてその自主事業の中でも町の産品あるいは観光資源を活用をしたものを進めているところでもあります。ですので、その根本的なところ、いわゆる町民がそのことによって物が手に入らなくなってしまうのではないかなというようなことが実際、時期、時期のものが、そういったことがあったと私も認識はいたしております。しかし、これも先ほど申し上げましたように、それぞれの事業者の判断があろうかと思います。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

答えになっていないんですよ。答えになっていない。地域商社がどうだとか、自主事業がどうだとかいう話していないんですよ。事業者の本来の姿が失われているんじゃないかという話をしているんですけど。それに対してそんな答えでいいんですか。いや、それでいいんだったら、もうこれでやめますけども。再度質問します。

○町長（高妻経信君）

先ほど言いましたように、返礼品を出品される事業者が相当いらっしゃいますけども、当然、その事業者が出品をできなければ返礼品が不足すると。いや、足りなくなるわけですけども。ですので、その事業者が返礼品としてどれだけ向けられるか、あるいはほかに出荷、ふるさと納税だけではなくてほかに出荷をされている、あるいは本人が販売をされている方、様々な事業者の方がいら

っしゃいます。ですので、町あるいは地域商社のほうから全てをふるさと納税に回してくださいとか、そのような話をするのはごさいません。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答え申し上げます。今の町長の御質問にプラスしての説明ということになりますけれども、産業創生課といたしましては、このふるさと納税をつかさどっているということはございますけれども、今、陣議員がおっしゃいましたとおり、この1次産品、そういうものにつきまして加工に回す品物、それ自体の数も少なくなっている、これを増やしていかなければいけないというふうに思っております。そういうものを農家の皆さん、あるいはそういう加工業者の皆様と協力しながら、品物を増やしていきながら、例えばECとかそういうものが町内でできるんじゃないかということで、そういう農家さんが自分で売っていくというような方法についても商工会やそういう観光協会とも連携しながら、売り方とかそういうことも検討していかなければならないと思っております。

この返礼品の競争は全国でも非常に過熱しておりました。このふるさと納税自体がおそらくなくなるということがどうなのかという議論も上がってきているところでございますので、そうならないうちに高原町内、いろいろこういう1次産品を作るものを増やしていくとか、あるいは加工をしてくれる業者との連携をしながら、町内の皆様がこのふるさと納税じゃなくても自分で売っていった稼ぐような仕組みづくりを考えていくために、例えば産業官民推進官とか企業版関係人口づくりの皆さんとマッチングをしようというふうに進めておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○6番（外村仁君）

今の岩元議員と陣議員の質問の流れなんですけど、いろいろ特産品も作っていらっしゃるんですけど、この特産品というのがもう最初から町外に向けてやっていて、町民の全く預かり知らないところで勝手に特産品を使って町外にアピールしていて、実際、その町外の人が、それがおいしかったからちょっと高原町行ってみよう、食べて飲んでみようと思って来たときに、じゃあどこに売っているんですかというのが分からないんですよ。町民、ちょっとこれ売っているところ知りませんかと言っても「え、何ですかそれ」とか、知っていたとしても「どこで売っているか知りません」とか、そういうことになっていくのではないかなというのもあって、ふるさと納税も結局売るのはいいんですけど、実際、高原町に興味を持って高原町に来てもらったときに、じゃあふるさと納税で買って、これがおいしかったからここでも買ってみたいと思ったときに、じゃあどこで買えばいいんですかというのが全く分からない。町民もどこで買えばいいか分からないという状況になっているのではないかなと思うんですけど、分かりますかね。町外に向けてやっていることは、それはそれでいいですよ。高原町のアピールになるので。じゃあ、実際、高原町に来てもらったときに、ど

こで買えばいいんですかと。「売っているところ知りません」町民も、「こういうのがちょっと興味を持ったから来たんだよね」と言われても、「何ですかそれ」という状況が結構ありかねないかなと。私、ちょっとこのOK★チュロスというのを先日1 a 1 a きりしまのところでやっていたので食べたんですけど、味は普通、そこそこおいしかったんですけど、それを恒常的に買える場所というのがないんですよ。これを、OK★チュロスをいろんなサービスエリアでやりましたと。食べた人が「おいしかった、また食べたいから高原町行こう」となったときに、「高原町に来ましたOK★チュロスどこで売っていますか」と、「いや、売ってないですよ」と、どうするんですかという話になるんですよ。そういうところまで考えてやっているのかというところをちょっと。やっているのかなという疑問に思います。

○町長（高妻経信君）

今、3名の議員から御質問をいただきました。確かに今、質問にありましたように、町民の方がふるさと納税の返礼品にどういったものがあるのか。それもホームページでは御覧いただけるんですけども、ただ、そういったこともまず何が町の返礼品であるか。また、地域商社がどういった特産品を今開発してきたかとか、そこら辺がまだ周知が足りない。そして、またそれを直接町民の方を買っていただけるような、そういった仕組みがまだできておりません。今御質問にありました件につきましても、私のほうも今取締役という役割もごさいますので、地域商社に、それはちょっと話をさせていただきたいと思います。

○6番（外村仁君）

その特産品とかふるさと納税に出しているものに対して町民が別に知る必要はないんですけど、どこで売っているかという。売っていれば町民もじわじわと知っていくんですよ。売っていないから町民も知る機会がないんですよ。わざわざホームページ見に行ったりとか、そういうことをする人なんて一握りしかいないんです。だから、まずは町民ありきで、町民に周知をしつつ外にもアピールするということを同時進行でやらないと、何かおかしいことになっていくんです。これ、後日、私は一般質問でもするので、ここまでにしておきますけど。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第7号を終わります。

○

◎ 日程第4 同意第2号 教育委員会の委員の任命について

◎ 日程第5 同意第3号 教育委員会の委員の任命について

○議長（前原淳一君）

日程第4、同意第2号、教育委員会の委員の任命についておよび日程第5、同意第3号、教育委員会の委員の任命についての2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

同意第2号、教育委員会の委員の任命について御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

高原町教育委員会委員の温谷一浩氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。温谷氏は、令和2年10月1日に教育委員に任命されて今日まで、その職責を十分果たされております。また、教育に対する信念は高く、高原町の教育行政発展のために御尽力いただけるものと期待をいたしております。

なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第3号、教育委員会の委員の任命について御説明いたします。

議案書では6ページをお開きください。

高原町教育委員会委員の後藤良文氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員として横山由貴氏を[※]指名したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。※後刻訂正発言

横山氏は、人格高潔、温厚誠実にして品行方正、極めて強い責任感を信条とされ、教育に対する信念は高く、高原町の教育行政発展のために御尽力いただけるものと期待をいたしております。

なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

同意第3号の提案の説明につきまして、一部修正を申し上げます。

私が、委員として「指名」と申し上げましたけれども、正しくは「任命」でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。まず、同意第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、同意第3号について質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。まず、同意第2号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、同意第3号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって討論を終結します。

これより各案の採決を行います。まず、同意第2号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第2号は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号の採決を行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第3号は、同意することに決定しました。

◎ 日程第6 同意第4号 公平委員会の委員の選任について

○議長（前原淳一君）

日程第6号、同意第4号、公平委員会の委員の選任についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第4号、公平委員会の委員の選任について御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

公平委員会の委員であります涌水香氏が、令和6年10月11日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

涌水氏は、令和2年10月に本委員会委員に就任され、その職務を誠実に遂行いただいております。温故誠実な人柄に加え、人望も厚く、地方自治の本旨をよく理解されており、公平委員会の責務に強い自覚を持って職務を遂行されており、公平委員会委員として引き続き選任したいと存じます。

御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎ 日程第7 承認第6号 専決処分について（専決第7号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第3号）

○議長（前原淳一君）

日程第7号、承認第6号、専決処分について（専決第7号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第6号、専決処分について報告いたします。

議案書の8ページ、9ページをお開きください。

令和6年度高原町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年7月12日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の一般会計補正予算（第3号）をお開きいただきたいと思います。

今回の補正の主な内容であります。既に補正第1号において承認を頂き、給付等を開始しております。国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得者等に対する支援事業の追加費用を計上するものであります。

別冊の令和6年度高原町一般会計補正予算書（第3号）、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,870万2,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ68億8,245万8,000円と定めたものでございます。

それでは、事業の内容について御説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

企画費でございますが、物価高に対する国の支援事業に係る経費としまして5,870万2,000円を計上いたしております。財源としまして、国庫支出金を充てております。

今回の追加計上につきましては、国において、対象者や対象世帯等を再算定した結果、補正第1号で計上した当初の見込みを大幅に上回ることが判明したことによるものであります。

併せて、国からは対象者等への給付を切れ目なく早急に行うよう指示がありましたことから、今回、専決処分いたしましたものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

確認なんですけれども、6月時点で確定した以降、給付が必要となった方々が出たので給付をするということだと思うんですけれども、どれだけの方が対象世帯が増えたのか。

あと、この給付は2回目でしょうか、ちょっとそれを確認させてください。

○総合政策課長（横田秀二君）

今回の補正ですけれども、国において再算定をしまして、その再算定が確定しましたので、その分が増額となったものでございます。

令和6年度において非課税世帯に対する給付ですけれども、当初は、予算的には10世帯という予定をしておりましたけれども、補正後は148世帯、そのほか、令和6年度に均等割のみの世帯となる世帯ですけれども、10世帯を見込んでおりましたけれども、98世帯でございます。

あと調整給付ですけれども、当初は1,805人を予定しておりましたけれども、これは減りまして1,630人となったところでございます。

回数は1回ですけれども、新たにこの非課税、1回ですね、すみません。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

ちょっと歳入の内容、内訳だけ。それと既決の予算を見ていないのではっきり分からないんですけど、財調の取り崩しで72万円充てているんですけど、これ理由を教えてください。

○総合政策課長（横田秀二君）

国からの限度額が示されているものですから、その不足のほうになっている状況です。

以上です。

○9番（陣圭介君）

その不足分を補う理由って何ですか。国から全額手当をされない理由って何なんですか。

○総合政策課長（横田秀二君）

今は、すみません、手元に理由がありませんけれども、国から示されたのは、これだけしか交付しませんということでありました。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第8 承認第7号 専決処分について（専決第8号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第4号）

○議長（前原淳一君）

日程第8、承認第7号、専決処分について（専決第8号）令和6年度高原町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第7号、専決処分について報告いたします。

議案書の10ページ、11ページをお開きください。

令和6年度高原町一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月19日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の主な内容であります、6月の梅雨前線豪雨により被災しました農地や農業用施設の復旧に係る経費の補正でございます。

別冊の令和6年度高原町一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ435万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ68億8,680万8,000円と定めたものでございます。

それでは、事業の内容につきまして、目ごとに説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、農地災害復旧費でございますが、本年6月20日から21日にかけての梅雨前線豪雨により被災しました農地の復旧工事を行うための測量設計業務委託経費として35万円を計上いたしております。

続きまして、農業用施設災害復旧費でございますが、同じく梅雨前線豪雨で被災しました農道や水路の復旧工事を行うための測量設計業務委託経費として400万円を計上いたしております。

復旧に向け、まず、国の災害査定受検のため、現地測量や復旧計画、設計等に関して、早期発注の必要があるため、今回、専決処分したものでございます。

以上、御承認方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎ 日程第9 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）

○議長（前原淳一君）

日程第9、議案第51号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第51号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,311万4,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ70億3,992万2,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容としまして、子ども・子育て支援交付金事業における各種事業に要する経費や、6月の梅雨前線豪雨により被災しました農地や農業用施設の復旧に係る経費などを計上いたしております。

それでは、補正の内容につきまして説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、過疎対策事業及び災害復旧事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、目ごとに説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1表目の一般管理費でございますが、訴訟等に要する経費として110万円を計上いたしております。

続きまして、同表下段の諸費でございますが、障害関連事業や子ども・子育て関連事業、林業費関連事業などの令和5年度の事業費確定に伴います国や県からの交付金や補助金の返還金として1,092万1,000円を計上いたしております。

18ページ、19ページをお開きください。

1表目の老人福祉施設費でございますが、養護老人ホーム峰寿園の施設の各種修繕や各種工事の追加費用等の経費として535万2,000円を計上いたしております。財源としまして町債を充てております。

次に、2表目の児童福祉総務費でございますが、子ども・子育て支援交付金事業としまして、まず、放課後児童健全育成事業におきまして、対象メニューの加算額等の基準額見直しによる増額分の費用と、利用者支援事業におきます一体的、継続的な子育て支援体制を担う子ども家庭センター開設に伴う施設改修や必要備品等の整備に要する経費等、合わせて1,811万2,000円を計上いたしております。財源としまして、国庫・県支出金を充てております。

次に、3表目の予防接種費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業としまして、ワクチン接種費が当初見込みより高額となることから、増額分の費用として340万円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、諸収入を充てております。

20ページ、21ページをお開きください。

1表目の水道費でございますが、フリーウェイ工業団地内の配水管敷設に係る経費の一部を一般会計から負担する費用として430万円を計上いたしております。

次に、2表目の農地費でございますが、令和5年度、6年度において、農業集落排水処理施設の大規模改修工事を行っておりますが、その工事における専門の現場監理や技術支援等の業務に係る経費の一部を一般会計から負担する費用として140万9,000円を計上いたしております。

続きまして、農道整備費でございますが、農道、水路等の維持補修に係る経費として400万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開きください。

1表目の観光費でございますが、本町の自然資源を活用した体験活動や自然学習、観光ツアー等の造成に必要不可欠、かつ中心的な役割を担うガイドでありますインタプリターと呼ばれる人材の養成に要する経費として220万円を計上いたしております。財源としまして、県支出金を充てております。

次に、2表目の道路維持費でございますが、町道の維持補修に係る経費として1,600万円を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。

2 表目の教育総務費の事務局費でございますが、令和 7 年度末の町内小中学校の閉校に伴う経費として 2 5 0 万円を計上いたしております。財源としまして、繰入金を充てております。

次に、3 表目の公民館費でございますが、下後川内多目的集会施設の進入路の改修工事につきまして、進入口を取り換える工事に加え、施設内の傾斜や既設の側溝などを含めた改修への変更経費として 2 2 8 万円を計上いたしております。財源としまして、町債を充てております。

2 6 ページ、2 7 ページをお開きください。

1 表目の農地災害復旧費でございますが、6 月の梅雨前線豪雨により被災しました農地の復旧に係る経費として 1 9 9 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債、分担金及び負担金を充てております。

続きまして、農業用施設災害復旧費でございますが、同じく 6 月の梅雨前線豪雨により被災しました農業用施設の復旧に係る経費として 4, 5 9 9 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債を充てております。

次に、2 表目の公共土木施設災害復旧費でございますが、令和 5 年被災の復旧工事におきます物価変動による増額分として 8 0 7 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。財源としまして、国庫支出金、町債を充てております。

次に、3 表目の基金費でございますが、御寄附いただきました企業版ふるさと納税寄附金を今後の実施予定事業の財源として活用させていただくため、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金として 2, 0 0 0 万円を計上いたしております。財源としまして、寄附金を充てております。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 5 1 号については、明日 9 月 6 日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

◎ 散 会

午後 0 時 0 4 分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和6年9月6日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年9月6日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 2 議案第42号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第43号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第44号 高原町企業立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第45号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 6 議案第46号 字の区域の変更について
- 日程第 7 議案第47号 工事請負契約について
- 日程第 8 議案第48号 工事請負契約について
- 日程第 9 議案第49号 町道の廃止について
- 日程第10 議案第50号 町道の認定について
- 日程第11 議案第52号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第53号 令和6年度高原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第54号 令和6年度高原町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第55号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 認定第 1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第22 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第23 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第 2 議案第 4 2 号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 3 号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 4 号 高原町企業立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 5 号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 字の区域の変更について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 工事請負契約について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 工事請負契約について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 町道の廃止について
- 日程第 10 議案第 5 0 号 町道の認定について
- 日程第 11 議案第 5 2 号 令和 6 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 5 3 号 令和 6 年度高原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 5 4 号 令和 6 年度高原町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 5 5 号 令和 6 年度高原町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 認定第 1 号 令和 5 年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 令和 5 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 令和 5 年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 令和 5 年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 令和 5 年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 令和 5 年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 令和 5 年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 22 議案第 5 6 号 令和 5 年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第 23 議案第 5 7 号 令和 5 年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

出席議員（10名）

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 外村美保子君
書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）

○議長（前原淳一君）

日程第1、議案第51号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

前回の議事を継続します。

これから、議題となりました議案第51号に対する総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番 (福澤卓志君)

数点、お伺いをいたします。

17ページ、一般管理費からなんですけども、昨今、新聞で報道されたとおりのことの予算計上か
 と思っておるんですけど、私としては何とか示談にできないかなというふうに思っています。とい
 うのが、この費用がこれで終わるのかなという不透明さ、長期化するのであれば、この問題という
 のをどこかで決着をつけないといけないかなと。^{*}

※ 5 5 字削除ー（削除部分は、本会議の許可を得て取り消した発言である。）

※ 73 ページに取消発言

次に、文書広報費の部分ですけれども、10月から郵送料が値上げするところの費用の拡大というか、追加補正だとは思いますが、現行、どのくらい費用がかさ増しされる予定か、また、この金額が10月からですけれども、次年度、どれくらい現行と大差が出るのか、ちょっとそこら辺が分かれば伺いたいと思います。

その下の企画費ですが、ちょっと聞き漏らしているかもしれないので、再度、この使途について伺いたいと思います。

次に、必ず気になる高原プロモーション事業ですけれども、当初予算で上げられていたのと違う内容なのか、何か変わったことがあるのか伺いたいと思います。

その下の社会福祉費の軽度・中度の補聴器の導入事業ですけれども、何人をどのくらい対象にされて、費用もどのくらいかかる見込みなのか伺いたいと思います。

最後に21ページ、有害鳥獣捕獲対策事業ですけれども、この使途について伺いたいのと、その下の林産物需要拡大の事業、これは対象としているものを伺いたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

ただいま最初に質問のございました16ページ、17ページ、一般管理費の委託料の件でございます。これは、福澤議員のほうからありました訴訟に要する費用、主に弁護士の委託料でございます。この件につきましては、職員に係る、もう報道等もされましたけれども、処分等に対します町のほうが提訴されたというような内容でございます。町としましては、処分につきましては、適正な処分を行っているということで考えておりますので、今回、この提訴に対しましては、町としては争っていくというような考えでございます。

以上であります。

○総務課長（末永恵治君）

2番目の文書広報費の通信運搬費ですけれども、今年度10月より郵便料金が値上げされるということで、例年ベースより不足するであろうという額を計上いたしております。ただ、補助事業等を活用いたしまして、これは一般単独事業ですので、補助事業等を活用したりしまして、そちらに回せるところは各課にお願いして、郵便料に頼らないメールとか、そういうものでも郵便料の削減を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず1つ目でございますけれども、企画費にございます費用弁償から使用料、賃借料等についてでございます。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税におきまして、寄附者の御意向によりまして、遊休の農地あるいは土地、そういうところを活用しながら観光誘客を図る宿泊施設、あるいはそういう活動について、研修に職員、あるいは民間の方に行ってほしいという御意向に伴いまし

て、場所といたしまして山形県のスイデンテラスというところを、ぜひ民間の方を含めて実証研修に行ってほしいということからの旅費等のものが計上されているというところでございます。

次に、必ず気になる高原プロモーション事業というところで、これも同じく旅費等が計上されているわけでございますけれども、こちらにつきましては、7月の27日でございますけれども、奈良県の橿原市長が宮崎市で行われます「えれこっちゃみやざき」というところで、姉妹都市を結んでいらっしゃると思いますので、こちらのほうにお見えになりました。その際に、橿原の市長が高原町にもその午前中にお見えになられまして、以前にも、御夫婦で高千穂の峰に登られてきているそうでございます。その際に高原町にお越しになられた際に、高原町、そして宮崎市、橿原市、この天孫降臨、神武天皇のこの流れを一体的に連携していければというような話になったものですから、今回、商工や観光協会、そういうところと連携しながら、こちらのほうもいろんな多方面、例えば物産、教育、そういうものを連携するような実証の研修ということの旅費ということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○総合政策課長（横田秀二君）

引き続きまして、企画費の中ですけれども、本町においては、令和8年度に小中学校を統合する方針を決定しております。統合後の跡地利活用については喫緊の課題となっております。今回、狭野小、広原小、後川内小中学校の有効な活用方法の検討に必要な参考資料とするため、高原小学校区を除く世帯を対象にしましてアンケート調査を実施するものでございます。

内訳としましては、消耗品費、こちらは返信用封筒、あと、通信運搬費ですけれども、郵送料を計上いたしているものでございます。

以上でございます。

○福祉課長（馬場倫代君）

軽度・中等度難聴児補聴器構入費助成事業についてでございますが、まずこちら、18歳以下の身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成する事業でございます。

費用といたしましては、耳かけ型が5万2,900円、それをまず2台分と、耳穴型を9万6,000円の2台分といたしまして、それに諸経費等を掛けたもので31万6,000円と、これに対しまして、低所得者生活保護世帯については10分の10を助成することとしておりますが、それ以外につきましては、県費、町費合わせて3分の2を助成するという事業でございます。

以上です。

○農政林務課長（中別府和也君）

林業振興費の御質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣捕獲対策事業の委託料の補正50万円につきましては、町内でも特に鹿児島地区、川平地区にイノシシ被害が多いということで、猟友会に依頼をしまして、集中的に区画補助、あるいはわなの確認を行うための費用として、増額補正を行うものでございます。

続きまして、高原町特用林産物需要拡大支援事業補助金につきましては、町内のシイタケ栽培事業者が消費販路拡大活動を行うため、商談会及びイベントに参加するための事業に対する補助金でございます。

事業費は総額で69万円でございまして、県補助金が2分の1の34万5,000円、町補助金が事業費の6分の1以内となっておりまして、11万5,000円、残り3分の1になりますけれども、事業者負担となっております。

なお、県補助金は、直接事業者へ交付されることとなっております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

申し上げますけれども、この件は委員会付託になりますので、委員会で聞けることは、委員会のほうでお願いしたいと思います。

○3番（福澤卓志君）

1番の訴訟の件に関しては、もうこれで決着できそうな見込みなのか、もう事前に相談をして、ある程度見通しが立って、もうできるのか。ちょっとどうなのでしょう。昨今、いいニュースが町内の新聞をにぎわしている気がするんですけど、今回ちょっとまたがくつとくるような内容が挟むというところもありまして、懸念がございますので、できるならば早期に解決をしていただきたいと思っていますけど、再度、その部分に関しての見込みも含めて伺いたいと思います。

それと、補聴器の補助に関してなんですけれども、18歳以下の人に対しての購入費補助ということで、4名の方になるんですか、2台ずつの4台購入費。どれくらいの方が購入したいと思っておられるのか、把握されていたら、人数等分かれば教えていただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の件でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、町としては適正な判断、職員に対する処分を行ったと、そういうふうに理解をしておりますので、それに対します提訴でありますので、当然、町としてはこの件については争っていくと。今後の成り行き等については、まだ現在、訴状が届きまして、これから口頭弁論等がまだ今から始まるという段階でありますので、どれくらい期間がかかるのか、そういったことについては、現状ではお答えはできない状況でございます。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

想定では両耳にかけるということで2人と、現在はお1人の方から相談を受けているところです。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

訴訟の結果は聞きませんが、この110万円の内訳ですが、大体1回当たり55万円ずつ支払っていたと思うんですけど、1回分なのか2回分なのか。

それと確認ですが、一番最後のページの、まち・ひと・しごと推進基金の積立金なんですけど、使途のこれまでの経過とかをちょっと聞きたいんですけど、担当課は総務課でいいですか。

○総務課長（末永恵治君）

今回の補正の一般管理の委託料ですけれども、訴訟に関する費用ということで、計算上は55万円の2件分というふうにしておりますけれども、現予算もありますので、その辺での対応となってくるかと思います。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎ 日程第2 議案第42号 高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第2、議案第42号、高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第42号、高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書では12ページをお開きください。

国において、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令等の整備等及び経過措置に関する政令が制定されたことにより、今回これに関連いたします高原町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきまして、まず、第14条の改正でございますが、法律の改正による引用条文の改正等を行うものでございます。

次に、附則でございますが、この条例改正の施行期日につきましては、令和6年12月2日とし、罰則の適用における経過措置としまして、記載のとおり定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

1点だけ、マイナンバーカードを保険証として利用することに関する話だと思っているのですが、今後の手続ですがどういった、例えば、これは12月2日から施行となっていますけれども、今持っている紙の保険証の返還が必要になるのかとか、どういうふうに手続してマイナンバーカードで代用していくような形になっていくのかというあたりの説明をいただきたいなど。

例えば、マイナンバーカードで代用する場合に、紙の保険証を多分返還しなければいけないと思うんですけども、そういった手続を教えてください。

○町民課長（江田雅宏君）

まず、今回の条例の改正によりまして、12月の2日からマイナンバーの保険証のほうに変更していくんですけども、現在の被保険者証、こちらにつきましては、既に今回の7月の切替えのときに、今年の8月1日から来年の7月31日までの期限として郵送している分がございます。こちらにつきましては、そのまま継続で使うことができます。それが切れまして、来年の7月31日以降になろうとは思いますが、そちらにつきましては、資格情報のお知らせといったもの、あと、資格確認書、こちらをそれに合わせて、切れる前に郵送するような形になりますので、現状では、今の保険証がそのまま使えると。マイナ保険証をもう既に持っていらっしゃる方につきましては、そちらを利用できるというような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

この被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合とあったのが消えているんですけど、これで具体的にどういったことを想定されているのか、ちょっといまイメージできないので、改正後のものが現行とどう違うのか、もうちょっと具体的に場面を想定して説明いただけませんか。

○町民課長（江田雅宏君）

分かりづらかったと思うんですけども、ちょっと長くなるかもしれませんが、御説明申し上げます。

もともとこの条例第14条では、資格取得とか喪失の届出に関するもの、そして被保険者証等の資格喪失した場合の届出と被保険者証、保険証の返還をしなかった場合に加えまして、虚偽の届出、保険料滞納者が納付しない場合の被保険者証等の返還を求めることに対しまして、これに応じない場合、罰則を適用するというようになっておりました。

これが今回の改正におきまして、資格取得、喪失の届出をしなかった場合及び虚偽の届出をした場合の罰則に変更となりまして、保険料滞納者が納付しない場合の被保険者証等の返還要求に応じない場合の条文が削除されております。

このため、このような形になっているんですけれども、下のほうの経過措置としましては、被保険者証の返還に応じない者、世帯主の罰則適用についてはこれまで同様ですよということで経過措置を設けているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

すみません、もう少し。被保険者証の返還を求められてこれに応じないというのが改正前にありました。改正後はそれがなくなりました。それがマイナ保険証の関連とどう違いがあるのかというのはちょっと分からないんです。どうしてここが、法改正によって変わったのは分かるんですけど、どうしてこれが削除になったのかとか、その辺が。通常、返還を求められてこれに応じない場合というのは罰則適用になると思うんですけど、なぜそれが削除されたかという経緯とかが分かれば教えてもらいたいんですけど。

○町民課長（江田雅宏君）

被保険者証というものが今回の改正でなくなりますので、その部分が削除されたというのがまずもってあります。それが今度はマイナ保険証に変わるので、その部分の条文、国民健康保険法の条文が削除されたとなっております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。議案第42号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第3 議案第43号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第3、議案第43号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第43号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

学校基金の充当区分について、閉校式を含む学校統廃合に要する費用も対象にするため、条例改正を行うものであります。

学校基金は、その多くが学校林の売却益を積立ての原資としております。学校林の植林や育林は、その当時の保護者や児童生徒の出役により行われてきており、学校、PTA、地域の財産との思いもあります。

令和7年度の小中学校の閉校に当たり開催される閉校式の開催費用や記念誌等の経費について、学校基金も財源とすべきではないかとの多数の意見がございました。したがって、閉校式を含む学校統廃合に要する費用についても、学校基金の充当先に含めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（温水宜昭君）

学校基金の使途についてでありますけれども、再来年の3月、4月から統合した学校ということになると思うんですけれども、それまでの学校基金の使途関係、使用関係がもし分かれば、予定が分かれば教えていただきたいんですけれども、経費等は大体限られてくると思うんですけれども、小学校の改修費とかその辺を含めて、この学校基金が今、5,100万円ぐらいあると思うんですけれども、その中でやっていけるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

今回、学校基金の条例改正いただきまして、その後、補正予算で学校の閉校式に係る実行委員会の予算ということで補助金を、5つの実行委員会ができる予定なんですけれども、各今年度50万円ずつということで、250万円の補正予算を今回計上いたしております。

なお、来年度については、今後、実行委員会がまだ設立されていないところもございますけれども、一貫教育校準備委員会の式典部会、そしてその実行委員会と協議を進めながら、来年度の予算については協議をしていかなければいけないと考えております。その分が、閉校までに必要となる予算というふうに考えております。

これまでであれば、学校の新設、修繕、改修等、そういったものに使うということでしたので、その後は閉校式等もまた予定されますので、そのあたりに使うのか、そして、それ以前に高原小学校は来年度改修を予定していますので、そのあたりの財源とするのかというのは、今後、詰めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。議案第43号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第44号 高原町企業立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第4、議案第44号、高原町企業立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第44号、高原町企業立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方税の課税免除または不均一課税に伴う地方交付税の減収補填措置の適用期間が令和9年3月31日まで延長されたことから、所要の改正を行うものでございます。

この条例の適用期日でございますが、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。

本改正条例の想定している適用事業者の数について、既存の事業者及び今後立地予定の事業者の数を教えてください。

それから、本改正条例による過疎法及び租税特措法の適用の対象の事業者なんですけど、これは立地企業は工業団地のみを適用するものか否か、町内全域なのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○税務会計課長（中嶋雄二君）

御質問にお答えします。

本条例の適用の事業所の数なんですけど、現在のところ3事業所となっております。今後の見込みにつきましては、まだこちらのほうでは把握していない部分もありますので、今後、この事業に該当する場合は、その事業所と御相談しながら進めていきたいと考えております。

2点目の工業団地のみ範囲ですが、3年前に新過疎法の過疎地域持続発展計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種と変更になっておりまして、その区域については高原町内となっております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。議案第44号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第5 議案第45号 分担金を徴収すべき事業について

○議長（前原淳一君）

日程第5、議案第45号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第４５号、分担金を徴収すべき事業について御説明いたします。

議案書では１６ページをお開きください。

高原町土木工事事業分担金条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します事業件名につきましては、令和６年６月２０日から６月２１日の梅雨前線豪雨によります令和６年発生農事災害復旧事業でございます。

関係ある者の範囲につきましては、当該事業により利益を受ける者でございます。受益の限度といたしましては、総事業費から県支出金及び起債を控除した額でございます。

なお、現在までの災害発生状況を申し上げますと、農地１か所、農業用施設災害３か所、合わせて４か所でございますが、今回の分担金徴収に関しましては、農地１か所の災害分でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、議案第４５号を採決します。議案第４５号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第６ 議案第４６号 字の区域の変更について

○議長（前原淳一君）

日程第６、議案第４６号、字の区域の変更についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第４６号、字の区域の変更について御説明いたします。

議案書では１７ページから１８ページをお開きください。

なお、資料といたしまして、別冊に位置図を配付いたしておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

地方自治法第260条第1項の規定により、高原町内の字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

これは、県営畑地帯総合整備事業、後川内地区、楠木塚換地区において、土地改良事業を施行したことに伴い、従来の字界を新たな字界に変更するものでございます。

後川内地区は、平成25年度に県営畑地帯総合整備事業として採択され、事業主体であります宮崎県西諸県農林振興局が工事を進め、楠木塚換地区は令和3年度に整備が完了したものでございます。その結果、大字後川内字西田5249番4、5256番1の一部、5256番2の一部、5256番3、5257番1の一部、5257番2の一部、5257番3を大字後川内字楠木塚に編入し、大字後川内楠木塚3960番3の一部を、及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部を大字後川内字西田に編入するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第47号 工事請負契約について

○議長（前原淳一君）

日程第7、議案第47号、工事請負契約についてを議題とします。

当局から提案類の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

議案第47号、工事請負契約について御説明いたします。

議案書の19ページをお開きください。

令和6年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）並木旭台線並木工区工事につきましては、令和6年8月8日に入札を実施いたしました。

工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

当路線につきましては、令和2年度から道路改良工事に着手しており、今年度におきましては、施工延長180メートルを予定いたしております。

なお、令和7年度をもって事業完了の見込みとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。議案第47号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第48号 工事請負契約について

○議長（前原淳一君）

日程第8、議案第48号、工事請負契約についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君） [登壇]

議案第48号、工事請負契約について御説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

令和5年発生道路災第35号一般町道中入木6号線につきましては、令和6年8月8日に入札を実施いたしました。

工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この路線につきましては、令和5年7月の梅雨前線豪雨により被災し、同年12月に災害査定を受検いたしたものであります。今年度末の復旧完了を目指してまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

すいません、年度内に工期を完了したいという話でしたけど、ちょっとこの時期に補正予算が上がってきたので、間に合うかどうかちょっと懸念があるんですけど、災害査定が令和5年の12月だったものについて、ちょっとどうなのかなと。計画とかを教えてくださいませんか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

御質問にお答えします。

本路線については、言われたとおり12月に査定を受けていますけども、その後、詳細設計を行いまして、この土地については^{*}3件の用地買収も含んだことからこの時期になっております。工事については、一応書いてあったとおり年度末の工事完成を目指しております。

以上です。

※74ページに訂正発言

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○5番（末永充君）

金額が7,686万6,000円ということで、この工法等と延長をちょっと教えてください。

○建設水道課長（酒匂政利君）

本路線の復旧延長ですけども、復旧延長が21メートル、災害直高が20メートルあることから、補強土壁工323平米、工事の高さが9メートルになります。あと、浸食防止、植生マット工697平米、舗装工184平米ほかになっておりますけども、先ほど言いました補強土壁工については、去年やりました十文字鷹巣原線をイメージしていただければ分かると思いますけれども、垂直に擁壁を積む工事になります。多少、アンカーのやり方が違いまして、布状のものを転圧によって補強する工法になっております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。議案第48号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第49号 町道の廃止について

◎ 日程第10 議案第50号 町道の認定について

○議長（前原淳一君）

日程第9、議案第49号、町道の廃止について及び日程第10、議案第50号、町道の認定についての2件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第49号、町道の廃止について及び議案第50号、町道の認定については関連がございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案書の21ページ、22ページをお開きください。

当議案につきましては、道路法第10条第1項の規定により町道の廃止をしたいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

位置図につきまして、別冊の資料を御覧いただきたいと思います。

町道中平宇都線につきましては、一部の区間につきまして、現状、農作業道的な利用がなされていることから、今回、町道の廃止をお願いするものでございます。

町道の廃止についてと関連があります町道の認定でございますが、先ほど廃止路線のうち、町道の機能を有します延長210.5メートルの区間につきましては、改めて町道の認定を行いたいことから、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。

まず、議案第49号について許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第50号について質疑を許します。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

町道の延長を320メートル廃止して、210メートルをまた設定し直すということなんですけれども、延長の違いの110メートルの区間、私、現地を見ていないのでよく分からないんですけど、多分、農政の補助事業で舗装工事を実施するのかなというふうに受け止めたんですけど、現状、もともとの廃止予定の320.5メートルについては、舗装が入っていないんでしょうか。それとも、何か打ち替えか何かで補助事業を活用するのか、そのあたりを説明していただけたらと思います。

○建設水道課長（酒匂政利君）

改めて認定する町道についてですけども、現状、幅が大体2.5メートルで未舗装区間です。これについては、現状のところ舗装等の予定はないところでございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、議案第49号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第50号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって討論を終結します。

これより各案の採決を行います。

まず、議案第49号の採決を行います。議案第49号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号の採決を行います。議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第52号 令和6年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第11、議案第52号、令和6年度高原町介護保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第52号、令和6年度高原町介護保健事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の予算を歳入歳出それぞれ5,264万8,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億4,161万5,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

総合相談事業費につきまして、会計年度任用職員に係る報酬等の増額を行うものであります。財源としましては、第1号被保険者保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を充当するものであります。

次に、償還金としまして、令和5年度の介護給付費事業等の確定に伴います国、県や支払い基金への償還金として、4,236万7,000円を増額するものでございます。財源としまして、繰越金を充当いたしております。

次に、一般会計繰出金につきまして、令和5年度の一般会計負担分の精算に伴います繰出金として、756万9,000円を計上いたしております。財源としまして、繰越金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。議案第52号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 議案第53号 令和6年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第12、議案第53号、令和6年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）[※]●●●●●●●●を議題とします。[※]6字削除（削除部分は、本会議の許可を得て取り消した発言である。）

※下段に取消発言

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第53号、令和6年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正の内容であります。宮崎フリーウェイ工業団地への企業の進出に伴う水道管本管の延長を行うための経費等についての補正でございます。

別冊の水道事業会計補正予算（第1号）の1ページをお開きください。

第3条のとおり、当初予算の第4条に定めた資本的収入のうち、他会計負担金を430万円増額し、資本的支出のうち建設改良費を650万円増額するものであります。これに伴います補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

訂正をお願いします。私は先ほど、議案の説明の中で令和6年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）契約についてと申し上げましたけれども、契約については削除方をお願いします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（福澤卓志君）

何度も確認をさせていただいて申し訳ないのですが、この配管整備の中で、消火栓を設置する考えがあるかを伺いたと思います。

○建設水道課長（酒匂政利君）

今回の工事では本管の配管のみで、消火栓の設置は予定しておりません。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第54号 令和6年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第13、議案第54号、令和6年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第54号、令和6年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第2条ですが、資本的収入2,279万9,000円、資本的支出715万円をそれぞれ補正するものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費で全自動血球計数器の更新を計上いたしております。資本的収入につきましては、医療機器購入事業として企業債2,279万9,000円を計上いたしております。今回の全自動血球計数器及び当初予算で計上しました医事システムの整備に充てる予定といたしております。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を3ページから6ページに添付いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

全自動血球計数器の更新と、あと医事システムの整備が追加の予算だと思うんですけど、まず、全自動血球計数器はどんな状態なのかということと、それぞれの備品の内訳、それぞれ幾らずつ充てているのかという点、それから、医事システムの整備について、当初予算で金額が不足すると思ったんですけど、その経緯などを教えていただければと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

お答えいたします。

今回、補正予算として新たに計上いたしました全自動血球計数器でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、715万円の購入費を見込んでおります。今回購入する台数は1台でありまして、この機械は、赤血球などの血球数を検査する機械でございます。平成22年度に導入して、耐用年数は既に経過しておりますが、機器の状態がよかったものから、当面は使用可能と判断しております。

した。しかしながら、最近になりまして、検査試薬の製造が中止になると、そして保守が今年度末をもって中止になると、そういった情報をキャッチしたものでございますから、今議会において補正予算の御提案をさせていただいた経緯でございます。

あと、財源のお話があったと思いますが、当初予算においては、まず起債を1,000円という形で、起債の借入れをまず予定はしていましたが、具体的な数字は入れていないということでありましたが、これは現金が不足した場合、起債が借りられないという状況も想定して、当初入れないという病院会計独自の伝統といいますか、そういった会計のつくり方がありました。しかしながら、今回、起債の借入れができるというところから、当初予算で計上しました医事システムと今回の全自動血球器の財源として、起債の借入れをするということになったわけでございます。

その内訳ですが、まず医事システムでございますが、補助事業が全く何もないものでございまして、医事システムの支出は1,827万円を予定はしております。企業債を借りるわけでございますが、企業債は10万単位ということで、10万円が最小単位でございますので、1,820万円を充当し、残りの7万円については一般財源というような形で今のところは整理しております。

全自動血球計数器でございますが、715万円に対して企業債を460万円、そして残りの262万円につきましては、国保調整交付金というものを充て込んでおりまして、それとあと一般財源、これを足して、先ほど申し上げました262万円、財源としたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第14 議案第55号 令和6年度高原町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第14、議案第55号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第55号、令和6年度高原町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

第2条のとおり、当初予算の第3条に定めた収益的収入のうち営業外収益を740万9,000円、収益的支出のうち営業費用を740万9,000円増額補正するものでございます。

内訳につきましては、営業外収益では、処理施設の維持管理適正化計画作成業務委託に対する国庫補助金が600万円、今年度実施している処理施設の機能強化対策工事の現場技術支援業務委託に関する他会計補助金が140万9,000円でございます。

営業費用では、ただいま述べました処理施設の機能強化対策工事における現場技術支援業務委託料としまして176万2,000円、処理施設の維持管理適正化計画作成業務委託料としまして600万円の増額及び修繕費35万3,000円の減額を計上いたしております。

これに伴います補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を継続します。

-
-
- ◎ 日程第 15 認定第 1 号 令和 5 年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 16 認定第 2 号 令和 5 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 17 認定第 3 号 令和 5 年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 18 認定第 4 号 令和 5 年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 19 認定第 5 号 令和 5 年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 20 認定第 6 号 令和 5 年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第 21 認定第 7 号 令和 5 年度高原町工業用水道事業決算認定について
 - ◎ 日程第 22 議案第 56 号 令和 5 年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
 - ◎ 日程第 23 議案第 57 号 令和 5 年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第 15、認定第 1 号、令和 5 年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 23、議案第 57 号、令和 5 年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

それでは、各会計の令和 5 年度決算につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

認定 1 号、令和 5 年度高原町一般会計歳入歳出決算、以下各事業の決算につきまして説明いたします。

議案書は 23 ページからとなっております。

まず、お手元に一般会計歳入歳出決算書のほか、5 特別会計、3 企業会計の決算書と監査委員の決算審査意見書の写し、決算内容の主な事務事業を記載しました決算に関する附属資料を配付いたしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

さて、令和元年度末から続く新型コロナウイルス感染症につきましては、令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行となり、これまでの様々な制限が少しずつ緩和され、以前の生活に戻りつつあります。

一方、社会、経済に目を向けますと、コロナ前への復調を期待するも、ほとんどの業態における従業員、担い手の不足、海外における紛争、原油、物価等の高騰、円安など、世界規模の様々な諸問題の長期化が、我々の日常生活にも大きく影響し、なかなか明るい兆しが見えてこないのが現状であります。

このような諸課題への抜本的対策が求められる中、地方財政は本町をはじめ多くの自治体において、財源確保対策や人口減少対策、少子高齢化等による社会保障費の増加、公共施設等への老朽化対策への対応など、より一層厳しい状況に置かれております。

このような厳しい財政状況ではありますが、令和5年度におきましても、町民の皆様の様々なニーズに応えるため、行財政運営の効率化を図りながら、各種事業の執行に努めてまいったところであります。

それでは、認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

別冊の一般会計歳入歳出決算書、5ページ、6ページをまずお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は75億3,561万9,242円となったところでございます。次に、9ページ、10ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は74億3,679万3,558円となったところでございます。最終ページの93ページをお開きください。

実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

第3項の歳入歳出差引額は、第1項の歳入総額75億3,561万9,000円から、第2項の歳出総額74億3,679万4,000円を差し引きまして、9,882万5,000円となったところであります。

続きまして、第5項の実質収支額は、ただいまの歳入歳出差引額から、第4項の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額となります。第4項が繰越明許費繰越額と事故繰越し繰越額を合わせました2,751万4,000円となったため、第5項は7,131万1,000円となったところであります。

次に、財政構造から見た決算の状況につきまして、決算に関する附属資料で説明を申し上げます。別冊の附属資料を御用意いただき、3ページを開きください。

まず、歳入内訳の主な項目を説明いたします。

初めに、第1項の町税でございますが、8億4,533万1,000円で、全体の11.2%を占めております。前年度と比較しますと、2,420万2,000円、2.9%の増となったところであります。

続きまして、第11項の地方交付税でございますが、27億3,401万3,000円で、全体の36.3%と最も大きな割合を占めております。前年度と比較いたしますと、9,887万3,000円、3.5%の減となったところであります。

普通交付税につきましては、個別算定経費における社会福祉費の減等により、前年度比6,397万4,000円の減、特別交付税につきましては、前年度比3,489万9,000円の減となったところであります。

続きまして、第15項の国庫支出金でございますが、9億6,142万7,000円で、全体の12.8%を占めております。前年度と比較しますと、コロナ関連交付金等の減や、4年度に実施した民

間の認定こども園等施設整備に対する交付金事業の皆減などにより、9,029万2,000円、8.6%の減となったところでございます。

続きまして、第16項の県支出金でございますが、7億7,261万4,000円で、全体の10.3%を占めております。前年度と比較いたしますと、強い農業づくり総合支援交付金事業の皆増などにより、2億3,424万8,000円、43.5%の増となったところでございます。

続きまして、第18項の寄附金でございますが、6億224万5,000円で、全体の8.0%を占めております。前年度と比較しますと、ふるさと納税寄附額の増により、1億3,120万1,000円、27.9%の増となったところでございます。

続きまして、第19項の繰入金でございますが、4億1,795万6,000円で、全体の5.6%を占めております。前年度と比較しますと、財政調整基金やふるさと振興基金等からの繰入額の増により、6,539万7,000円、18.5%の増となったところであります。

続きまして、第22項の町債でございますが、4億6,706万6,000円で、全体の6.2%を占めております。前年度と比較しますと、近年の大規模災害に係る災害復旧事業債の増などにより、8,496万7,000円、22.2%の増となったところでございます。

以上、歳入合計は75億3,561万9,000円で、前年度と比較しますと、3億4,121万3,000円、4.7%の増となっております。

次に、右の円グラフを御覧いただきたいと思います。

歳入全体の状況でございますが、町税、繰入金などの自主財源は、22億7,506万円で、全体の30.3%となっております。

一方、地方交付税、町債などの依存財源は、52億6,055万9,000円で、全体の69.7%となっております。

4ページをお開きください。

目的別歳出内訳の主な項目を御説明いたします。

初めに、第2項の総務費でございますが、17億2,443万5,000円で、全体の23.2%を占めております。前年度と比較いたしますと、ふるさと納税特産品贈呈事業の増などにより、5,746万2,000円、3.4%の増となったところであります。

続きまして、第3項の民生費でございますが、19億7,211万円で、全体の26.5%を占めております。前年度と比較いたしますと、介護給付・訓練等給付費や養護措置費等の増などにより、6,944万8,000円、3.7%の増となったところであります。

続きまして、第4項の衛生費でございますが、6億5,548万5,000円で、全体の8.8%を占めております。前年度と比較いたしますと、病院整備費の減などにより、2億1,124万7,000円、24.4%の減となったところであります。

続きまして、第6項の農林水産業費でございますが、7億6,559万2,000円で、全体の10.3%を占めております。前年度と比較いたしますと、強い農業づくり総合支援交付金事業の皆増などにより、1億8,303万9,000円、31.4%の増となっております。

続きまして、第10項の教育費でございますが、5億2,609万4,000円で、全体の7.1%を占めております。前年度と比較いたしますと、64万1,000円、0.1%の減となっております。

続きまして、第12項の公債費でございますが、5億7,414万9,000円で、全体の7.7%を占めております。前年度と比較いたしまして、1,391万7,000円、2.5%の増となったところであります。

以上、歳出合計は、74億3,679万4,000円で、前年度と比較いたしますと、3億3,652万4,000円、4.7%の増となったところであります。

次に、5ページを開いてください。

性質別歳出内訳の主な項目を説明いたします。

初めに、第1項の人件費でございますが、10億7,112万5,000円で、全体の14.4%を占めております。前年度と比較いたしますと、220万1,000円、0.2%の増となったところであります。

続きまして、第2項の扶助費でございますが、11億7,512万6,000円で、全体の15.8%を占めております。前年度と比較いたしますと、介護給付・訓練等給付費や、教育・保育給付費、保育事業等、経常的経費の増に加え、国の住民税非課税世帯や低所得者等への給付金事業等の実施により、2億2,785万4,000円、24.1%の増となっております。

続きまして、第4項の物件費でございますが、9億3,611万5,000円で、全体の12.6%を占めております。前年度と比較いたしますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業における委託料等の大幅な減額などにより、4,710万1,000円、4.8%の減となったところであります。

続きまして、第6項の補助費等でございますが、13億5,052万7,000円で、全体の18.2%を占めております。前年度と比較いたしますと、病院整備費の減などにより1億6,420万2,000円、10.8%の減となったところであります。

続きまして、第10項の投資的経費でございますが、10億827万5,000円で、全体の13.6%を占めております。前年度と比較いたしますと、普通建設事業が強い農業づくり総合支援交付金事業の改造などにより、7,521万3,000円の増、また災害復旧事業が2億1,652万3,000円の増となり、投資的経費全体では2億9,173万6,000円、40.7%の増となったところであります。

次に、右の円グラフを御覧いただきたいと思います。

歳出全体の状況でございますが、人件費、扶助費、公債費を合わせました、義務的経費は28億2,040万円で、37.9%となっております。

また、普通建設事業と災害復旧事業を合わせました投資的経費は、10億827万5,000円で、13.6%となっております。

さらに、繰出金、補助費等を合わせましたその他の経費は、36億811万9,000円で、48.5%となっております。

以上、令和5年度一般会計への歳入歳出決算の状況につきまして、御説明いたしました。

本町は依然として、地方交付税や国県補助金、町債などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造であるとともに、社会保障関連経費等、今後も義務的経費が高い水準で推移していくことが想定されます。

好調なふるさと納税ではありますが、国などの動向をしっかりと把握し、一喜一憂することなく、冷静な判断、取組が求められております。

また、高原病院の経営状況につきましては、予断を許さない状態が続いております。町全体の将来に関わる危機的状況もございます。現在の取組にさらに踏み込んだ見直しが必要であるというふう

に認識をいたしております。

このような状況におきましても、災害復旧事業や原油や物価高騰対策事業など、緊急的、優先的な施策に対応できる体力も保持する必要があります。

そのような中、第6次総合計画をに掲げた「みんなでつなぐ「神武の里」水とみどりと神話が輝く健幸なまち」の実現に向けて、町外からの財源の獲得にも力を入れながら、限られた財源を最大限に活用し、各分野施策を展開していく必要があります。

今後とも、議員各位をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力を得ながら、財政の健全化と安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、議案書の24ページでございます。

認定第2号、令和5年度、高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

別冊の令和5年度、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は20万3,446円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額が20万2,700円となっております。この結果、歳入歳出差引残額は746円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、繰入金については2万1,000円を一般会計から繰り入れております。繰越金446円は、前年度からの繰越金となっております。諸収入の貸付金元利収入につきましては、貸付金の回収結果として18万2,000円の収入となっております。

7ページ、8ページの歳出でございますが、貸付金の回収に伴う事務費であります需用費から役務費までの歳出額は5万7,700円となっております。

繰出金の14万5,000円は、住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。

次に、議案書の25ページをお開きください。

認定第3号、令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

別冊決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は3,953万1,829円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は3,670万4,864円となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は282万6,965円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページから8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主な内訳でございますが、使用料504万2,680円、国庫補助金700万円、県補助金※14万円、一般会計繰入金1,179万141円、繰越金348万9,008円、町債1,080万円の収入となっております。※下段に訂正発言

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

歳出の主な内訳でございますが、農業費の需用費につきましては、光熱水費、施設の修繕料等として234万3,025円を、委託料につきましては、施設保守点検業務委託費及び公営企業会計移行支援業務委託費として948万1,705円を、工事請負費につきましては、処理施設の機能強化対策工事として1,400万円を、公債費につきましては1,069万4,641円を支出いたしております。

以上でございます。

ただいまの説明の一部訂正を申し上げます。

5ページから8ページ歳入の内訳でございますが、その中で県補助金の額、私14万と申し上げましたけれども、県補助金が正しくは140万円でございます。140万円に訂正いたします。

続きまして、議案書では26ページをお開きください。

認定第4号、令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、被保険者の方の健康増進と福祉の向上に重要な役割を果たしております。国民健康保険財政運営は、医療技術の進歩により、当町に限らず国内全体でも医療費が伸びていること、被保険者数の減少による財源確保などの対応に苦慮いたしているところでございます。

こうした中で、本町の令和5年度国民健康保険の加入状況でございますが、年度平均被保険者数は2,255人、前年度の2,409人に比べまして、154人の減少となっております。

また、年度平均世帯数につきましても、1,475世帯、前年度の1,553世帯に比べまして、78世帯の減少となっております。

別冊決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計につきましては、収入済額が13億6,886万1,828円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計につきましては、支出済額は13億6,709万2,976円となっております。これにより歳入歳出差引金額は、176万8,852円となったところであります。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

国民健康保険税の収入済額は、2億2,554万9,791円で、前年度と比較しまして12.8%の減となったところであります。

国民健康保険税の現年課税分の収納率は95.8%となっており、前年度と比較しまして1.6%の減となっております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

県支出金につきましては、収入済額が10億124万1,318円で、前年度と比較しまして3.3%の減となっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

繰入金につきましては、収入額が1億2,927万4,861円で、前年度と比較しまして0.4%の増となっております。

繰越金につきましては、収入済額が1,073万4,296円で、前年度と比較しまして63.2%の減となっております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

総務費については、支出済額が1,462万3,843円で、前年度と比較しまして56.6%の減となっております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費につきましては、支出済額が9億7,164万9,403円で、前年度と比較しまして0.4%の減となっております。また本町の1人当たりの医療費は49万5,318円となり、前年度と比較しまして2万8,501円の増となっております。

次に、17ページ、18ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、県に納付する納付金でありまして、支出済額が3億6,087万5,315円となり、前年度と比較しまして5.2%の減となっております。

次に、19ページ20ページをお開きください。

保険事業費については、支出額が1,307万5,787円で、前年度と比較しまして28.3%の減となっております。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

最後になりますが、諸支出金の支出済額については686万8,628円で、前年度と比較しまして2.8%の増となっております。

以上であります。

続きまして、議案書では27ページをお開きください。

認定第5号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。
令和5年度末現在、65歳以上の第1号被保険者数は3,698人と、前年度と比べまして5人の減となり、第1号被保険者のいる世帯数につきましては2,653世帯と、10世帯の減となっております。

まず、令和5年度の保険事業勘定歳入歳出決算の状況でございますが、別冊の決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、2ページの収入済額は、14億1,422万4,209円となっております。

決算書、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、4ページの支出済額は13億1,858万282円となっており、この結果、歳入歳出差引残額は9,564万3,927円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、保険料につきましては、2億1,194万6,807円で、前年度と比較しまして1.8%の減となっております。

保険料減の理由としましては、保険料は所得段階ごとに算定されますが、前年度と比較し、低い所得段階の層の被保険者が増えたことに伴うものでございます。

国庫支出金につきましては、3億8,264万6,149円で、前年度と比較しまして^{*}0.6%の減となっております。※74ページに訂正発言

7ページ、8ページをお開きください。

支払基金交付金につきましては、3億2,444万円で、前年度と比較しまして^{*}0.9%の増となっております。※74ページに訂正発言

9ページ10ページをお開きください。

繰出金につきましては、2億3,061万4,026円で、前年度と比較しまして^{*}1.2%の増となっております。※74ページに訂正発言

11ページ、12ページをお開きください。

繰越金につきましては、9,773万7,812円で、前年度と比較しまして^{*}6.3%の増となっております。※74ページに訂正発言

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

総務費の決算額は、2,330万5,249円で、前年度と比較しまして21.1%の増となっております。これは、介護保険事業計画の策定に伴う増及び介護報酬改定によるシステム改修に伴う増となっております。

15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費の決算額は、11億4,391万7,387円で、前年度と比較しまして0.2%の減となっております。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

基金積立金につきましては、5,433万6,000円で、前年度と比較しまして11.3%の増となっております。これは、繰越金の増によるものであります。

地域支援事業費につきましては5,188万5,447円で、前年度と比較しまして1.3%の増となっております。

23ページ、24ページをお開きください。

諸支出金につきましては、4,513万6,199円で、前年度と比較しまして1.2%の減となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出決算について説明いたします。

介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は608万785円となっております。

3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は、459万6,153円となっており、この結果、歳入歳出差引算額は148万4,632円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書について説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、サービス収入につきましては、535万4,340円で、前年度と比較しまして0.5%の減となっております。これは、要支援及び総合事業の認定者数の減によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

サービス事業費につきましては、387万153円で、前年度と比較しまして17.0%の減となっております。これは、会計年度任用職員の人件費の減によるものであります。

諸支出金につきましては、72万6,000円で、前年度と比較しまして103.9%の増となっております。これは、サービス事業計画の剰余金の一般会計への繰出金の増によるものであります。

以上でございます。

次に、議案書の28ページをお開きください。

認定第6号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

まず、後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和6年3月末現在が2,017名となっているものでございます。令和5年3月末現在の被保険者数と比較しますと55名増加しているものであります。それでは、別冊の決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計についてでございます。収入済額が、3億6,500万7,295円となっております。続きまして、3ページ、4ページをお開きください。歳出合計については、支出済額が3億650万6,498円となり、歳入歳出差引算額は、796円となったものでございます。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の収入済額は8,007円9,000円で、前年度と比較しまして1.1%の増となっております。

繰入金の収入済額は、2億1,089万443円で、前年度と比較しまして3.2%の増となっております。

最後に、諸収入の収入済額でございますが1,413万3,548円で、前年度と比較しまして24.6%の減となっております。

次に、歳出について説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

総務費の支出済額は、1,959万6,972円で、前年度と比較しまして9.8%の増となっております。

後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、2億7,863万126円で、前年度と比較しまして1.2%の減となっております。

諸支出金の支出済額は、827万9,400円で、前年度と比較しまして91.2%の増となっております。

主たる要因としましては、他会計へ繰り出す金額が増加したためでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書では29ページになります。

認定第7号、令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について説明いたします。

工業用水道事業は、当初より給水を行っておりませんので、資本的収入及び支出のみの決算となっております。

別冊決算書1ページをお開きください。

資本的収入は、他会計補助金199万4,549円に対しまして、資本的支出は199万4,549円で、内訳は建設改良費の26万497円、企業債償還金173万4,052円でございます。

建設改良費の内訳につきましては、施設維持管理に関わる委託料、企業債償還金の利子の支払いでございます。令和5年度の高原町工業用水道の業務報告は、6ページ以降の決算附属書類に掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案書は30ページになります。

議案第56号、令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について御説明いたします。

別冊の決算書3ページ、令和5年度高原町水道事業損益計算書をお開きください。

令和5年度の営業収益は、対前年度比1.79%増の1億6,009万4,279円、営業費用は1.8%減の1億6,646万5,430円となり、営業収支は637万1,151円の損失でございます。営業収益の内訳ですが、給水収益が1億5,927万3,359円、受託工事収益が60万円、その他の営業収益が12万600円、他会計負担金が10万320円でございます。

一方、営業費用は、原水浄水及び配水費が7,564万5,231円、受託工事費が97万7,421円、減価償却費が8,539万9,930円、資産減耗費が3万1,196円、その他の営業費用は441万1,652円でございます。

次に、営業外収益は、対前年度費21.65%の減の2,218万7,235円、営業外費用は12.18%減の1,045万7,789円となり、営業外収支は1,172万9,446円の利益となっております。

営業外収益の内訳ですが、他会計負担金が210万9,433円、長期前受金戻入が2,007万4,748円、雑収益が3,054円となっております。

一方、営業外費用は、支払利息が1,044万1,497円、特定収入分における仮払消費税及び地方消費税の費用化として、雑支出が1万6,292円であります。よって、経常利益は535万8,295円となります。

次に、特別利益は、資産の減価償却費に含まれる補助金等の相当額の過年度分を収益化した費用としまして35万516円となったところであります。

したがって、当年度純利益は570万8,811円となります。

また、資本金収入額が資本金支出額に不足する額のうち、2,501万4,079円につきましては、建設改良積立金を取り崩して補填したことから、その他未処分利益剰余金変動額に計上しております。これらを合計いたしますと、当年度未処分利益剰余金は3,072万2,890円となります。

次に、2ページにお戻りください。

続きまして、資本金収入及び支出の決算状況について説明いたします。

資本金収入4,698万3,691円に対しまして、資本金支出が1億4,528万4,622円でございます。資本金収入額が資本金支出に不足する額9,830万931円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、建設改良積立金で補填しております。

資本金収入の内訳ですが、企業債が2,000万円、他会計負担金が640万9,691円、補助金が2,057万4,000円でございます。

一方、資本金支出は、建設改良費が9,109万930円、企業債償還金が5,419万3,692円でございます。

次に、決算書6ページをお開きください。

剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書に示しているとおりでございますが、議会の議決によるものといたしまして、今回、資本金収入額が資本金支出額に不足する額の一部として補填いたしました建設改良積立金2,501万4,079円を資本金へ繰入れを行い、処分するものでございます。

建設改良費のうち工事請負費につきましては、決算書15ページの工事の概要を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について説明いたします。

別冊の令和5年度高原町病院事業決算書の3ページをお開きください。

損益計算書における収支を説明いたします。

医業収益は5億4,396万8,080円で、医業費用は8億5,440万2,802円となり、医業損失は3億1,043万4,722円となっております。

医業収益の内訳でございますが、入院収益は2億8,190万1,253円で、前年度と比較しまして3,152万6,256円で、率にして12.6%の増となっております。

外来収益は1億6,831万3,022円で、前年度と比較しますと2,144万6,403円、率にして11.3%の減となっております。

その他医業収益は9,375万3,805円で、前年度と比較しますと4,254万6,537円、率にして31.2%の減となっております。

一方、医業費用の内訳でございますが、主なものは給与費5億9,237万7,945円で、前年度と比較しますと3,935万7,653円、率にして6.2%の減となっております。

材料費は6,024万5,287円で、前年度と比較しますと417万793円、率にして6.5%の減となっております。

経費は1億5,202万8,811円で、前年度と比較しまして113万4,357円、率にして0.8%の増となっております。

次に、医業外収益2億3,180万9,316円でございますが、内訳の主なものといたしまして、他会計負担金の1億7,171万2,053円で、前年度と比較しますと2億193万4,292円、率にして54%の減となっております。

※繰越金は3,568万3,000円で、1,456万円の増、率にして68.9%の増となっております。※69ページに訂正発言

長期前受金戻入れは2,214万7,457円で、前年度と同額でございます。

次に、医業外費用は3,674万6,495円でございますが、内訳は企業債利息、雑損失で、前年度と比較しますと77万7,844円で、率にして2.2%の増となっております。

したがって、医業収支は損失計上の3億1,043万4,722円、経常収支につきましても損失計上の1億1,537万1,901円となったところであります。

次に、特別損失でございますが、退職給付引当金として1,126万2,469円を計上いたしております。

以上のことから、令和5年度は当年度純損失といたしまして、1億2,663万4,370円の計上となっております。

次に、6ページをお開きください。

先ほど御説明申し上げました令和5年度の純損失は、当年度未処理欠損金として減債、利益及び建設改良の各種積立金を繰入れして処分を行う必要がございます。高原町病院事業における剰余金の処分に関する条例第2条第2項においては、各積立金の目的に即した使用を原則といたしておりますが、同条第3項では、あらかじめ議会の議決を経た場合には、その目的外に使用することができるとの規定があることから、令和5年度高原町病院事業欠損金処理計画書のとおり、議会の議決による処理額と条例第2条による処理額に分類して、欠損金処分の議決を求めるものでございます。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。収入2,783万2,528円に対して支出5,376万3,240円でございます。

収入内訳につきましては、他会計負担金2,783万2,528円でございます。

支出内訳でございますが、建設改良費12万3,750円により、血液凝固分析装置の更新を行い、さらには企業債の元金償還金として5,363万9,490円を支出いたしております。

なお、資本的収入額は資本的支出に不足する額2,593万712円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,593万712円で補填いたしております。このことは、決算書2ページ、表下段に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

高原病院を取り巻く状況は依然として厳しく、経営の効率化や医師確保等の課題解決の困難性は極めて高いものと認識をいたしております。今後は、令和6年3月に策定しました公立病院経営強化プランの内容に基づいた取組を進め、依然として蔓延する新型コロナウイルス感染症への対応や救急患者への受入れ等、地域において必要な医療を安定的かつ継続に提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

ただいまの説明、一部修正いたします。

医業外収益の部分でございますけれども、3ページの損益計算書で、医業外収益の補助金という部分を私が繰越金と読み上げました。正しくは補助金でございます。補助金に訂正をさせていただきます。金額が3,568万3,000円となっております。

以上でございます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました日程第15、認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの9件については、9月9日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午後 0時07分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和6年9月9日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和6年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

出席議員(10名)

1番 西嶋 陽代君

2番 岩元 礼子君

3 番	福澤 卓志君	4 番	温水 宜昭君
5 番	末永 充君	6 番	外村 仁君
7 番	郡山 貞利君	8 番	山下 香織君
9 番	陣 圭介君	10 番	前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

○

◎ 日程第1 議案第51号 令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）

○議長（前原淳一君）

日程第1、議案第51号、令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました議案第51号については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより常任委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）

おはようございます。委員会審査報告書（案）を読み上げて提案いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名、議案第51号令和6年度高原町一般会計補正予算（第5号）。

2、審査の経過、令和6年9月6日、9日委員会審査。

本件補正は、歳入歳出それぞれ1億5,311万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億3,992万2,000円と定めるものです。

補正の主なものは、養護老人ホーム峰寿園の施設修繕・改修等経費535万2,000円、放課後児童健全育成事業の基準額見直しに伴う費用及び子ども家庭センター開設に伴う経費1,811万2,000円、町道の維持補修に係る経費1,600万円、6月の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の復旧に係る経費4,599万9,000円、令和5年被災の復旧工事における物価変動による増額費用807万4,000円、企業版ふるさと納税による寄附金2,000円を「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金に積み立てるものです。そのほかについては、補正予算書に記載のとおりです。

3、決定及びその理由、決定、可決すべきものと決定、理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見、なし。

令和6年9月9日、一般会計予算・決算常任委員会委員長陣圭介、高原町議会議長殿。

○議長（前原淳一君）

ここで、福澤議員より発言の申入れがありますので、これを許可します。

○3番（福澤卓志君）

9月6日、議案第51号総括質疑の際、答弁次第では否決するという発言については撤回をお願いいたします。

なお、本議会において不適切な発言をお詫びいたします。

○議長（前原淳一君）

これより常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

私は、総務費、総務管理費、一般管理費、委託料のみ反対をいたします。

今後かかるであろう年数、費用面などを考えても、長期化、費用増となるのではないのでしょうか。それよりも示談となるよう、本人と膝をつき合わせて話をしていただきたいと考えております。同じ町民であり、元同僚という立場からも、何とぞこの面、お考えをお願いいたします。

○議長（前原淳一君）

原案に賛成の方の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、町長より発言の申入れがありますので、これを許可します。

○町長（高妻経信君）

おはようございます。先日の提案理由につきまして一部修正をさせていただきます。

9月6日の本会議におきまして御説明いたしました認定第5号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由につきまして、一部修正をさせていただきます。

修正の内容であります。歳入の内訳のうち国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、そして繰越金につきまして、前年度と比較した増減率が四捨五入の処理の関係で、令和5年度高原町歳入歳出決算等審査意見書の数字と合っていませんでしたので、意見書の数字に合わせるものでございます。

まず該当箇所を読み上げさせていただきます。決算書では5ページから6ページになります。4箇所の修正でございます。

まず国庫支出金につきまして3億8,264万6,149円で、前年度と比較しまして0.6%と申し上げましたけれども0.5%の減に修正をいたします。

続きまして7ページから8ページでございます。

支払基金交付金につきまして3億2,444万円で、前年度と比較しまして0.9%の増と申し上げましたけれども1.0%の増に修正をいたします。

続きまして9ページ、10ページでございます。

繰入金につきまして2億3,061万4,026円で、前年度と比較しまして1.2%と申し上げましたけれども、正しくは1.3%の増でございます。

最後に11ページ、12ページでございますが、繰越金につきまして9,773万7,812円で、前年度と比較しまして6.3%の増と申し上げましたけれども、正しくは6.4%の増でございます。

以上、修正を申し上げまして、併せて御詫びを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○建設水道課長（酒匂政利君）

9月6日に議決いただきました議案第48号の工事請負契約について、中入木6号線の陣議員の質問の中の答弁の中で、土地買収の件数を3件と申し上げましたけれども、2件の誤りでした。訂正し、お詫び申し上げます。

◎ 日程第2 認定第1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第3 認定第2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎ 日程第4 認定第3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第5 認定第4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第6 認定第5号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第7 認定第6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第8 認定第7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- ◎ 日程第9 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- ◎ 日程第10 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第2、認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これから議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず認定第1号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

委員会付託される予定なので、本会議に出られている町長とあと教育長、あとそれから基金に関することをお伺いしたいと思います。

附属資料の第16ページですが、地域おこし協力隊員設置事業に関してですが、委託型地域おこし協力隊員の活動について、それが違法または不当であるとして、今回、一般の住民の方から住民監査請求がなされたと認識しております。結果としては請求棄却となりましたけれども、実態的な住民監査まで進んだのは、地方自治法の下で町政が施行されるようになってから初めてのことでないと認識しております。本件について2点お伺いします。

1点目、住民監査請求の趣旨は、事業執行する上での隊員に対する当局の一般的指揮監督権にとどまらず、関与が不十分であるという点から、事業自体が客観的に見て公正性を欠くという点から生じているものかというふうに思います。請求棄却となりましたが、私から見ても担当職員からの説明が曖昧であったり、疑義を招きかねないものであるということとは否定できません。議会に執行権はありませんけれども、予算審査における説明が不十分であると、今回のように事業執行における職員の資質が問われるような事態にもなりかねません。結果として責任を問われるのは当局のみならず、議決責任を有する議員も同様でありますけれども、これについてどのように考えますか、お伺いしたいと思います。

それから2点目、住民監査請求の結果に付された監査委員の意見を読み上げますけれども、地域協力活動が円滑に行われるために、基礎となる契約内容や実績報告について精査されるとともに、地域おこし協力隊が住民との信頼関係を築き、ここが重要なんですけれども、定住定着を図るため、その活動内容等を広く地域住民に理解してもらう取組を積極的に推進されたいと、このように書かれております。この内容について、現状をどのように認識し、今後どのように取り組んでいく考えかをお伺いしたいと思います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行します。

○9番（陣圭介君）

先ほど地域おこし協力隊事業に関連して、今回のように、もう一度読み上げますと、今回のように事業執行における職員の資質が問われるような事態になりかねないというふうに言いましたが、これはあくまでも事業の執行段階において、その職員が事業執行するその在り方、事業執行に対する姿勢について、一般の住民から疑義が生じる可能性がある事態に陥りかねないよという話をしているわけであって、私どもはその職員を個人的に否定するであるとか、そういう人格的なことを意図したものではありませんので、その辺を御認識いただいて、答弁いただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの陣議員による最後の説明の内容をお聞きいたしました。私どももそれにより理解をさせていただきます。

そのようなことから、先ほど私が、最初の御質問に、もう陣議員の個人的な評価であるというふうな発言をいたしましたけれども、この部分につきましては撤回をさせていただきます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行します。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

一般的な教育ということだと思いますが、教科書につきましては、御指摘のとおり、文部科学省が検定しました教科書を使うということですが、それと副教材は使うということですが、この副教材というのが教科書に準拠しておれば、広く様々な副教材がありますので、なお今、デジタル教科書も使用しておりますので、ICTで、同じ教科書でもデジタル教科書という形もあります。全てを調査することは難しいのですが、学校訪問をしたときには必ず計画書ですね、指導案を作成して提出いたしますので、そこにはどういう教科書のどこを使うというようなことが書かれておりますので、それで把握をしているところです。

前回、陣議員の質問にもあったときに、学校の調査を行ったときに、それぞれ5割から7割で教科書を使っているという状況でありましたので、そういうふうに理解をしております。

以上です。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

陣議員の4つ目の高原町畜産振興資金貸付基金についてお答えいたします。

議会のほうには、訴えの提起ということで上程をいたしまして、可決いただいたところでございます。その後は、財産調査、それから相続調査等を行いまして、実際的には抵当権者がおりまして、そちらの方が民事訴訟法による競売を実施するというので、後ろのほうに話があったところでございます。訴えを起す議決をいただいた後に、その訴える方が亡くなられておりまして、相続人の調査が必要になりました。その後、その相続人につきましては、全てが相続放棄ということで、相続人がいない状態で現在でございます。その中で競売が行われまして、土地、それから家屋、それから附属棟につきまして、2件が競売で売却されたところでございます。残る1か所の家屋のほうが現在残っているんですけども、そちらの抵当権者については動きがないところでございますので、今後、再度、この不動産以外にないのか、動産はないのかというところを再調査いたしまして、顧問弁護士のほうに御相談を申し上げて、債権回収をどのようにやったらいいかということでアドバイスをいただきまして、町の方針を決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

2点目の教育に関する話ですけれども、この間、報告のところ、教育委員会が教育庁に委任している事務の中に、何か今、話を聞いていると、書面上だけでしか実態を把握しないというような言い方をされたように記憶しているんですけども、実際にどういった授業がされているかというのは、中に入って見る人間ってどなたもいらっしゃらないんですか。そうじゃないと、計画書と実態とが全く異なる状態であったとしても、誰もそれをチェックする人はいないですよね。何かそのまま放っておくようなふうに聞こえたんですけども。

私、さっきも言いましたけれども、早急に正確な実態把握に動くべきではないかと。だから、教育委員会が把握しているその内容と、現状、子供たちが受け止めている実態とが乖離していて、何かその子供たちが言うことを全部鵜呑みにするのもどうかと思うんですけども、もしそれが仮に本当であるならば、まずいんじゃないかなというふうにして聞いているんですけども、何もしないで終わらせるような言い方をされたので、もう1回答弁いただきたいと思います。

それから、債権に関する話ですけれども、場合によっては、町が持っている債権の一部を放棄せざるを得ない状況が生まれるということですかね。以上2点お願いします。

○教育長（西田次良君）

授業に関しましては、管理職が日常的に授業は見ております。

教育委員会としましては、先ほど申し上げましたとおり、定期的な学校訪問等で、中に入って授業を見て、そして先ほど申し上げましたとおり、学習指導案等との見比べをしながら授業は参観をしております。そして指導助言をしているところでございます。

以上です。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

お答えいたします。

債権につきましては、まだ不動産のほうが残っておりますので、そちらのほうを回収に努めてまいりたいと思いますけれども、先ほど言われましたとおり、相続人の方も、本人も亡くなられておりまして、財産等の状況を見まして、最終的には債権放棄というのも一つの選択肢かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

教育長、私、本件に関しては、私、教育総務課長とあと対策監にも面談を求めて詳しく説明してあるんですけども、その後、ちょっと進捗がないので、別の学年でも同様なことが行われていたことが判明したので、しっかりと実態把握しないと、子供の学力低下を、何か学力向上を上面だけおっしゃってますけれども、そんな計画、紙の上だけで何ともならない現状というのをしっかりと調べたほうがいいんじゃないですか。もう一回、答弁をお願いします。

○教育長（西田次良君）

先ほども申し上げましたが、授業に関しましては、今回、次もまた計画してありますけれども、毎年必ず1回は学校訪問をして授業観察をして指導助言をしております。授業に関しましては、校長会で、このような授業の、議会で発言があったが、そういうことかというふうに、校長会で話をしておりますので、それ以降も校長はじめ管理職が授業のほうはしっかりと観察をしていると思っております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第56号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第57号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

これも町長にお伺いしますが、本議案ですが、病院事業の積立金の処分について、6日の本会議における説明では、令和5年度の欠損金の処理についてですが、高原町病院事業における剰余金の処分に関する条例第2条第3項の規定により、本来であれば、同条第2項の規定によって、減災積立金及び建設改良積立金はその目的外に使用できないところ、欠損金の穴埋めを議会の議決をもって行う方針であるというふうに受け止めました。この欠損金については、病院の経営が思わしくないところから生じたものであるところ、赤字については令和5年度末の段階で見込みが立っていたと思われませんが、その当時から今回のような積立金を当てにする方針であったのかについてお伺いしたいと思います。

仮にそうであるならば、今回のように決算時に突然提案するのではなくて、あらかじめ議会で説明すべきであったのではないかと思います。何かあたかも議会の議決に責任を押しつけて、例外的措置を積極的に行っているように映るんですけども、考えをお願いします。

それから2番、2つ目ですが、積立金についてですけども、今回認定されれば、総額の残高が2億9,800万円程度から1億7,100万円程度へと減ります。特に建設改良積立金は2億円以上あったものが1億1,000万円余りとなりますけれども、すなわち、条例に規定された本来の目的に使える基金の金額が激減することになりますけれども、今後の積立金の考え方について説明をお願いします。

以上です。

○町長（高妻経信君）

まず最初の御質問でございます。

今回の議案といたしまして、先ほど陣議員からもございましたように、積立金の処分を条例に基づいて行うということになりました。条例上は様々な積立金を、もちろん指摘があって積立しているわけですけども、その中に議会の議決を経て、いわゆる今回生じました欠損金に充てるということになっております。

今回令和5年度でございますけれども、この病院運営につきまして、令和4年度までは、1億8,000万でございましたけれども、運営補助を町から支出をいたしておりました。令和5年度当初に

は、この令和4年度の繰入等もございましたので、その分も運営に充てる分があったこともございます。

この陣議員の御質問の内容は、このやはり資金不足が生じたことが、我々も予測はいたしておりました。ただ、基本的にはこの一般会計からの運営補助をこれまでいたしておりましたけれども、令和5年につきましては、病院の努力によって運営を続けていただきたいということもございました。申しあげました決算のとおり、令和5年につきましては運営補助はしておりません。

今回のこの議案の中で、この基金の処分、積立金の処分、これをもっと今回の議会ではなくて早く出すべきではなかったという御指摘もございました。確かにそういうことも、決算見込み等を見ながら、そういうこともあったかと思います。

それと基金につきましては、今回、この欠損金は1億2,600万円程度でございますけれども、当然基金が減ってまいります。しかし、現状としては、この5年度決算におきましては、こういう方法を取らせていただいたということでございますので、基金が減るのはもうやむを得ないという理解をいたしております。

以上であります。

○高原病院事務長（外村英樹君）

すみません。先ほどの町長の答弁の補足をさせていただきたいと思います。

まず未処理欠損金の処分ということで、陣議員から御指摘を受けたところでございまして、条例を見ますと、もともとは条例どおりの使い方をすれば、わざわざ議会にお諮りする必要はない。もう単純に処分をすればいいわけではございますけれども、今回は利益の欠損が出過ぎたものですから、建設改良と減災積立金のそれぞれの取崩しをしないと処分ができないということで、議会の議決を経ると。このタイミングがもっと前でなければというお話もありますが、いろいろなお考えあるとは思いますが、今まで例年、このような形で処分の議案の提案をしているという経緯もございます。ですから、特に議会にどうこうというところは、当方としましては持ち合わせておりません。

もう一つでございますが、未処理欠損金の利益剰余金で処分できなくなるんじゃないかと。これどうするんだという御質問でございました。御指摘のとおりでございます。今後、未処理欠損金を利益剰余金で処分できなくなる可能性は極めて高い。これできなくなったら、じゃあどうするのかと申しますと、貸借対照表の資本の部で計上されております利益剰余金なくなった場合、会計上は欠損金を処分できなくなりますので、損益計算書上で前年度繰越欠損金としてそのまま残すということになりまして、欠損金が累積していく形になります。すなわち、剰余利益があれば処分ができるけれど、なければ何もできないまま堆積・累積していくという、そのような形になります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

詳しい説明は病院事務長からいただきましたけれども、今後、何か病院として投資しなければいけない計画を練っているはずなのに、どうして必要な建設改良積立金なんかそうだと思うんですけれ

ども、そういうのをどんどん充てていくのかなと。それでいいのかなと。今、おっしゃいましたけれども、累積の赤字をそのまま残していく形態が好ましいというか、妥当というふうなお考えでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○町長（高妻経信君）

令和5年度の決算につきましては、今、御提案を申し上げているとおりでございます。このような病院の経営状況の中で、やはり改善していかなければならないというようなこともございましたので、令和5年度中に町政報告会、あるいは住民説明会議を開催しながら、病院の運営形態を見直す、できる分は見直していこうということで、令和6年度から、今、現状の運営形態になっているわけでございます。

したがって、病院内部も、むしろ努力できるものの努力をしておりますし、今後、令和6年度の状況等も見えていかなければなりませんけれども、現状として今年度決算見込みに向けましても非常に厳しい状況がございます。

したがって、この今年度の状況等を十分踏まえた中での病院運営、あるいは運営形態、こういったものを協議していかなければならないと考えます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第57号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号から議案第57号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

○

◎ 散 会

午前11時04分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和6年9月17日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和6年9月17日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

郡 山 貞 利 議員
末 永 充 議員
温 水 宜 昭 議員
山 下 香 織 議員

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

郡 山 貞 利 議員
末 永 充 議員
温 水 宜 昭 議員
山 下 香 織 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君
書記(副主幹) 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、許可をいたします。

まず、7番、郡山貞利議員。

○7番（郡山貞利君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

通告に従い、質問いたします。

私からは、壇上から、1、町立病院について、2、ふるさと納税について、3、教育について質問いたします。

まず、病院についてですが、令和6年度より、常勤医師2名体制、病床数の削減及び地域包括ケア病床への転換、診療時間等の改正など、これまでの慢性的な多額の赤字経営が改善へと向かうものと思っております。そこで、まず病床の稼働状況について伺います。病床数を削減し、収益率の高い地域包括ケア病床へ増床転換したことに対する稼働率の状況についてお伺いします。

次に、外来患者の増減について。診療時間を改正したことにより、外来患者数の増減状況について伺います。

3、経営目標達成の見通しについて。他会計からの繰入れ2億円までとした経営目標達成の見通しについて伺います。

次に、ふるさと納税についてですが、1、税収による活用実績について伺います。ふるさと納税による税収が、その趣旨にたがわず十分に活用されているか。実績について伺います。また、納税者に対し、その利用実績について周知されているかも併せて伺います。

2、本年度の目標とその取組について伺います。本年度の目標、委託先である地域商社の商品開発などの活動の実績とその効果について伺います。

次に、教育についてですが、まず教育環境について。教育における環境の地域・地方格差をどのように捉え、学べる環境、学ぶ意識の育成など、町長の率直な考えを伺います。

次に、町独自の教育施策について伺います。本町の教育環境改革とも言える小中学校の統廃合に際し、魅力ある本町独自の教育施策の有無について伺います。

以上です。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、本日から3日間という日程で一般質問に対します答弁をさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、郡山貞利議員からの御質問にお答えいたします。

先ほど大きく3つの御質問をお受けしたところでございます。その中で最初にございました町立病院の御質問につきましては、病院事務長をもって答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、2番目の御質問でございました、ふるさと納税の活用実績についてお答えいたします。

まず1番目、税収による活用実績の中で、納税者に対し、その利用実績等が周知されているかというような御質問でございました。ふるさと納税につきましては、寄附金の使い道として、現在7項目を設けております。その他、現在11のポータルサイトを運用しておりますけれども、特に指定しない寄附使途を設けているポータルサイトも、その11の中にはございます。ふるさと納税にていただきました寄附金につきましては、その7項目に合わせて既存事業の財源として活用するほか、新規事業の財源として充当しております。

令和5年度実績といたしまして、最も寄附が多かった使途でございますけれども、まちづくり・市民活動に関する寄附で約1億8,600万円でございます。次いで、子供・子育てに対する寄附が約1億4,800万円となっております。これらの寄附につきましては、それぞれの既存新規事業に順次充当され、納税者から指定された使途にたがうことなく充当をされているところでございます。

次に、利用実績でございますけれども、ふるさと納税の使途については、現状、広報たかはる、あるいは町のホームページにて皆様に公表をいたしております。寄附者に対しましては、事業名などの詳細を示した形では現在公表されておりませんが、寄附使途を選択する際に、どのような目的に充当されるのかをこちらのほうでお示しし、その意向は確認をいたしております。今後、寄附者が自分の寄附金がどのような事業等に使われたのかなど、他の市町村の公表例などを参考にしながら、改善すべき点は改善をまいります。

次に、ふるさと納税に係る目標と取組についてお答えいたします。令和6年度の納税寄附額の目標といたしまして5億2,000万円を設定いたしております。ふるさと納税業務を代行しております地域商社では、新たな返礼品取扱事業者の確保、量目違いや新規返礼品の開発を行い、特に新たな返礼品として豚肉を確保しながら、動きが鈍い牛肉を保管するなどにも取り組んでいただいております。季節物の限定品である果物等につきましても、人材不足により返礼品としての取扱いが難しくなっている中、量目・寄附単価を見直すなど、工夫して着実に寄附額を伸ばす事業展開を行っております。

現時点の令和6年度の速報値ではございますが、4月から7月までの実績といたしまして、対前年度同月比、平均134%の伸びということになっております。

3番目の御質問でございます。教育についてということで2項目でございました。お答えいたします。まず、教育環境についての御質問でございます。御質問にございましたように、教育環境におきましては、都市部あるいは地方格差があることを私も認識をいたしております。学校の授業以外の時間に子供が勉強する場所、あるいは塾の数、あるいは進学できる学校の数、こういった都市部との格差があるということは現実としてございます。

しかし、一方では、豊かな自然と歴史文化、地域の皆様の協力など、都市部にない教育的財産も豊富であるということもございます。このような地域の特性を踏まえた創意あふれる学習を推進すること、いわゆるふるさと学習などの環境を充実し、子供たちの郷土を愛する意識の高揚も図られているというふうに認識をいたしております。

本町では、夏休みなど児童生徒が自宅以外の場所で勉強するというような環境は整っていないのが現状でございます。中央公民館の図書室などはございますけれども、量が限られているというようなこともございます。児童生徒が自ら勉強しようという意欲を高めるためにも、そういった場所の確保は必要であるというふうに考えております。御質問にありましたように、小中学校統廃合の教室を活用するというのも方法としては可能ではないかと思っております。また、児童生徒に配付されておりますタブレットをそれぞれが活用するというのも有効であると私は考えております。それと、2問目の御質問でございました、町独自の教育施策についてお答えいたします。令和8年4月の施設分離型小中一貫校の開校に向けまして、現在、高原町小中一貫教育校準備委員会では、4部会に分かれまして、具体的な内容の検討を進めていただいているところでございます。教育委員会で新しい学校の開校に併せ、特色を生かした新しい取組に保護者あるいは町民も期待をしているものと考えます。私もこの質問にございましたように、統廃合に併せ、他の学校にない独自の魅力を持った学校となるということを期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○高原病院事務長（外村英樹君）

郡山議員より、壇上から町立病院について3点の御質問がございました。

初めに、病床の稼働状況についてお答えいたします。当院では、令和6年4月1日より、地域包括ケア病床26床、その他病床14床の合わせて40床で病棟運営をしております。議員の御質問にあ

りました病床稼働率でございますが、令和6年4月から7月までの実績を申し上げますと、地域包括ケア病床の稼働率が82.4%、その他病床の稼働率が70.5%、全体として78.2%の稼働率でございます。

次に、2点目でございます。外来患者の増減についてお答えいたします。当院では、令和6年2月より、午後の外来診療を原則として休止し、一部専門外来を予約制でお受けする診療体制に移行しております。議員の御質問にありました外来患者数でございますが、本年度の実績値を前年度と比較いたしますと、令和6年度につきましては4月から7月までの外来患者数述べ6,100名に対し、令和5年度の4月から7月は述べ7,488名でございます。したがって、マイナス1,388名、率として18.5%の減少でございます。

次に、3点目、経営目標達成の見通しということで御質問がありました。これにつきましては、勘定科目を詳細に述べる形で答弁させていただきます。少し長くなりますが御容赦ください。

令和6年4月から6月までの病院経営における収支実績等を基に、令和6年度収支見込みの算出をいたしましたので、現時点で想定される収支状況の概要について御説明申し上げます。

初めに、医業収益について御説明申し上げます。内訳といたしまして、令和6年度における入院収益は約3億3,500万円、令和5年度と比較しますと約5,400万円の増となる見込みでございます。入院収益は月平均30床稼働で試算しておりまして、この収益増は地ケア病床数の増床効果によるものであると分析いたしております。

続いて、外来収益でございますが、令和6年度は約1億5,000万円、令和5年度と比較しますと約1,800万円の減となる見込みでございます。減収の理由としては、看護師の働き方改革に伴う夜勤時間の制限、いわゆる72時間ルールへの遵守と、現存の看護師数を総合的に考慮し、午後の外来診療を休診していることが影響しているものと考えております。

続きまして、その他医業収益でございますが、令和6年度は約7,400万円、令和5年度と比較いたしますと約2,000万円の減となる見込みでございます。減収の主な理由といたしましては、一般会計繰入金救急医療分の減額によるものでございます。よって、令和6年度の医業収益は約5億6,000万円、約1,600万円の増を予定しております。

続きまして、医業費用について御説明いたします。給与費でございますが、医療スタッフの減少により、令和6年度は約5億3,900万円、令和5年度と比較いたしますと、約5,400万円の減となる見込みでございます。材料費、経費、減価償却費、資産減耗費、研究研修費は若干の削減幅はありますが、おおむね横ばいで推移することから、令和6年度医業費用は約8億円、令和5年度と比較いたしますと約5,400万円の減を予定しております。

これらの収支を合計いたしますと、医業利益は前年度と比較し、約7,000万円の増となる予定でございます。

続きまして、医療外収益について御説明申し上げます。他会計負担金でございますが、一般会計繰入金の減額により、令和6年度は約1億3,400万円、令和5年度と比較いたしますと約3,800万円の減となる見込みでございます。

次に、補助金でございますが、新型コロナウイルス関連の補助金の皆減により、令和5年度と比較いたしますと約3,600万円の減となります。これに長期前受金戻入、その他医業収益の増減を含めると、令和6年度の医業外収益は約1億5,600万円、約7,600万円の減を予定しております。

続きまして、医業外費用について御説明申し上げます。医業外費用は支払い利息及び企業債取扱諸費と雑損失が内訳勘定科目となっておりますが、前年度とほとんど差異はございません。

続きまして、特別損失について御説明申し上げます。その他特別損失でございますが、退職給付引当金繰入額を計上する予定としておりますが、前年度とほとんど差異はございません。

以上により、令和6年度純損益はマイナス1億3,000万円となり、令和5年度とほぼ同じ損失額となることを見込まれております。このように算出したしました令和6年度の純損失、そして資本的収支を基にキャッシュフローを計算いたしますと、1億2,400万円の一時借入金が必要となり、資金不足比率は約20%となることを見込まれます。なお、経営強化プランにおいて予定されている令和6年度の経常損益はマイナス4,700万円で、令和6年度の実績見込値と比較しますと、7,300万円の損失差が生じております。これは経営強化プランで想定していた医業収益が目標値に到達していないことが理由として上げられますが、同プランにおける医業外収益に新型コロナ補助金相当額が令和6年度以降も計上されていることや、制度変更による会計年度任用職員の勤勉手当や昇給分の費用が盛り込まれていないなど、経営強化プランの積算上の問題も考慮しなくてはならないところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、医業収益のさらなる向上は必要不可欠であることから、特に病床の稼働率の向上、具体的には月平均36床以上の稼働を目標とした病院経営に注力し、今後とも職員一丸となって経営改善に努めてまいります。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

病院に関してですが、当初目標とされていた病床の稼働率がまだ届いていないということと、午後の診察をしないということ、これが原因ではないか、または、午後の診察を再開するような考えはないでしょうか。町長にお伺いします。

○町長（高妻経信君）

ただいま事務長が令和6年度の収支見込みを答弁の中で説明をいたしましたところでございます。今、ございましたように、現在、医業収益全体では伸びてきておりますけれども、しかしながら、この病院会計全体では厳しい状況が令和6年度も続いているということには変わりないと、私も理解をいたしております。

まず、今、御質問にございました稼働率の件でございます。この病床稼働率につきましては、先ほど数字をもって説明をいたしました。今、事務長が説明をしましたのが7月までの稼働率でございますけれども、8月には若干増があったというようなこともございます。しかしながら、この稼働率が目標に届くかということは、現状としては厳しいであろうというふうに私も理解をいたしており

ます。それと、外来の午後、今、基本的に休診という形にしております。これにつきましては、今、病院内部でも、私としては、今後検討をされるのではないかと考えております。

以上であります。

○高原病院事務長（外村英樹君）

先ほどの町長の答弁の補足をさせていただきたいと思います。

まず、入院の収益をいかに上げるかということですが、病床の稼働率を上げる、これは確かにそのとおりです。しかし、病床の稼働率をどうやって上げるかというところですが、まず、外来をきちんと充実させなければならないというところ。あと、救急をいかに見るかというところが問われているのではないかと考えております。救急につきましては、今現在は、応（ショウ）率といいまして、要請があつて、それに応えるという率が以前よりも大分上がっております。それが故に入院の収益というものが上がっている。そして稼働率もだんだん上がっているという状況は今ございます。これを今後も伸ばしていきたいというのが、まず入院の話でございます。

もう一つ、外来でございますが、町長からお話がありましたように、やはり午後の診療というのをこのままでいいのかという議論は職員内でもございます。しかしながら、答弁のほうでも申し上げました72時間ルールといいまして、入院に関わる看護師のスタッフが月に72時間以上の夜勤をしてはいけなないと、これをするとペナルティーがあるよと、そういった考え方もありますので、そこにちゃんと触れないような形で看護師の配置をする必要があると、そのように考えておりますので、もう少しこの件については時間をいただきたいと思います。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

それでは、ふるさと納税の部分に入りたいと思います。ふるさと納税の今後の納税額の向上に対して、どのような取組をされているのか、お伺いします。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。このふるさと納税に関しましては、寄附額の向上ということに一番大事なものは、まずこの返礼品の充実といいますか、返礼品のお申込みがあつたときに必ず寄附する方にお届けするということが大事であります。まず、ここの在庫の確保、それぞれこれを行っていくことが重要ということをまず抑えているところでございます。このふるさと納税の寄附増に関しましては、お話にもありましたとおり、寄附額の透明性の向上あるいは共感の醸成、競争力の向上、そしてリピーターの獲得、この4つの柱を中心にやっていかなければならないということに尽きると思っております。これまではポータルサイトを増やしたり、そういうことにも力を入れておりますけれども、今後は今の4つの柱を中心に、ふるさと納税の寄附額向上に努めてまいりたいというふうに商社と話しているところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

リピーター、一度寄附してもらった方に再度寄附してもらおうよう、そういう思いから、高原町がふるさと納税で行っている事業や施策などを納税者にしっかりと周知してもらって、このように高原町は役立てていますということを十分やっていただきたいと思います。

次に、教育についてですが、学校統廃合後の空き校舎が出てきますので、そこで先ほど町長からの答弁があったとおり、特に夏休みとか、子供の行き場がない。そういう部分を学べる場所にするとか、また、子供たちの学ぶ意識を高める、そういった意味で具体的に何か今後考えていらっしゃることを教育長にお伺いします。

○教育長（西田次良君）

統合後の閉校後の学校利用につきましては、町として、町民の皆様の意見を聞きながら進めていくということだと思いますが、教育委員会としましては、地域全体が使えるようなスペースであるとか、学校の様々な教育に対応できるような環境ができないものかというふうに、今、調査研究をしているところでございます。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

教育委員会からの取組に対する評価を、また今回見たのですが、特に子供の学力に関する部分で、令和4年度と令和5年度の報告を比較したのですが、学力が全国・県の平均に近づきつつあるという表現が令和4年度の報告でした。そして今年、令和5年度の報告では、全国・県の平均より低いという表現になっています。ということは、教育委員会が取り組んだ取組の結果として、子供の学力は上がっていないというのを感じています。ほかの議員も、この間、指摘されたのですが、取組としてはAの評価が出ています。しかし、取組の対象、子供への効果を全く評価されていない。ここで子供の学力が上がらないということは、その取組自体の内容を変える必要があるのではないかと思います。教育長どうでしょうか。

○教育長（西田次良君）

先般申し上げました結果につきましては、令和5年度の結果でございますが、今年度も令和6年4月に全国学力状況調査は行っております。小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数・数学の2教科を行っておりますが、今年度につきましても2教科とも全国平均をやや下回っておりますが、令和5年度と比較いたしますと、教科によりましては平均の差が徐々に縮まっているところでございます。

取組ということで、今、本町でも一貫教育の中、連携教育の取組の中で、誰一人取り残さない個別最適な学びと協働的な学びの一体化の推進の授業ということで取り組んでいるところでございます。

これにつきましては、一貫部会でも、今つながる部会ということで、今後、統合に向けてさらに効果が上がるように取り組んでおりますし、また、小中一貫教育校になったときには、さらに小学校と中学校の指導をしっかりとつなげて、効果を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

今、学力の部分に関して取り上げたのですが、教育委員会の取組、たくさんあるのですが、結局、子供がどう変わるか、どう育っていくか。取組に対する子供の成長、その結果がなかなか見えづらいんです。やはりこの評価というのは、取組に対する評価だけではなくて、取組によって児童生徒がどのように変わったか、どのように効果があったかということを、ぜひ示していただきたいと思います。

次に、教育環境改革、学校統廃合は高原町にとって大きな改革だと思います。そして地域から離れる部分も多々あるのではないかと思いますのですが、教育長、今後の環境も含めて、ほかの市町村、自治体と取って代わる、本町の誇れるような教育、何かお考えでしたらお聞かせください。

○教育長（西田次良君）

統合するときのということでの御質問だと思いますが、まず、今、準備委員会でも進めておりますが、施設分離型の小中一環教育校としての取組、これは県内でも珍しい教育校となりますが、その中で、ハード面には限りがございますけれども、ソフト面の取組において、子供たちのために効果的な取組ということで、今、準備を進めております。

少し具体的なところを申し上げますと、まず、小中一環教育のために育てる子供像を同じくして、小中学校で協力しながら、教育課程を編成して進めてまいるということ。そして、各教科のカリキュラムも9年間をしっかりとつないで工夫したもので進めていくということ。それから、高学年の教科担任制、これは一部になると思いますが、教科担任制を取り入れる。そして、授業としましては、小学校、中学校の乗り入れ授業、それぞれのお互いの乗り入れ授業をしていくということ。そして、小学校と中学校の交流活動、あるいは行事等も進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○7番（郡山貞利君）

これで質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで郡山議員の質問を終わります。

次に、5番、末永充議員。

○5番（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、こんにちは。

質問通告に従い、大きく2点について質問いたします。

1点目は、鳥獣被害の現状と対策について。2点目は防災について伺います。

それでは、鳥獣被害の現状と対策について質問いたします。先般実施した所管事務調査、農業委員会との意見交換で、農業委員会委員からの要望で、後川内地区及び川平地区にて、イノシシの被害で農作物の被害が多く発生している。猟友会にて駆除を行うと言われていた。しかし、日増しに被害が増えている状況であると言われ、その後、町内の防護柵の設置状況、被害状況等の現地調査をし、被害者の意見を伺いました。また、猟友会における捕獲状況をお聞きし、有害鳥獣捕獲等業務委託職員との意見交換を行い、総務経済常任委員会として、去る6月28日に高原町へ鳥獣被害にお

ける提言書を提出いたしました。提言書を提出した後も被害が出て、早急な対応が求められています。現在の状況はどのようになっているのか伺い、自席にて対策について質問いたします。

次に、2点目の防災について伺います。南海トラフ巨大地震の経済被害額は、最悪の場合200兆円を上回ると想定されています。万が一の備えについて、新聞にも掲載されていましたが、都城では地方創生や観光の拠点として認知されてきた道の駅を、都城支援拠点として県内唯一の防災道の駅として選定し、災害時には自衛隊や警察、国交省の緊急災害対策派遣隊も受け入れます。そのために、国土交通省宮崎河川国道事務所は、1日も早い供用を開始するために工事を進め、大規模災害に備えて道路整備を実施しています。このような備えを都城市は災害の備えとして、国の関係省庁へ要望し、国の予算により整備を着々と進めている状況です。いろんな事業に対して国に要望しないと、国には届きません。高原町はどのように考えているのか、伺います。

以上、壇上から2点について伺い、あとの質問については自席にて質問します。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま末永議員からは大きく2つの御質問をお受けしたところでございます。

まず初めに、鳥獣被害の現状と対策についてお答えいたします。ただいま御質問にありましたように、鳥獣被害によりまして、本町の農業振興にも大きく影響を及ぼしているというようなことを、これまでの議会でも御質問いただいているところでございます。この鳥獣被害の現状といたしましては、主にイノシシによるトウモロコシや水稻の被害等が現在報告されております。

対策といたしましては、被害報告を受けた際には、すぐに猟友会の方々と連絡を取り、被害状況や周囲の鳥獣の出没経路等を現地で確認し、わなを設置するなどして対応をいたしております。これまでイノシシの捕獲につきましては、くくりわな、箱わなで対応しており、捕獲できる頭数は限られておりましたが、今回、ある一定の区画に設置でき、一度に多頭捕獲も見込めるネット式囲いわなを新たに購入し、2か所設置をいたしております。現在はイノシシの警戒心を取り払い、餌に慣れさせるため、まき餌を行い、捕獲するための準備を進めているところであります。今後は効率的な捕獲につながるものと考えております。

しかしながら、わなの設置が困難な場所においては、花火による追い払いなどを行っておりますが、最終的には耕作される方に対して何らかの被害防止策を取っていただくよう、協力をお願いせざるを得ない状況もあるというのが現状でございます。

次に、防災についての御質問にお答えいたします。本町は、近年では令和4年台風14号及び令和5年台風6号の豪雨により大きな被害を受け、現在も復旧作業が継続いたしております。また、過去におきましては、平成23年の新燃岳の爆発的噴火により、降灰による被害も受けております。その都度、国、県などの関係機関の支援をいただき、災害に対応した整備を行ってきております。一方、8月8日に日向灘で発生しました地震により、気象庁は南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を発表し、大規模地震への備えを呼びかけました。幸いにもこの呼びかけは8月15日の17時をもって終了いたしました。私たちに常日頃からの備えが大事であるということを再認識させてくれた事案となりました。

本町は南海トラフ地震発生時には震度6弱が想定され、8月8日以上の被害も見込まれるとともに、地震に伴う津波被害が想定される沿岸地域の後方支援の役割を担うことも求められています。

これらのことから、本町の地理的条件に着目し、国・県の事業を活用した事業の構築を検討するため、積極的に関係機関に働きかけを行いと考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

それでは、鳥獣被害の現状と対策について伺いますが、総務経済常任委員会として、去る6月28日に高原町へ鳥獣被害における提言書を提出しました。その後、高原町としてどのように対策がなされているのかということで質問しますが、まず、近隣自治体や関係機関との連携についてであります。

野生鳥獣による農林水産物の被害が増加しています。近隣自治体や関係機関と連携を図り、猟友会同士との協議を重ね、捕獲や駆除対策を実施されているのか、お伺いいたします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

近隣自治体との連携についてであります。最近の事例で申しますと、近隣の都市との市町境において、有害鳥獣の被害がございました。そのようなことから、被害状況や有害鳥獣の出没経路等を共有するため、令和6年7月4日でございますけれども、都市の担当課と両市町の猟友会と現地で協議を行ったところでございます。行政区を超えての駆除活動は戦略等もありますことから、今回はそれぞれの市町の駆除班において対応することとなったものであります。

なお、協議以降に高原町で1頭、都市で2頭のイノシシの捕獲があったと報告を受けております。

以上でございます。

○5番（末永充君）

関係市町村との協議ということで理解いたしました。現地調査して、その後、そういう関係機関、都市との連携が図られるということで安心しております。

それでは、町境における領域区域の駆除対策についてお伺いします。先ほどとも連携しますが、下後川内、土橋地区を現地調査しました。野生動物が山芋の芽を探すために穴を深く掘り、捕食しているということでありました。また、農道の隣接地は都城であり、先ほど管轄外であるため捕獲できないということでありました、現地調査のとき。そういった地域との駆除対策をどのように今後されるのか、お伺いいたします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

市町をまたぐ地域における駆除対策につきましては、先ほど申しましたとおり、近隣の自治体と連携を取り協議を行い対応しているところであります。

なお、市町村をまたぐ広域的な鳥獣捕獲につきましては、県主導で実施できるよう法改正もなされておりますので、今後は当該取組が実施できるよう、広域捕獲の実施手順に沿って、まずは、猟友会や地域住民等との合意形成を図れるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（末永充君）

県境ということで、県も協力体制というか効率的な捕獲を進めているということで、これについても安心しておるところですが、次に、鳥獣の隠れ場の撲滅対策について伺いますが、今回も現地調査してみますと、耕作放棄地が現在、増えている状況でした。そういった休耕地となっているところに、鳥獣の隠れ場であると地元の方も言うておられました。そのような場所を撲滅させる対策について伺います。どのような対策をなされるか、お伺いいたします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

農業委員会において、遊休農地の発生防止、解消等を目的に、毎年1回、担当者や農業委員、農地利用最適化推進委員が農地を見回り、前年度に把握した遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないかなど、農地の状況を確認する農地パトロールを、町内の全ての農地を対象に実施しております。この農地パトロールの結果を基に、遊休農地と判断された農地の所有者に対して利用の意向調査を行い、解消に向け耕作の再開や担い手への貸付や譲渡など、取組をお願いしているところでございます。しかしながら、遊休農地化する農地は、農地の形状が悪かったり、面積が狭小であったり、アクセスする道路が狭小であったりと、耕作条件が悪いところが多く、担い手にも敬遠されているのが現状でございます。これらを放置することで、鳥獣被害がさらに拡大することも予想されるため、本町といたしましても、地域の協力のもと、何らかの対策の必要性を感じているところでございます。

遊休農地等の保全により、鳥獣被害防止にもつながるため、現在各地域で進めております地域計画策定の協議の場において、地域の皆さんのお知恵をお借りしながら、地域の意向に沿った対策を考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（末永充君）

遊休農地の農地パトロールということでございますが、現地を見た限り、そういう場所というのが明らかに分かっている状況がありますね。遊休農地ということが分かりますので、今後そういった場所をパトロール、再度質問しますが、そういった場所というのは地元の方も知っていらっしゃると思うんですね。この辺にすみかがあるということが分かっている。そういうところを今後、野放しにすると、また増えていくということ、隠れ場の、再度お聞きしますが、そういう地元の協議ということに対して、はっきりそういう方々と撲滅対策というのが実施されるか、確認をしたいと思います。再度お願いします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおりの地域計画の策定の場において、そういった地域の皆さんの意見を聞いて、そういった場所も現地確認等も行っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

再度地域の方々と協力を重ねてお願いしたいと思います。

次に、新たな駆除班体制についてお伺いいたします。

野生鳥獣による農作物への被害防止するために捕獲業務を行っている猟友会の意見を拝聴しました。

そのことによって猟友会も高齢化しており、新たな駆除班体制を設置してほしいという要望がございました。そのことに対して、町としての見解をお伺いいたします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

末永議員のおっしゃるとおり、猟友会の会員の方々も高齢化が進んでいるのが現状でございますが、新たな駆除班体制の設置につきましては、まずは現在の猟友会の方々の全体の意見を伺った上で判断すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（末永充君）

それでは、新たに駆除班体制ではなくて、新たにいろんな方々と猟友会のメンバーで協議をして、その後、班体制を検討していくということですが、再度お聞きしますが、そういうことですね。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

まずは、現在の猟友会の方々の意見を聞いた上で、新たな駆除班が必要かどうか、そういったものの意見も伺って、もし必要であるということであれば、そういった駆除班も設置が必要であるというふうには考えるところでございます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

それは、私が聞いた中では、猟友会の会長さんがそういうふうにお話しされたわけですね。新たな今後の体制を欲しいと、もう高齢化しているということでもありますので、再度そのところは十分な協議をしていただきたいと思います。

続きまして、防災についてお伺いします。

2点目の防災について伺います。南海トラフ地震を見据えた大規模災害にどう備えるのか。建物やインフラ整備にどう備えるのか。南海トラフ臨時情報の巨大地震注意報を初めて発表してから1か月が過ぎましたが、過度に危機感を強調すると経済が止まってしまうですが、地震への日頃の備えは必要と考えます。南海トラフ巨大地震が起きれば、内閣資料によると、29都道府県707市町村に影響があるとあり、抜本的な防災対策を行うよう指摘されております。現在、企業においても

電力・通信インフラ系警戒レベルとしての対策を講じております。このことから、壇上で質問しましたが、本町の地理的条件に着目し、国・県の事業を活用して事業の構築を検討し、積極的に関係機関に働きかけてほしいと思います。

まず私、質問しますが、障害者や高齢者施設での自家発電整備の燃料確保、高齢者施設防災準備の確認・指導されていますか、伺いいたします。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

まず、その自家発電設備につきましては、ただいま高齢者施設について御説明いたしますが、高齢者施設につきましては、令和6年4月から全ての施設において業務継続計画、BCPを策定するようになっております。その中におきましては、医療的配慮が必要という、そういう方が入所または利用されている場合には、発電機の整備等を検討するようということ、BCPの作成のガイドラインといいますか、作成例等には載っております。ただ、非常に自家発電機の設置の義務づけまでは明記はされておられません。

なので、そういうことでありますが、町といたしましては、医療的配慮が必要な入所者または利用者がいらっしゃる場合には、その導入について積極的に検討していきたい、そういうことを促していきたいというふうには考えております。

以上です。

○5番（末永充君）

そういう方も町内でいらっしゃると思うんです。できるだけ指導を確認していただきたいと思っていますところでございます。

次に、保健師らで作る災害の派遣福祉チーム、DWA Tが施設避難所で迅速に活動できるよう準備を整えているのか、伺います。

県内で局地的な大規模災害が発生した場合、被災市町村から県へ派遣要請が考えられます。宮崎県は災害派遣福祉チーム、DWA Tが派遣されます。しかし、広域的な災害の場合、県のみでは対応が困難な場合、想定されます。南海トラフとか、そういう関係で広域的な災害の場合、県のみでは対応が困難な場合、臨接する県とも連携の上、ブロック単位で体制整備されると思います。災害に求められる心構えや行動、一定以上の水準を確保していく観点から、研修・訓練の実施に努めていく必要があると思いますが、そういった場合、迅速に行動できる町での対応準備が整っているのか、高野町で整っているのか、伺います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

災害派遣福祉チーム、いわゆるDWA Tは、大規模災害時に市町村の要請に応じて派遣されることとなっておりますが、受入れに当たって準備すべきこと等につきましては、今後の具体的な通達等に従い、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（末永充君）

通達がもう来ているだろうと思いますので、準備等をよろしく願いいたします。

次に、デジタルインフラ、基盤の分散化ということで質問いたしますが、能登半島地震で、輪島市の7階建てのビルの倒壊は衝撃的でありました。心に残っているところでございますが、平成20年の建設の耐震、設計自体の鉄筋コンクリート造りであったということで、区域基礎と建物の基礎部分の接合に問題があったようでございます。現在、国土交通省が9月に入って調査を行う計画でございます。もう実施しているだろうと思うのですが、このようなことを考えますと、本庁舎の建物の安全性確保やデジタルインフラ基盤の分散化を行うべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問は、私のほうで答弁をさせていただきます。

これまでも、同様のもの、議員各位から御質問いただいております。ただいまありましたように、デジタルインフラ基盤、これは非常に重要であると私も認識をいたしております。現在の本町の電算システムでございますけども、サービスの多くをクラウドにより利用しているところでございます。一部においては、庁舎内にサーバー大きいシステムを利用しているというような状況がありますために、早急に、役場庁舎外へ移設する必要があるということを考えております。このほか、役場庁舎を起点に、出先、庁舎、ネットワークで結んでいるイントラネットワーク基盤につきましても、主要機器が役場庁舎内にあり、その機器が損傷するということになりますと、電算システムが使用できなくなります。こちらのほうも早急に役場庁舎外へ移設する必要があると考えます。

このようなことから、現在その移設先の候補地域、あるいは移設に係る費用などにつきまして、調査を行っているところであります。

以上であります。

○5番（末永充君）

電算室のサーバーを移設するというところでございます。これは早急にしないといけないと思うんですが、そういう準備というのは、もうされているんじゃないかと思うんですよね。早くしないとインフラ基盤の分散化ということで、検討しないといけないと思うんですが、今年度中に行うのでしょうか、再度お伺いします。

○町長（高妻経信君）

このたびの8月8日の地震もございまして、この電算システム関係の移設につきましては、この緊急度が高まっていると認識をいたしております。先ほど申し上げましたように、移設先、あるいは費用などを今調査をいたしているところでございますので、今後の災害に備えるためにも早い段階でこれを行わなければならないと考えております。

○5番（末永充君）

昨夜も地震が高原町にということでありました。これは、やはり電算のサーバーの移設は必要性が十分あると思いますよね。そういった場所というのは、私自身に思うには、ほほえみ館の近くとか、

そういうところだろうと思うんですが、今後の計画も早急にしなくちゃいけないと思いますが、私は先ほど、今年度、いつしますかということで、早急にしなくちゃいけないということを言いました。だから、早急というのはいつごろするのでしょうか。再度お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

現時点で、今質問にございましたように年度内とか、いつということは明確に申し上げられませんけれども、私が申し上げましたように、御質問のあったこの件につきましては、言わば町政のそれこそ基盤になる部分でございますので、そういう認識はございます。

○5番（末永充君）

早急に検討していただきたいと思います。

次に、災害時の自治体連携について伺いますが、激甚災害による被害を最小限にすることを目的に、地域住民の生命と財産を守るため、自治体間の連携にどのような取組をしていくのかということですが、自治体の防災連携が必要であると考えます。人口減少、少子高齢化社会において、自治体スクラム支援が必要だと思います。ボランティアの受入れを行政が担うなど、公主導の体制が維持されています。行政職員の負担を増やすことになりますし、複数の自治体が激甚災害に直面する中で、どう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

本町では、全国の12の市町村と連携した砂防関係協力市町村災害時応援協定や、県内での宮崎県市町村防災総合応援協定を締結するなど、自治体間の連携を図っているところであります。

以上です。

○5番（末永充君）

次に、3番の支援拠点についてお伺いします。

南海トラフ地震を見据えて、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで、必要な期間、滞在させるための対策はあるかということで質問させていただきますが、高原町の役割というのは、高原町が担うべきことは、地域との連携をどうあるべきか、また、どのような後方支援ができるかということではないでしょうか。2019年、令和元年に、11月10日に緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練が、高原町の総合運動公園で開催されました。このような九州全体の消防署が集まって、このような実績も、現在11月10日、令和元年に行われておりました。本町の地理的条件に着目して、国の事業を活用した事業を検討していくのが、高原町の役割と私は思います。高原町にできる後方支援の、私、高原エイドということを国に呼びかける姿勢も必要であると思いますが、町長の考えを伺います。高原エイドというのは、高原町で後方を支援する言葉として使っております。高原エイドというわけではないですが、高原エイドですね。後方支援と。町長の考えをお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

南海トラフ地震など、広域で甚大な被害が出るような災害が発生した場合、本町の役割、できる後方支援ということでございますけれども、先ほどの宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会がでございます。この連携によりまして、それぞれの後方支援の役割等も定められておりますので、それに応じて本町としては支援をするということになるかと思えます。本町の地理的条件からできる後方支援につきまして、この先ほど申し上げました協議会につきましては、行政のほかにも国の関係機関もメンバーとなっておりますので、国・県の事業を活用した事業の構築を検討するために、積極的に関係機関に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○総務課長（末永恵治君）

先ほどの質問の冒頭に2問ほど質問があったようなので、私のほうでお答えしますが、災害の危険性がなくなるまで必要な期間、滞在させるための対策は、避難が長期化する場合には公営住宅への入居や仮設住宅等の建設を行っていくこととしております。

そして、高原町の役割ですが、先ほど町長もお答えいたしましたけれども、南海トラフ巨大地震が起きた場合は、地震による揺れが沿岸部で強く起こり、さらに津波によって甚大な被害が起きることが想定されております。このため、本町を含めた10市町が会員となりまして、先ほど町長が申しました、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会を平成27年に設立しておりますので、これが、県南西部から沿岸部への支援など後方支援体制を行うこととしております。

以上であります。

○5番（末永充君）

そういった体制ができてくるということであるから、私、安心しました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで、末永議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、4番、温水宜昭議員。

○4番（温水宜昭君）

〔登壇〕

一般質問に入る前に、先般、町長より今定例会前に、議会での一般質問に対する2件の申入れがあり、質問日程の変更がなされました。当然、議案審議の前後により、若干質問の趣旨に微妙な影響を及ぼすことをお伝えし、一般質問のほうに入らせていただきます。

私は通告に基づき、令和5年12月の高原商工会、高原町観光協会、J A高原との意見交換会や、令和6年4月の高原町議会報告の御意見等を踏まえ、高原病院事業とマイナ保険証利用、また、ごみ処理問題の大きく3つのテーマで質問をいたします。

まず1つ目は、令和6年1月全協で示された国民健康保険高原病院経営強化プラン、令和6年度から令和9年度までについてお伺いをいたしますが、郡山議員の質問との答弁を踏まえ、答弁をいただければありがたいと考えております。

今まで病院関係について、5回の一般質問をさせていただきました。

まず、強化プランの36ページになりますけれども、一般会計負担の考え方として、一般会計から病院会計への繰出金、病院整備費は令和6年度以降2億円を上限とし、原則として病院事業への経営補助は行わない方針を示されましたが、高原町の一般会計から高原病院への繰出金は、平成27年度から令和4年度までの8年間で、基準内で16億8,200万円、基準外で9億8,000万円、合計26億6,200万円で、年平均にいたしますと3億3,275万円となっており、また赤字補填のために民間からの長期借入はできないとした、串間市民病院の例、短期借入は1会計年度内で償還の場合は可能ということではありますが、そこで2億円の根拠と病院経営管理者としての町長のお考えをお伺いをいたします。

次に、病院経営改善に向けた取組については、これについては先ほど郡山議員のほうからも質問がございましたけれども、全体病床が56床から40床に減ったわけでありましてけれども、地域包括ケア病床の10床から26床への増床や報酬改定による効果への期待についてお伺いをいたします。

次に、経営強化プラン、31ページになりますけれども、適切な人員体制の構築として、令和5年度末常勤職員8人と会計年度職員3人、計11名の職員数減が示されておりますが、実施状況と人員削減による医療体制、士気の低下等への影響はないのかお伺いをいたします。

次に、医師確保へ向けた取組について、強化プランの38ページでありますけれども、医師確保は、当院の経営上における最優先課題と認識し、病院、行政一体となって取り組むとあり、公立3病院、小林、えびののですけれども、対外的な医師の必要性を訴求し、宮崎県医師確保対策推進協議会や宮崎県地域医療支援機構との連携強化や事業の有効的な活用が示されておりますが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

次に、マイナ保険証利用についてであります。令和4年9月の一般質問で、本町のマイナ保険証への交付率は、令和4年8月末現在で48.1%の回答がございました。先般6月30日現在で、本町が87%の交付率として、町報で公表をされたところであります。

そこで、令和6年12月2日時点でマイナ保険証利用となり、旧来の保険証は最大1年間有効とする経過措置が設けられるとのことではありますが、今後の全員加入と交付率向上へ向けた取組と課題をお伺いいたします。

3点目でございますが、ごみ処理問題についてお伺いします。

令和5年8月17日、文教厚生常任委員会でごみ処理問題について所管事務調査を実施いたしました。本町は平成14年から燃やせるごみ処理と平成29年から燃やせないごみ処理委託をえびの市と契約し、令和3年3月に霧島美化センター事務組合の解散に至ったところであります。

今後の本町独自でのごみ処理となると施設設置に数十億円かかるとされ、えびの市の令和4年度委託料として、可燃ごみ約2,990万円、不燃ごみが286万円で、処理費用が抑えられているとのことでもありますけれども、そこで今後もえびの市へ処理委託をしていくのか、継続となる施設改修費用、令和7年度から令和10年度までの期間に事業費約31億4,000万円の工事予定とお聞きし、本町の一部負担も考慮する。今のはえびののことでもありますけれども、もしえびの市と委託契約となれば、本町の一部負担も考えられ、令和6年10月ぐらいまでに方向性を示してほしいとの要請があったとの当課の答弁がございましたけれども、ほかの方向性も踏まえた現状の進捗状況とお考えをお尋ねしたいと思います。

なお、この件につきましては、委員会審査の中で町民課長より大まかな答弁がございましたけれども、もし答弁ができるのであれば、これについてもお伺いをしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま、温水議員から大きく3点の御質問をいただいたところでございます。

まず、国民健康保険高原病院経営強化プランにつきましては、私のほうからまず最初に御質問がございました、繰出し2億円の根拠、私の考え方ということでございました。

それと、4番目に御質問がありました医師確保に向けた具体的な内容、この2点につきまして私のほうで答弁をさせていただきます。2番目の地域包括ケア病床の増床に伴う増収効果、そして病院職員数減による医療体制の影響につきましては、病院事務長をもって答弁をいたさせます。

それではまず、先ほど質問の中の経営強化プランにつきまして、繰出金につきましてのお答えしたいと思います。

この一般会計から病院への繰出金でございますけれども、ただいま御質問にございましたように経営強化プランにもこのことを記載いたしております。したがって、このプランの中での収支計画もこの数字をもとに算出をいたしているところでございます。

まずこの基本的な考え方でございますけれども、これまでの病院への繰出金につきましては、基準内の繰出額が概ね2億円というようなことでございました。これがいわゆる基準内といいますか、そういった考え方でございます。この2億円につきましては、交付税の算定の基礎数値、あるいは病床数等をもとに算出した額を基本にしまして、町全体の財政状況、また財政調整基金の残額、こういったことも参考にしながら2億円を設定いたしているところでございます。

このことに関しましては、町民への説明もいたしましたし、また先ほど申し上げました経営強化プランにも記載のとおりでございます。このことにつきましては、昨年も町政報告会等を実施いたしましたけれども、その前に私のほうから病院長へ説明いたしまして、病院長との合意の上、設定をした額であると、皆の御理解いただきたいと考えております。

続きまして、4番目の御質問でございました、医師確保に向けた具体的な内容というようなことでございます。

この医師確保につきましては、これまでもなかなか安定した確保ができないということで、病院につきましては、町としても大きな課題であると捉えているところでございます。この経営強化プランにおきましても、ただいま御質問にありましたように、最優先課題というような記載もあるところでございます。高原病院では、これまでも大学医局や県立病院を含めた県への要望、あるいは自治医科大学の卒業生医師への派遣要望、そして民間医師紹介会社の活用、そしてまた町民の縁故による採用等、これまで行ってまいりました。今年度につきましても、大学医局への訪問なども行い、また県知事への直接の要望も行っているところでございます。

今後は、現在派遣をいただいております鹿児島大学、県立宮崎病院のみならず、これまで対象としておりませんでしたエリアを広げまして、他の大学等にも範囲を拡大し、医師確保に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

次の御質問でございました、マイナ保険証利用についてでございます。

国民健康保険加入者のマイナ保険証の交付率向上に向けた取組と課題ということでございます。

政府は、現行の健康保険証を令和6年12月2日で廃止するということを決定し、これに伴い保険証の規模、新規の発行はできなくなり、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証へ移行することとなります。

このような中、本町の国民健康保険、加入者の令和6年7月17日時点でのマイナ保険証の取得率は81.8%と、多くの加入者がマイナ保険証を付与されておりますが、さらなる交付率向上の取組については、広報たかはるによる周知案内をはじめ、先月にはマイナンバーカード未取得者へ取得を進める案内文書の送付も行い、推進を図っているところであります。

交付率向上の課題についてであります。現在の制度においては、マイナンバーカード取得は強制ではなく任意取得となっているため、町民全員の取得は困難であるというふうに考えられますが、いかに多くの方にマイナンバーカードを取得していただくか、またマイナンバーカードを取得されていない方及び保険証を紐づけされていない方について、理解を深めていただくかが、このことが課題と捉えております。

このため、将来的に様々な行政の手続で活用できるなどのメリットが拡大していくものと見込まれますので、今後とも定期的に町民の皆様へ案内・周知をしていくものでございます。

以上でございます。

3番目のごみ処理問題についてお答えいたします。

本町におけるごみ処理につきましては、現在、えびの市へ処理委託をお願いしているところでございますが、今後も継続して依頼をしていくか、他の方法へ変更するか、先ほどの温水議員の御質問にございましたように、本年10月までに結論が求められているところでございます。

このような中におきまして、現在、今後の方向性につきまして、具体的に議論・協議を現在進めているところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○高原病院事務長（外村英樹君）

〔登壇〕

温水議員より壇上から御質問があった点につき、2点について私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、病院経営改善に向けた取組のうち、入院病床及び診療報酬改定に伴う期待についての御質問についてお答えいたします。

入院病床につきましては、一般病床、その他病床よりも単価の高い地域包括ケア病床を10床から26床へ増床したことに伴い、入院1人当たり単価が約20%伸長するものと示唆されます。先ほど郡山議員の一般質問でもお答えしましたように、令和6年の試算によれば5,400万ほどの増収があるということが見込まれるところでございます。診療報酬改定につきましては、令和6年6月より施行されたところであり、全体で0.88%のプラス改定となったところでございます。

一方、個別具体的な項目を挙げますと、特定疾患療養管理料で算定していた高血圧、糖尿病及び脂質異常症の患者については、今回の改定により生活習慣病管理料での算定となりました。この変更により、高血圧症を例に挙げますと、従前の4,060円から7,950円となり、約2倍の収益が確保できると見込まれます。この生活習慣病患者は、延べで月700名程度いらっしゃいまして、今後の収益増加に大いに寄与するものと考えております。

続きまして、職員数の減少及び医療体制の影響についての御質問にお答えいたします。

令和6年4月1日現在で、昨年度よりも職員数が12名減少となっております。計画では11名でございしますが、実数としては12名ということになります。このため、従前の医療サービスの提供が難しくなっている現状でございします。午後の外来診療を制限し、地域住民の皆様には御不便をおかけいたしておりますけれども、経営改善に向けた取組を行いつつ、安心・安全な医療を提供するため、職員のモチベーション低下を招かないように、皆で一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上でございします。

〔降壇〕

○4番（温水宜昭君）

町長の壇上からの答弁の中で、マイナ保険証の利用について確認をしたいのですが、7月17日現在で81.1というふうに分かっているのですけれども。

○町民課長（江田雅宏君）

お答え申し上げます。

国民健康保険の加入者、こちらに関します7月17日時点のマイナ保険証の取得率、こちらは81.8%となっているところでございます。

以上でございします。

○4番（温水宜昭君）

再度確認ですけれども、これに出されている数字はもう全体ということでよろしいですかね。

○町民課長（江田雅宏君）

全体の数、マイナンバーカードの取得率ということになっております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

それでは、まず病院問題について、自席からお尋ねをいたしますけれども、町長はこの経営改革プランはお持ちですね。余計なことです。

それでは、まず経営形態の見直しについてお伺いをします。

高原病院はこれまで経営状況を鑑み、地方公営企業法の一部適用を継続する方針を示され、メリット、デメリットを比較した上で、状況に応じた経営形態の選択を検討するとありますが、職員の異動による専門職員の育成への課題等も見えるところでありますけれども、先般、宮崎県は県立病院に50億の補助をするということで、副知事をトップとした経営改革のプロジェクトチームを作られる予定であると表明をされましたが、本町においても平成29年の3月に経営改革プランを作られて、それに沿って元気化プロジェクトチームを作られたりとか、いろんな取組をされてきたところでありますけれども、今後、こういう組織の在り方、それについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

この町立病院の経営につきましては、これまでも元気化プロジェクトなどをはじめ、外部の方の御意見等も伺う機会も設けてきたところでございます。また、以前はコンサルトにも相談をしたという時期もあったというふうに聞いております。そのような経営化の中で、現状としては、この新たに、今、質問にございましたように、経営検討を行うプロジェクトチームの設置とか、そういったものを考えてはおりません。これまでの様々な経営を踏まえまして、町立病院での現在の運営につきましては、ただいま温水議員からお示ししております経営強化プランに沿って進めていくということがもう決定いたしております、現状としては、この決められた方針で運用を進めていくと考えております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

私が、令和元年度から病院の改革等の取組を見させていただいて、町長が病院の経営管理者になっておられますけれども、行政のトップもされて、病院の経営管理の責任者、トップであられるのに、なかなかその業務上に支障があるんじゃないかというふうに感じたものですから、今こういう質問をさせてもらったんですけれども、経営については病院の事務長も努力はされてきてましたけれども、最終的な決定権というのは経営管理者にあると思うんですよ。だから、町長は能力が早いからできるかもしれませんけれども、この本町の行政のトップと病院の経営管理者のトップということになれば、比重も大きいのかなという懸念もされるんですけれども、そこ辺で、いやもう大丈夫ですよということであれば、もうこういう質問はしませんけれども、やはりそこ辺も率直に検討された上で、病院長とかその辺との話をされたほうが良いような感じを受けましたので、質問させてもらったんですけれども、再度自覚があられば、その答弁をお願いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

これまでのこの病院の経営改善につきましては、もうこのように議会のたびに議員から御質問をいただきながら答弁をまいっております。

ただ、先ほど事務長から説明のありましたように、様々なできる、今病院内部も改革を行いながら取り組んでおりますけれども、まだなかなか厳しい現状があるということでございます。現在も委員長を中心に職員が一丸になって、この経営改善ということにつきましては、目標を持って取り組んでおるところでございます。

私もこれまで、この経営強化プラン、それと町政報告会、住民説明会で、町民の皆様方に説明をする内容につきましては、当然、病院長には数回、直接説明を申し上げ、進めてきたと。そしてまた、職員についても、2回職員に集まっていたいて、私のほうから説明をしてきたという経緯もございます。

しかしながら、今後のこの病院運営でございますけれども、今の診療体制になりましてから、今、半年が経とうといたしております。当然、来年度以降の見込みを立てながら、世の中のまた判断をする時期が来るとすれば、当然、私が判断をさせていただくということは承知をいたしております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○4番（温水宜昭君）

経営形態の見直しについては、町長が現状を維持していくという答弁がございました。

町長の力に期待するしかないのかなというふうには考えましたが、実際、その2億円のをもし超えた場合の考え方でもありますけれども、資料は出していると思いますけれども、串間の市民病院が民間から借入れをして、結局、県からの指摘があつて、最終的には、財政調整基金のほうから借りて5年間かけてですかね、返済を行うという方針でありますけれども、町として例えば、2億円を越した場合に、もう補助はしないということを町民のほうに言明されているわけでもありますけれども、例えば、病院が借入れをするという形で、財調のほうから上限以上のやつをを借り入れるということについては可能なのか、もうそれも駄目なのか。町長の御見解をお聞かせください。

○4番（温水宜昭君）

繰入れを2億しかしないということをおっしゃっているわけですよ。例えば、3億必要になったとした場合に、その残りの1億について民間から借り入れるのか。または町が貸し出すという形を取るのか。それが可能なのかということを今、聞いているんですけども。分かりました。

○町長（高妻経信君）

失礼しました。今、病院の運営の現状がどうかと申しますと、2年度当初など、病院のいわゆる運転資金とか必要になるわけですけども、そういう場合は、町のほうから一般会計のほうから一時繰替えをしていると。これはもう毎年度、当然、病院のほうから返してもらっているわけですけども、その民間から借り入れるかどうかということになりますと、これはまだ現状では何とも申し上げませんけれども、病院としてということよりも、今、串間の例を出されましたけれども、当然、町のほうにも当然、病院のほうから相談があるものと思っております。ですので、決して一般金融機関等から借入れをするような事態を現状としては考えられないことはありませんけれども、そういうことが予想されれば、また病院と協議をしたいと考えます。

○4番（温水宜昭君）

町長が町民のその報告会というか、その中で、あまりにもこの2億円というお金が大きい部分があって、町は、結局2億円については、もう自主的な経営でできるというふうに判断されたと思うんですよ。だから、そこ辺の誤解が、まあ生じる可能性があるわけですね。私ら、私自身も最初、その2億円という話を聞いたときに、基準外の繰入れが2億円を超さないというふうに最初、理解をしておったんですけども、だんだんこういういろいろ調べていくうちに、もう全体で2億円ということになるとなかなか厳しいのかな。だから、要は、町がそこ辺に対してのもう少し細かい説明をされておれば誤解もなかったのかなとちうふうに、私自身は受けたもんですから、今、話を、質問をさせてもらったんですけども、やり方とすれば、今までのやり方で、あまり2億円という金額にこだわる必要はないという考え方でよろしいんですかね。

○町長（高妻経信君）

この2億円の話ですけども、これは町政報告会等でも、病院の収支見込み等をお示ししながら、その中で、私の説明の中で、これまでのようないろいろな経営補助、経営補助についてはしないということを説明をさせていただいております。ですので、この2億円というのは、あくまでも繰出基準の範囲のものというふうに考えております。そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○4番（温水宜昭君）

ちょっと分かりにくい部分もありましたけれども、次に進みます。

次の質問ですけども、改革プランの44ページに、令和6年から9年までの方向性が示されておりますけれども、9年度には黒字じゃないんですけども、損益としてはプラスの数字が出ておりますけれども、この目標に向けての努力していく。とあと課題ですね、そこ辺についてどういうふうにお考えでいらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、令和6年3月に策定いたしました国民健康保険高原病院経営強化プランは、令和6年度から9年度までの4年間を計画対象期間とし、最終年度の令和9年度において計上損益を黒字化する内容となっております。

令和9年度の経営強化プランの数値と令和5年度決算値の比較をいたしますと医業収益は約8,000万円の収益増、医療費用については約7,800万円の支出削減を目指すこととしており、医療損益につきましては、令和5年度決算値の約3億1,000万円からその半分に相当する約1億5,000万円まで損失を抑える内容となっております。

また、医療収支でございますが、同じく、令和9年度の経営強化プランの数値と令和5年度決算値を比較いたしますと、医療外収益は約4,000万円の収益減、医療外費用は約170万円の支出削減となり、医療外においては、大幅な収益減少となりますが、医療損益の赤字幅を2分の1に圧縮したことにより、計画上の計上利益は約500万円の黒字となることが示されております。

当院といたしましては、現状としては、この目標を目指し、当面の入院病床の月平均稼働数を具体的には36床以上に設定することで、医業収益の改善を目指す方針を院内職員に周知しているところでございます。

今年の7月、8月期は、民間病院では受入れが困難な新型コロナウイルス患者等が急増したことにより、発熱外あるいは発熱の救急件数が増加いたしました。

このような状況の中、院長をはじめ鹿大非常勤医師が必要に応じて入院指示を的確に行い、看護部が中心となってベッドコントロールを行うことで病棟運営の連携強化が図られ、最近では36床を超える稼働病床の報告が増えてまいりました。救急受入れについても例年50%だった応受率が70%を超える月もあるなど、救急告示病院としての役割を果たすべく尽力させていただいております。

まだ半年も経たない状況ではございますが、私自身としては、経営改善の手応えを感じる一方、この状態の持続可能性については、まだまだ検証材料が不足していることから、今後とも慎重かつ冷静な分析が必要であると認識いたしております。

また郡山議員の御質問においても答弁いたしましたが、経営強化プランの積算上の問題、こういったものも考慮しなくてはならないと考えているところでございます。

以上のことを勘案いたしますと、医業収益のさらなる向上のために、あらゆる手段を検討する必要があります。

毎月開催される経営管理会議を通じ、診療報酬加算の可能性の模索や収支の向上につなげる様々な方策を職員とともに考え、確実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

事務方のほうから努力していくということで、計画ですので、令和9年度にまた検証はできるかと思っておりますけれども、なかなか今までの経緯を見ていると、厳しい状況に置かれているのかなというふうに私は感じております。

町長に通告はしていませんでしたけれども、実際、高原町も福祉課のほうで健康に対するいろんな予防とか、そういうふうに力を入れておられますけれども、実際、病院のほうでは経営的なものから見ると言い方、表現が悪いかもしれませんが、片や健康を維持し、増進していく。そして、片や経営的には、入院患者とか、そちらが増えていかないとなかなか経営改善にできないというアンバランスな形だと思うんですけども、先ほど経営、形態についても、だから町長は両方を進めていかなくてはいけないということであれば、なかなかそこ辺のつじつま合わせが厳しいのかなというふうにさっきは質問したんですけども、今の事案について通告はしておりませんが、町長が考えていらっしゃる部分があれば答弁をお願いします。なければもう構いませんけれど。

もう、1回言いましょうか。結局、町本体のほうでは病気にならないように推進しているのに、町立病院では経営が厳しいから、患者さんが増えてもらうのは困るわけですね。だからそういうアンバランスな政策をしているわけですから、町長の立場と経営的な立場におられたときにアンバランスな部分はありませんかというのを聞いたんですけど、どう思われます。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問ですけども、これは当然、私は町民が誰も健康であってほしいというのはもちろん一番願うところです。これがそれぞれの家庭の幸福あるいは地域社会の活性化その他の面、当然、そのために、担当課或いは町を上げて健康づくりというのは推進をしているということは、当然、これはどこの自治体であってもそうであると思います。

病院というものは、片や誰も年をとりますと健康が維持できなくなる、あるいは事故等によるけが、様々ございますけども、そういったときに病院の役割があるわけであって、その私の政策の中で両方を進めるというのはもう当然、その中で病院経営はしていかなきゃならないと考えていますので、そこはバランスというよりも、これはもう当然の私の両方を進めるというのは義務、責任だというふうに考えております。

○4番（温水宜昭君）

答弁のとおりだろうと思いますけれども、両方を推進していくというのは、なかなか厳しいのかなという、私個人の考えですけども、そこら辺をちょっと聞いてみたところ。

病院の最後になりますけれども、地域医療連携推進法人構想ちうのが改革プランの26ページに至っております。

結局、えびの市、小林市、高原町、この2市1町での連携だと思いますけれども、以前、高原町が合併をするときに、小林市本体の病院として高原病院を診療所みたいな格付であられて、当時の町長さんたちが、まだ経営もよかったわけでしょうから、合併をしないということで今まで進めてこられたわけですけども、だから、この令和7年度からの連携事業開始について、私個人ではそういう経緯があって、果たして小林市さんが同等の病院として扱いをされるのかなあという疑問もありますけれども、そこら辺は、市長さんやら町長との話の中で出てくることかもしれませんが、それについてお考えがあればお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

今回の西諸の3公立病院で、地域医療連携推進法人を設立をするという、このことについては、御質問にありましたこの経営強化プランにもあるわけでございます。そういった中で、これまで3首長、そして、それぞれの公立病院の院長、そして、関係職員が集まりました会議が1回ございました。

しかしながら、具体的な中身の検討、議論にはまだ入っておりません。今後、当然、小林市立病院が経営強化プランを見ましても中心的な役割を担うことになるかもしれませんが、そういった中で、高原病院とえびの市立病院そして小林市立病院、それぞれが役割分担あるいはこの西諸地域としての医師確保、こういったものを取り組んでいくということの設立する法人でございますので、ただ温水議員の御質問の中でありましたそういった懸念をお持ちだということでございますけれども、私としては、この医療法人を設立する方向は決定をいたしておりますので、その方向ですものと考えております。

○4番（温水宜昭君）

この病院問題で、一番私が懸念するのは医師の確保だと思うんですけども、これは皆さん共通した意識を持っておられるとは思いますが。この連携事業の中で、医師の確保に向けても取り組んでいくということであった場合に、例えば小林市民病院のほうから高原町の病院の医師が不足するからお願いしたいとか、そういうところまで突き詰めた話をされていくのか。恐らくそういうふうにはなりにくいのかなという気はしますけれども、そこ辺は、町長はどうお考えになられていますか。

○町長（高妻経信君）

ただいま御質問にありましたような内容については、まだ協議はしていないところでございます。ただ、この法人の目的の中で、当然、この人口が減っていく中で、3公立病院がこの西諸地域で割と役割を果たしていくか。その中では、様々な形が考えられるわけですけども、今、具体的な内容の質問ございましたけれども、そういったこと等も今後、検討されるのか、そこら辺もまだ決定をしていないところであります。

○4番（温水宜昭君）

分かりました。最後になりますけれども、病院で。私がこの強化プランを読ませていただいた中で、14ページから20ページに、高原町民の高原病院への受診率が書いてありますけれども、欲を言えば、もう少し高原の町民が高原病院を受診利用していただく、こういう部分にもある程度、力が必要なのかな。高原病院以外にも私の病院もございますので、なかなか厳しいと思うんですけども、やはり経営的なものを考えれば、ある程度、患者数も増やしていかないといけないのかなという気持ちでおりますので、この辺のパーセンテージをもう少し上げられるような努力も必要なのかなというふうには感じております。答弁よろしいですけども、そこ辺も頭に入れられて、今後の方針なり進め方をお願いをしておきたいと思っております。答弁結構です、通告していませんから。

次に、マイナ保険証利用についてであります。先ほど、私の勘違いで、町が出されている部分については、全体のことであったというふうにお聞きをしたんですけども。国民健康保険でも社会保

険でも町民に変わりはないのかなというふうに思いましたけれども、なかなかそこへの情報が入りにくいということをお聞きしましたので、もうそれ以上のことは、申し上げませんけれども。

令和4年の7月に、総務省がマイナ普及率、なかなか人気がなかったのか、地方があまりマイナ普及に取り組んでいるんだけど、なかなか交付率が上がらんということで、当時の総務省のほうから地方交付税との紐づけということで言明をされたことを記憶しておりますけれども、実際、町のほうにそういう交付税に対する減税というか、そういう部分があったかなかったのかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

普通交付税において令和5年度、6年度マイナンバーカード保有枚数を基礎数値とする地域デジタル推進費という算定項目がございますが、この項目の中で、令和5年度調査時点の保有枚数が本町は6,890枚。人口に対する保有枚数率が76.5%。令和6年度が保有枚数が7,063枚。人口に対する保有枚数率が79.9%というふうになっております。この地域デジタル社会推進費に係る基準財政需要額がここ2年増額となっていることから、本庁には、マイナスの影響はなかったものと捉えております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

増えたほうであるという回答で、答弁でございました。よかったなと思いますけれども。

次に、実際の健康保険証の中で、保険料の未納者がいらっしゃるわけでありましてけれども、このマイナ保険証の、こういう方々のマイナ保険証に対する町の基本的な考え方なり、対処法があればお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

国民健康保険税未納者の方とマイナ保険証未取得者の対応についてお答えします。

国民健康保険税の未納がある方については、様々な事情を抱えていらっしゃると思いますけれども、まずは完納をしていただくこと、こちらが大変重要であると思います。

つきましては、税務会計課と連携しながら未納者に対して早期完納を促すことを優先していくものでございます。

それでも、なお完納が難しい方につきましては、国及び県内自治体が生ずる方針を参考にしながら、また近隣2市とも取扱いの協議を実施し、対応していく予定でございます。

マイナ保険証未取得者については、医療機関等が必要とする情報、受診者の氏名、生年月日、保険者番号等が記載されている資格確認書を交付するものでございます。

交付された資格確認書を医療機関の受付窓口で提示することにより、これまで同様、医療機関等での受診が可能となるものでございます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

マイナ保険証が今年の12月2日から開始されるわけですがけれども、実際、未納者に対する取組はひょっとして間に合わないのかなという気はしているんですけども、先ほど、課長がおっしゃられた資格確認書ですか、これについては、私は1年を期限として考えておるんですけども、最終的に、実際、マイナ保険証の交付が100%になるのかは疑問なんですけども、当局、当課として、その辺についてはどういうふうにお考えになられています。

○町民課長（江田雅宏君）

今、議員が申しされたのが、短期証のことかなとは思ったんですけども、短期証につきましては、こちらについても一応、廃止に伴いまして特別療養費、窓口負担10割の通知という部分がございますけれども、こちらにつきましては、長期にわたる保険税滞納者に対しまして保険料の納付を促す取組として、この制度が加わりまして特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うことというふうになっておりますけれども、この特別療養費の対象者について基準となります滞納額とか、あとは滞納期間等は、現在、検討中でございます。

これ方針というか、今は決定はしていないんですけども、本件については、県内の自治体の状況、あとは近隣の医療機関等、自治体も、近隣の自治体も含めてこちらの状況もございます。

さらに、医療機関等を含めて薬局等、こちら等の調整等も必要になってきますので、実現に、実際にまだ具体的な結論は出ていないんですけども、本町のみで解決できる問題ではないので、今後、また各自治体とも協議しながら結論を出していきたいと思っております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

今後の検討課題ということでもありますけれども、国が12月2日ということ、期限を切られていますので、地方当局も、そこに合わせる形で努力していくというふうに受け止めたいと思います。また、今月の新聞等で、マイナ免許証を来年の3月に開始するという報道がありましたけれども、実際、町との関わりは薄いと思いますので、質問はいたしませんけれども、なかなかもう今からこういう時代になっていくのかなというふうに考えるところであります。

最後に、ごみ処理問題についてお伺いをしたいと思います。

町のほうから、壇上からの質問については、まだはっきり決まっていらないということでありましたけれども、選択肢は、私は3つあると思っていますよ。

自分とところでつくって処理していくっていう方法、また民間を利用する、公的には今、えびのとされていますので、ここが一番強いのかなあというふうには感じておりますけれども。実際、自分達で運営していくということは不可能という考えでよろしいですかね。今、町長が感じておられることで、いや、もう自分のところで何十億かかってもつくって処理施設をするんだという、また、もう時期的にもありませんけれども、そこ辺のお考えも含めて、民間ですね、3つあるわけですけど、そこ辺について再度、答弁ができましたらお願いします。

○町長（高妻経信君）

ただいま方法としては3つあるんじゃないかということで、そのとおりであると私も考えております。その中で、今、ございましたように、高原町が自前でこの処理施設を建設していくかということについては、私は、この将来的な財政負担などを考えますと、この方法は私としてはないと考えております。

現状でございますけども、この残った2つの方法のいずれかになるわけですけども、当然、経済性、費用の面もあります。それと、安定性といいますか、継続性、様々多方面から検討を今、している最中でございます。

申し上げましたこの結論については、そう遠くない時期に決定をし、また議会にも報告をさせていただくことになろうかと思います。

○4番（温水宜昭君）

結論がまだ出ていないということでありますので、また10月以降に、そこ辺は議会に対してのお知らせもあるということでありましたが、実際、えびの市に依頼しているのが一番近いのかなというふうに、私自身は考えておりますけれども、明確なまだ答弁はできないということです、それはそれでいいと思いますけれども。

次に、美化センターが解散されて、もう小林との共同経営も今、されていないのでありますけれども、浸出水処理施設の管理についてお尋ねしますけれども、ここが県の認可が下りれば解体をするという方針だと思いますけれども、これに対して1億6,000万ぐらいですか、費用がかかるということでありまして、実際、解散をするときに高原町が1億、小林が6,000万でしたかね、分けておられると思うんですけれども、これは今、高原町の配分の1億円については、何の基金に積み立てておられるのかお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

積立金につきましては、財政調整基金に積んでおります。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

もう解散して4年ですかね、もう経つわけですけども、ここで県が許可をした場合は、解体をしてもいいということでありまして、実際、町として1億数千万ですか、かけて解体はしなければ県のほうからのペナルティーとか、そういう部分があるのかをちょっとお伺いしますけれども、よろしいですか。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えします。

浸出水の処理施設につきましては、令和6年の8月8日、こちらで実施しました県の要望活動の際に、県の廃止に関する基準を定める要綱の作成、こちらについて本年度中に行うということで回答いただいております。

今後は、この要綱によりまして廃止に至る年数等が示されることとなりますので、それに従いまして小林と協議して、また給付費用の撤去にかかる費用等も含みますけれども、検討することになるかと思います。ですので、ペナルティーというか、いつぐらいになるというのがまずもってまだ分かっていない状況ですので、ペナルティー等については、現在のところまだ把握していないところでございます。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

この管理料ですね。浸出水処理施設の管理に約1,800万ぐらいかけていらっしゃるんですけども、小林と竹原町で55、45の配分でされておりますけれども、実際、その解体になれば、このお金は浮くんですけども、解体の費用が大分かかるというふうに考えた場合に、なかなかそこへの期日なんかの決定も、なかなか厳しいのかなというふうには思いますけれども、決定がまたなされた時点で、報告を受けてから私としてもまた考えていきたいと思いますので、これ予告していませんから、よろしいです。

次に、ごみ袋の値上げをめぐるっては、各地でいろんな論争が起きていますけれども、自治体によると、値上げによる効果としてごみの量が減るのではないかなというような形で、値上げをする自治体もございますし、また一定の枚数を毎年、全戸に無料配付する自治体もあるというふうに伺っております。

令和6年度の予算で560万円の売上げ、そして製作費用ですか、これが750万円ぐらいで上がっておるんですけども、今後、ごみ袋の単価についての値上げとか、そこ辺を考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

議員、御指摘のとおり、本年度予算におけるごみ袋の政策費用と販売収益の差はあるところでございますけれども、今後、不足する費用を販売価格に反映させることは、段階的に値上げをしたとしても、住民への負担を強いることとなりますので、次年度、令和7年度になりますけれどもにつきましては、現在のところ据え置く予定でございます。

しかしながら、製作販売価格の均衡につきましては、今後も状況を見ながら調整していくことは必要であると考えております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

分かりました。最後の質問になりますけれども、以前、私は、ごみ袋の販売が役場と民間業者によって差があるということで、そこ辺についてお伺いをしたことがあったんですけども、小売店の独占禁止法違反行為を誘発する恐れがあるというお答えを頂いたんですけども、実際、小林なんかちょっと調べてみたんですけども、そこは全部の委託で町が関わりはないということでありましたけれども、基本的なお考えだけをちょっとお聞かせください。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

公正取引委員会によりますと、ごみ袋販売について行政が一定価格で販売するよう指導することで、小売店独自もしくは小売店間の競争を通じた価格引下げの機会を阻害しまして、消費者に不利益を被る恐れがあること。また行政が小売店に一定の価格水準価格帯を示す場合、当該行政指導で示された価格を目安とし、小売店間において共同して価格を決定することとなれば、小売業者が独占禁止法に違反する恐れがあるという見解があるところでございます。

こういったことを踏まえまして、本町におきましては、行政による価格指導は行っていないところでございます。

このため、本町のごみ袋販売を担っていただいております店舗におきましては、営業時間や維持管理費、人件費等の経費、各店舗の事情によりまして異なる価格設定となっておりますけれども、どこの小売店でも気軽に買い求めができるといった町民の利便性、こちらを考慮しまして販売店を限定せずに協力をいただける全ての店舗にごみ袋の取扱いをしていただく方法を採用しているところでございます。

しかしながら、今後、統一の価格を設けることのできる販売店の指定制度とするのか、これまで通り小売店を限定しない自由競争制度を取るのかにつきましては、町民ニーズを勘案しながら調査研究してまいりたいと考えております。

なお、販売の実情につきましてですけれども、現在、町内外約20店舗に販売の協力をいただいております。役場窓口販売価格、こちらが今360円となっておりますけれども、に比べまして1袋当たり10円安い設定から20円高い設定での販売が実勢価格となっているようでございます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

最後ですけれども、今、課長が読み上げられた部分については、私も手元に資料がありますけれども、現実的に、安くしようっていうのに、安くしたいのに、なかなかそこ辺を町なりが指定すると、なかなか独占禁止法にという理由が書かれていましたけれども、実際、安くするのに、独占禁止法に当てはまるのかなという疑問はありますけれども、そういう事例があるということだけは承知いたしましたので。今後、少しでも値下げなり、統一した価格になれるように努力していただきたいということを申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで温水議員の質問を終わります。

次に、8番、山下香織議員。

○8番（山下香織君）

〔登壇〕

通告に従い、5つの項目について質問します。

まず1つ目、町長の政策についてお伺いします。

本町は、宮崎市のこども政策や都城市の移住政策のような自治体の目玉となるような政策が見えてこないという声を多々聞こえてきます。

具体的に申し上げますと、町長が今、一番やりたいことが見えてこないのだと思っています。

現在、町長はどの分野に力を入れていきたいと思っているのか、具体的に教えてください。

次に、ふるさと納税について。

郡山議員も質問されていたので、重複するところは省かさせていただきます。

高原町に寄せられたふるさと納税について、町長にお任せ判断の項目の納税額を教えてください。

続いて、犬猫に係る助成について。

県の不妊手術の助成金について、私が議員になって初めの定例会の一般質問からずっと申し上げていますが、まだまだ進んでいないと感じています。ですが、困っている猫トラブルの声はとても増えてきています。手続の手順の多さや複雑さにより、ハードルが高くなっていることも要因の一つになっているのではないかと思います。

そして、先日、震度5弱の地震が起きましたが、災害ときは、普段の生活の中でも起きる犬猫の迷子の件数がぐっと上がります。その際、犬猫へマイクロチップの埋め込みが行われていれば、確実に飼い主のところへ返すことができるようになります。散らばってしまった犬猫を見つけた人が、飼い主が見つからなければ、自分が飼養しなければいけないのかという保護をちゅうちょしてしまえば、最悪の場合、野犬や野良猫になってしまいます。

実際に福島や、今年1月の能登半島の災害でも、そういった犬たちが野犬化し、現地は非常に危険な環境となっています。

猫に関しては、犬よりさらに難しく、大きな地震が起きると、大抵の猫はパニックを起こして逃げ惑ってしまいます。捕まえてから避難するということはできないことが多いです。

今回、日南の地震のときに、猫を飼っている方々から、猫と一緒に逃げたいがどうしても猫が捕まらない、もしくは見当たらない、どうすればいいのかと多数御連絡を頂きました。こういった場合は、捕まえらる猫だけを連れ、残った猫に関しては、自力で逃げられるように窓を開けて避難してくださいとお伝えしているのですが、散り散りになってしまった猫たちを、災害後、後ほど探し出すのが本当に大変だったとおっしゃっていました。

さらに、災害ときは人命が最優先であるため、役場へ寄せられる、この迷子の犬猫はどうすればいいのかといった問合せ一つ一つに答える余裕はないかと思います。ですが、マイクロチップが埋め込まれてさえいれば、飼い主の情報を読み取り、どこどこの誰々さんに連絡を取ってみたいと案内することも可能です。

以前、一般質問の際に、マイクロチップの件で町の担当課長より、なりわいとしている人がマイクロチップの埋め込みを推進してほしいと回答がありました。なりわいとしている機関も頑張って推進したいところですが、行政のバックアップがなければ難しい現状にあります。マイクロチップは飼い主の努力義務ということではありますが、環境省によると都道府県等の動物愛護担当局が担うとされていますので、本町にも周知や推進をお願いしたいと考えています。

こういったことを踏まえ、今後は県の事業だけに頼るのではなく、町独自の事業として不妊手術の助成、さらに手術済みの犬猫へのマイクロチップ埋め込みに係る助成を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

続いて、町民に向けた政策について。

町民から得た貴重な税収の使い道として、今後は、外からの移住者に対する政策だけでなく、今住んでいる町民に対する政策も必要と考えます。

まず、町内で起業したい、お店を開きたいと創業を考える人に向けた助成に関して、現在の助成の条件は今の高原町に合っていますでしょうか。この助成について、コロナの時期を除いた直近1年の問合せ件数と、利用件数を教えてください。

福岡市で行われているスタートアップカフェという事業があります。創業を志す方をサポートするため、起業の準備や相談ができる施設で、開業ワンストップセンターで法人設立に必要な各種手続をまとめて行うことができる上、オンライン申請もできるため、それぞれの窓口を訪問しなければならなかった負担を軽減することができるそうです。

福岡市のように大規模な施設は難しいかもしれませんが、小さな窓口からでもワンストップで創業まで持っていくことができれば、町内のにぎわいにも直結していくのではないかと考えます。これに関し、御意見をお聞かせください。

そして、今後、創業を希望する人に向けた助成として、新たな助成制度の新設を検討していただけないでしょうか。現行の助成だけでは、条件も限定的であり、金額も少なく、現実的な手助けとなるには心もとないと感じます。年齢や性別にかかわらず、もっと積極的に創業してもらい、町内を盛り上げてもらうためには、町からのバックアップが必須と考えます。

空き家や空きテナントなど物件を町で買い取り、創業希望者へ賃貸として貸し出しするだけでもかなりの初期費用軽減となり、起業のハードルを下げるのではないのでしょうか。

本町の特産品を使った商品の開発など、コンテストもされていましたが、とてもたくさん応募されている方がいらっしゃったのを見ました。それに関しても地域おこし協力隊の町民版のような制度があれば、もっと魅力的だと考えます。ご意見をお聞かせください。

最後に、畜産業・農業に関する政策について。

現在、畜産業・農業においては担い手不足が深刻な問題となっています。一般的なイメージとして、休みが取れなかったり、力仕事であったりなど、大変な部分が包括されていることも大きな要因ではないかと考えます。

先日、鹿児島県の南九州畜産獣医学拠点スクラブという施設の見学に行かせていただきました。この施設には牛舎と鶏舎があり、そのどちらもアニマルウェルフェアに従った施設になっており、畜産動物が自由に動ける環境で、8月の暑い日に私は行きましたが、エアコンとかをついているわけでもないのですが、涼しく快適な環境の施設になっておりました。

実際、人に関しては、ふん尿の清掃の手間も少なくなり、管理における負担もかなり軽減されているようでしたし、動物に関しては、拘束されるストレスもなく、どの個体も穏やかに過ごしている

様子でした。このような、今の高原町の畜産業ではなく、また違う畜産業の在り方があるということが広く知られば、将来の職業選択として候補の一つとなり得るのではないのでしょうか。

まずは子供たちに、畜産業・農業に対する新しいイメージを持ってもらうため、こういった新しい取組をしている国内企業への研修を支援したり、興味・関心の強い子供に関しては、日本と違った海外の方法を学ぶ留学費用の補助を行ったりなど、本町ならではの就学支援・留学支援を推進できればと考えております。これに関しても御意見をお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま、山下議員から大きく5つの御質問をお受けしました。お答えいたします。

まず、1問目でした、町長が今一番力を入れている政策は何かというような御質問でございました。

私は、令和3年の10月に2期目の就任をさせていただいております。その中で、幸せ実現構想ということで、14項目の公約を掲げさせていただいております。現在、町民、議会の御理解を得ながら、その実現に努めているところでございますが、1期目からも考えますと、自分なりにほぼ達成できたと評価しているものもありますが、一方では、就任当初の1期目から現在も進行中のものも様々ございます。

そういった中で、やはり私が最も本町の状況を見たときに、これは日本が抱える大きな課題でもございますけれども、一つがやはりこの人口減少であろうというふうに思っております。本町におきましても、経済減退、農業を始めるとする地場産業の後継者不足、学校の存続、地域の伝統行事の継承、このように多くの影響が出てきているところでございます。

この人口減少対策といたしましては、本町では企業誘致、あるいは移住・定住支援、こういったことを行ってきておりますが、やはり、一番この人口減少対策の中で課題になっておりますのが、若者が町外に流出をしているということではないかなと思っております。

私も、2期目の就任に当たりまして、やはり、本町で若い人たちが、まず町に魅力を感じてくれること、そして町内で起業をしていただくこと、そしてまた、高原町に残って、また、親元も含めて高原で働いていただくこと、様々なことが大事ではないかなと思っております。

そこで、私が2期目に入りましてまず取り組みましたのが、地域商社の設立でございました。この地域商社は、当初、町が、言えば職員が中心になった形で、いわゆる高原町が中心になって運営をする方法など、全国の様々な事例等も参考にしながら、どういった仕組みで設立するかという検討をしてきました。

その中で、私は、やはり民間の活力を、この地域商社の中で活力を発揮していただく、そういった組織にしたいということもありまして、現在、株式会社として設立に至っております。初年度は、町の職員を2名派遣をいたしておりますけれども、現在は会社で全て今、運営をいたしているところでございます。

この地域商社の活動につきましては、まず若者の私は定住につながっていくものというような理解をいたしております。現在の奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社、町が出資をしまして、令和4年3月に設立しまして、今2年半が経過をしたところでございます。ふるさと納税業務を中心に、今、業務を行っておりますけれども、そのほかに、このふるさと納税を一部原資としました自主事業も、年々活発になってきております。

この事業につきましては、町民と連携し、特産品の開発とか、あるいは観光関連、事業承継、関係人口づくりなど、この全てが町の公益的な事業を展開しているのではないかと考えております。この世の中で、若者の起業、あるいは町民の所得向上につながっております。

地域商社の活動が、若者の活躍の場を創出したり、あるいは町外の若者が高原町に目を向けてくれる、そういった機会になるものというふうに考えております。高原町が出資者でございます。そして私も取締役でございます。今後、この地域商社の活動をさらに促進をしていくこと、これが若者の本町の定住にもつながっていくものと、町全体の活性化につながっていくものというふうに考えております。

一方、進んでいないものがあるかというような質問でございました。先ほど申し上げましたけれども、私が自己評価をしますと、まだ完了していないもの、今進行中のもの、まだまだございます。やはり私が今、財政の状況というのもございますけれども、公共施設の整備、庁舎、学校、中央公民館、保育所、体育館、こういったものが私の1期目からの公約に掲げておりますけれども、まだほぼ手がつけられない状況でございます。

そういった中で、南海トラフ地震の脅威というのもございます。やはり、質問でもございましたけれども、電算システム等、あるいは基管理部分も優先的な移転というのが、この公共施設の中では先に取り組むべきではないかというふうに考えております。

それと、政策というか、課題としては、やはりこの病院の経営改善があらうかと思えます。これまでの議会の中でも、この病院問題につきましては、今回もそうでありますけれども、多数の議員から質問を頂く中で、現在、令和6年度、今の新しい体制で動き始めておりますけれども、まだまだ厳しい状況も見込まれております。そういう中で、病院内部では、院長、職員、それで工夫をしていただきながら、今、日々取り組んでいただいているところでございます。

まだまだ、現在取り組んでいることは様々ございますけれども、特にという御質問でございましたので、私は、当初から町のやはり産業振興という面、あるいは人口減少、こういったものを考えたときに、2期目でこの地域庁舎を立ち上げたということをお答え申し上げたいと思います。

次に、ふるさと納税の御質問にお答えいたします。

具体的な数字の御質問でございましたので、申し上げたいと思います。

令和5年度の実績でございます。いわゆる納税をされる方が、目的を指定をされて納税をされるわけですが、その指定された用途別に申し上げます。

令和5年度、まちづくり・市民活動に対するものが、件数が7,817件、金額にしまして1億8,637万9,700円でございます。

次に、スポーツ・文化振興に対する寄附が、件数が1,169件、金額が2,857万1,500円です。

次に、健康・医療・福祉に対する寄附が1,391件、金額が3,024万3,800円です。

次に、子ども・子育てに対する寄附が5,998件、金額が1億4,798万8,600円です。

次に、地域・産業振興に対する寄附ですが、件数が1,025件、金額が2,550万9,000円です。

次に、観光・交流・定住促進に対する寄附が373件、789万4,300円です。

次に、災害・復興支援に対する寄附が96件、金額が167万7,500円です。

そのほか、分野を指定しない寄附がございます。件数が8,096件、金額が1億5,260万1,500円です。

そして最後に、その他、まだほかに項目がございますが、その他の項目に対する寄附金が160件、637万8,000円というふうになっております。

なお、このほかにポータルサイトによっては、町長にお任せ判断というような受入口もあります。これは、先ほど申し上げました分野を指定しないという項目の中に含まれております。ですので、この町長お任せ判断というのは、ポータルサイトによってあるとこと、ないところがあるというふうになります。

最後の御質問でございました。失礼しました。町民に向けた政策の中で――失礼しました。その前に犬猫に係る助成金、これについてお答えいたします。

動物の命と尊厳を守り、不必要に殺したり苦しめたりすることないように、適切な管理をするために、犬猫の不妊去勢手術は重要な取組の一つだというふうに考えております。

現在、本町におきましては、不妊去勢手術につきまして、県の地域猫対策事業における野良猫の不妊去勢手術を推進しているところであります。引き続き、広くこの事業を知っていただくために、区長会、あるいはホームページ等で周知を図ってまいります。

ただ、不妊去勢手術の大切さの認識は、現在、本町におきましても、少しずつではありますけれども、広がってきているのではないかなというようにも感じております。

確かに、議員御指摘のとおり、申請手続きがやや煩雑に感じられる方もおられると思いますけれども、手術費用がかからず、捕獲器の貸与があり、捕獲方法も専門知識による指導を受けることができるような事業でございます。大変有効であるというふうに考えております。このようなことから、本町としましては、引き続き周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

次に、マイクロチップ埋め込みについて御質問がございました。

マイクロチップにつきましては、一度埋め込むということになりますと、首輪や名札のように外れ落ちる心配がなく、半永久的に読み取りができる個体識別証になるものであります。現在、犬猫等販売事業者においては、販売時装着が義務化されておりますが、既に飼われている犬猫へのマイクロチップ装着については、飼い主の努力義務となっているようであります。

御指摘のとおり、地震や水害、事故などによって飼い主と離れ離れになった際、この犬猫の所有者特定を容易にできることや、保護された場合、速やかに飼い主の元へ戻すのに有効な手段だと考えております。

しかしながら、このマイクロチップ装着に関する独自の助成につきましては、本町の財政状況下における費用捻出、また、事務の煩雑化が想定される中での体制整備・強化等、抱える課題も多くございます。このため、県内や近隣自治体の動向を見据えながら、慎重な調査研究が必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、町民に向けた政策について、大きく3項目の御質問がございました。

まず、1点目でございます。創業支援に対します助成の関連でございます。

初めに、創業支援事業の利用件数等でございますが、本町におきましては、令和3年度より、高原町創業・起業支援事業を行っており、町内の空き店舗等を再利用し創業される方、また、町内で起業する方に対し、改修費や賃借料の一部を支援いたしております。

令和3年度から令和5年度までに12件の相談を受けまして、そのうち8件の支援を行っており、直近となります令和5年度におきましては、相談件数2件のうち、その2件が支援の対象となったところでございます。

次に、ワンストップ創業支援についての御質問でございました。

御質問にございました福岡市では、スタートアップカフェ内に国家戦略特区を活用した開業ワンストップセンターが、令和元年8月から開設されております。

創業支援等には、確かに補助事業など資金調達を含めた支援も必要ですが、起業する方々が交流でき、相互のアイデア共有やネットワーキングを促進することが、コミュニティの形成と連携強化につながるものとされております。地域の大学や専門学校、産業団体と連携を図り、専門知識や資源などが手軽にネットで共有できるなど、起業に向けた準備などが促進されているようであります。本町におきましても、雇用対策の一環として、無料職業相談所を産業創生課内に設け、移住等の相談等も適宜対応いたしております。今後は、福岡市等の事例を参考に、本町の無料相談所の体制等を拡充させ、地域商社と連携している中小企業庁の宮崎県よろず支援拠点と連携をさせるなど、高原町に合った創業支援やスタートアップの充実を見据え、調査・研究を進めてまいります。

次に、新しい創業支援についての御質問にお答えいたします。

財政状況が厳しい自治体におきましても、何とかして新規創業の支援を行っていきたいというふうに考えているところでございます。本町におきましても、創業を目指す、特に若い人たちの意識を持っている人もおります。こういった方を当然支援をしていかなければならないというふうに考えます。

補助事業、融資等に絡めた利子補給、国の制度を活用した税制優遇措置の導入などが、多くの自治体で行われている支援策というふうに認識をいたしております。

一方、山下議員から御提案の低コストで利用できるオフィススペースや設備を提供する、いわゆるインキュベーション施設の設置などは、確かに創業者の初期費用を抑える効果があるものと考えます。

これまでの問合せ内容からも、支援するための費用、捻出も重要なポイントになるものというふうに考えます。創業者同士や投資家とのネットワーキングイベントの開催、ガバメントクラウドファンディング等を活用した資金調達や、ビジネスパートナーの発掘なども必要ではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これらの支援策を組み合わせることで、新規創業者の初期費用を軽減し、地域経済の活性化などを図ることができるものと認識をいたしており、調査・研究を進めております。

最後の御質問でございました畜産業・農業に関する政策についてお答えいたします。

ただいまの御質問にもありましたとおり、全国的な傾向であります畜産業・農業におけます労働力、あるいは担い手不足、高齢化は本町におきましても深刻な課題というふうに捉えております。若い世代に畜産業・農業のいい印象を持ってもらい、魅力と将来性を十分に感じてもらうことは大変重要なことでもあります。

現在は、山下議員が提案されますように、研修や留学に対する予算は、町としては確保はいたしておりませんが、西諸管内におきましての取組といたしまして、小林秀峰高等学校へ、農業後継者育成の活動費として、研修等の支援を行っているところであります。

また、県内には農業大学校もあり、文部科学省や日本中央競馬会の助成を受けて、畜産業・農業の盛んな外国農業を学ぶ海外研修等もあるというふうに伺っております。

本町でも、研修や海外留学等に意欲のある方がいらっしゃれば、各種助成制度の紹介などを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○8番（山下香織君）

ふるさと納税のところの寄附をどのように使うか、使途は決まっていないというところの、町長にお任せというところに入れた方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、町長は任期があと1年と半年ぐらいなんですけど、この納税してくれた方は、今の町長に任せたいという気持ちで納税してくださって、その項目を選んだと思うんですけど、その思いを有意義に使ってほしいと皆さん思って納税していると思いますが、何か、どのように使うとかお考えはありますか。

○町長（高妻経信君）

確かにこのふるさと納税の中で、先ほど説明をしました中に、町長にお任せという項目を設けているサイトがございます。私もそれを認識をいたしておりまして、そういった寄附をされる方のそういった気持ちを考えますと、私がその使途について判断をしてもいいんだなという、そんな理解をいたしております。

具体的には、ただ、本町の財政状況等を鑑みたときに、全てを、お任せというはっきりした金額はつかめない分もありますけども、全てを私が考える用途にということでは、財政状況上不可能でありますけども、ただ、私が今、予算の中で判断をする際に、一番ふるさと納税を充てておりますのが、やはり子育て支援であります。

例えば、学校給食費の半額補助、これが、すみません。1,000数百万程度、それと、今回の新しい動きでありますけども、高原町を霧島山の登山拠点としていくという私の構想、そういったものに充てさせていただいている分はございます。先ほど言いましたように、寄附をしていただいた方のそういったお気持ちも私も感じながらその寄附を充てさせていただいております。

○8番（山下香織君）

あと、郡山議員とちょっと重複するんですけど、ふるさと納税を何にどこにどう使われたというところを、もうちょっと透明化して、納税してくださった方、もしくはリピーター、そして、新しく寄附してくださる方へ分かりやすく伝えてほしいと思うんですね。

ホームページなどでも載っているということだったんですが、私がぱっと見た感じ、なかなか見つけ切らないぐらいのところに載っているのか、私は見つけ切らなかったんですけど、なので、ふるさとポータルサイトの中の宣伝のどこかに、今までの実績だったり、今、町長がおっしゃったように、霧島登山のことに使ったとか、明確化して具体的な例を載せることとかはできないんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今ございますとおり、ふるさと納税の寄附増におきましては、本当に実績、これを公表・周知することが非常に有効であると思っております。特に透明性の向上というのは本当に大事でございまして、特に、今ありましたホームページ等には詳細を載せておりませんので、今後ぜひ、この実績等を載せていきたいと思えます。

これは継続的に載せることによって関係性も築くことができますし、今、5年に遡りまして、寄附していただいた方に、ふるさとの情報を載せたメール、これを送っております。それによりまして、5年前に送った方もまた寄附をしていただくという状況が発生してきておりますので、こういうことに力を入れていきたいと思っております。

それとあとは、今お話がありましたとおり、寄附がどのようなものに使われたかということを示すことによって、高原町に対します住民に役立っているとか、例えばその地域の共感、応援につながるということになるというのが、このメールで分かってまいりましたので、こういうところを力を入れて、他の市町村のホームページやら、そういうことを参考にしながら、積極的に実績、公表・周知をすることが非常に有効な手段であるというふうに感じておりますので、力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○8番（山下香織君）

そうですね、ぜひ、今、ふるさと納税は返礼品だけでは選ばれてはいないので、社会貢献などの目的で納税されている方が本当に多く見られていますので、具体的に高原町変わらないじゃんとなるよりは、高原町こんな変わったって思ってくれたほうが、どんどん、ふるさと納税も今からどうなるか分かりませんので、今のうちにしっかり高原町という、応援したい町というのを、そういう応援者を増やしていったほうがいいと思いますので、お願いします。

続いて、犬猫のほうに移るんですけど、マイクロチップのことなんですけど、高原町は今、ワンストップサービスという畜犬登録の際に、鑑札じゃなくて、マイクロチップで大丈夫という、そういうシステムができてきているんですけど、それには加入されていますか。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えします。

ワンストップサービスにつきましては、議員御指摘のとおり、指定登録機関へのマイクロチップ情報登録が、狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされるもので、市町村、窓口での手続とか鑑札の交付が不要になる制度でございます。

体制につきまして、例規の整備とか登録の手数料の、どのように徴収をするのかとか、あとは、また、指定登録機関からの鑑札情報等に対する事務の手続体制、要はシステム化、こちらなど容易にできるものではないため、実際、今のところは加入はしていないというところになります。

以上です。

○8番（山下香織君）

これからされていく予定ではあるのかということと、狂犬病集団接種の時期があると思うんですけど、その際に集団接種に行かれる方というのは、なかなか御自分で病院まで行けない高齢者の方が多いと思うんですが、そういう方々に、そういう場でマイクロチップというのがあるということをお伝えして、マイクロチップって何だろうというところを周知、推進とかいうことはできないでしょうか。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

県内においてもなんですけども、各自治体、全国においてもなんですけれども、マイクロチップのワンストップサービス、こちらについては取り組んでいる自治体が少ないというところもございます。

伸び悩んでいるところにはいろんな背景もあるんだろうなというところで、事務的な、先ほど申し上げました仕組み、こちらの構築、運営管理体制の整備等、様々なハードルがあると考えられることから、今後、当町としましても、他自治体等の情報収集、こちら等を行いながら、慎重に調査・研究していくことは必要であると考えております。

また、狂犬病時に周知をするということは、可能ではないかなと現状では考えております。

以上です。

○8番（山下香織君）

畜産業のほうに移るんですけど、アニマルウェルフェアアンケートをする、畜産業をされている方にアンケートをするということを前回の議会で言われていたんですが、そのアンケート内容とその結果と、その結果を踏まえて町はどのように動いていくのかを教えてください。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

お答えいたします。

前回の答弁のほうで、要望調査をしているということで、その方々の結果をお知らせいたしたいと思います。

要望調査を、繁殖、それから、肥育、酪農の方々約270名に要望調査を出したところでございます。そのうち、10軒の農家の方から要望がございました。

この事業に取り組むためには、地域の粗飼料の面積要件がございまして、50ヘクタール以上というのがございますので、まず、その組織をつくらないといけないということになっておりますので、今、その組織体制につきまして、今度説明会を行って、どういう組織をつくっていくのかというところを、今、調整をしている段階でございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

270軒中10軒だけ要望、とても少ないと思うし、もちろんこれは放牧のやつアンケートだったと思うんですけど、私が見に行った施設では放牧ではなくて、牛舎というところでの施設だったんですけど、この施設を見ていいなとは思ったんですが、とても費用がかかるんだろうなというところもあって、やりたくても、やっぱり資金だったりとか、そういうものがなかなか難しい農業されている方多いと思うんですね。

その部分で、高原町がこれから何かしら動けることとうことはないんでしょうか。

なぜかという、今回のこの暑さで、熱中症でどんどん牛、豚、鶏が亡くなっていて、かなりの損失が出ていると思います。そういうところを今、農業されている方はもちろんそうなんですけど、その子供さんだったりも見ていると思うんですね。

そういう中で、今の状態での畜産をすること、今の環境でのいうところ、なかなか今のままでは難しいんじゃないかと思われている方もいらっしゃると思うんですね。というときに、まずは知ってもらおうということも大切なんですけど、そういういろんな要望だったり意見だったり出たら教えてください。それに対して、町は何かできるのか、動けるのか教えてください。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

最近の気象状況等を見ますと、人に対しても、畜産業に対しましても、暑い日々が続いているところでございますけれども、各畜産農家につきましては、それぞれ牛・豚等が熱中症にかからないような工夫、天井に水を振ったりとか、風通しをよくしたファンをつけたりとか、それぞれ努力していただいております。

そういうところを含めまして、町といたしましても、少しでも県や国の事業を活用いたしまして、動物にも優しい施設の導入や、堆肥舎とか、飼料の保管庫なども、この「宮崎アクション」実践事業のほうで活用できますので、そこを含めまして、また、組織をつくらないといけないので、その中でいろいろ要望を聞いて、県のほうに要望をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

ぜひ、どんどん、人にとっても、動物にとっても、今の気象状況というのは変わってきているので、早く動けるような要望を出していただいて、改善できるようにお願いします。

ちょっと抜かしてしまったんですけど、町民に向けた政策なんですけど、本当に町で何かしたいと思っている方々というのはたくさんいらっしゃるんですね。そこに対して、いろんなところの後から見てやるとかではなくて、町が独自にいろいろ考えて、すぐに何かしらの新しい助成だったり、起業をしやすい、お店だったり、いろんなことをしやすいような動きをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。

以上で終わります。

○議長（前原淳一君）

これで、山下議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

◎ 散 会

午前 2時40分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第6日)

令和6年9月18日(水曜日)

議事日程(第6号)

令和6年9月18日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

陣 圭 介 議員
前 原 淳 一 議員
西 嶋 陽 代 議員
福 澤 卓 志 議員

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

陣 圭 介 議員
前 原 淳 一 議員
西 嶋 陽 代 議員
福 澤 卓 志 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君
書記(副主幹) 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に9番、陣圭介議員。

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

おはようございます。通告に従い、私からは大きく4項目、債権管理、行財政改革、まちづくり事業、病院事業について質問いたします。壇上からは、このうち債権管理に関し、債権回収の実務についての1項目のみを質問し、残りの項目については、自席より質問いたします。

地方公共団体の債権については、収入の方法や督促、滞納処分に関して、地方自治法第231条、231条の3など、地方自治法施行法第154条等に規定されておりますが、入金処理については、弁済充当に関する民法第488条から491条の規定が適用されることとなっております。この弁済充当について、実務上、法の規定に沿った対応が図られているかについて、お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。本日も一般質問の答弁をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。まず、陣議員から大きく4項目の御質問をお受けいたしました。ただいま壇上から御質問がありました債権管理についての中の、債権回収の実務についてお答えいたします。債権回収の業務は各担当課において行っておりますが、納期限が過ぎても納付されない場合は、まず督促及び文書による催告、電話訪問催告等を行い、納付していただくようお願いをいたしております。その際、一括で納

付ができない場合は納付相談を行い、分割納付誓約書を作成の上、納付していただけるようお願いしているところでございます。また、どの項目の債権に充当するか確認の上、納付を行っておりますので、法の規定に沿った対応を行っていると考えているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○9番（陣圭介君）

法の規定に沿った対応が図られているということだったので、細かく自席から聞いてまいります。債権に関する弁済の充当なんですけども、同種の給付を目的とする数個の債務がある場合については、合意による充当、指定充当、法定充当の順で決するということとされていますので、合意がない場合にあっては、例えば債務者において手元にある複数の納付書のいずれかを選択することによって、指定充当がなされることとなります。

しかしながら、1個または数個の債務について、元本のほか利息及び費用を支払うべき場合については、例えば取り立てに応じて任意に弁済をした場合において、債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときについては、弁済の合意がない場合は、順次、費用、利息、元本に充当しなければならず、債務者または債権者が任意に指定することはできないこととされておりますが、この弁済充当の合意について、実務上はどのような対応が図られているかについて、お伺いしたいと思います。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

陣議員の御質問にお答えいたします。充当先の合意の実務については、納付のお知らせなどにおいて、債務者へ支払うべき額を明細書等で確認していただき、納付相談により納付先を口頭による確認・合意していただいている上で対応を行っております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

今、合意があるということだったのですが、元本のほか利息及び費用を充当すべき場合においては、民法第488条第4項の規定は適用されないもので、債務者との合意なく、行政側で任意に債務者の利益が多いものに充当することはできないわけですが、実務上そういったふうに行われているような側面はないかについて、お伺いします。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。支払いの充当先において、債権者との合意はなく、行政側で任意に債務者の利益が多いものに先に充当していないか、とのことでございますが、納税相談により一部納付金額及び充当先の項目についても確認を行っているため、御質問の事例はないものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

例えば、納付相談が税務会計課だけではなくて、ほかの私債権も含めてされることがありますけれども、例えば持ってきた債務者、払わなきゃいけない人が現金、例えば1万円持ってきた、けどどほ

かにも利息、費用が充当されるものがある、こういったものが自分が債務を抱えているか分からない状態で、この金額を充当しておいてって言って、お金だけ渡して返られるようなことも多分往々にしてあると思うんですけれども、そういった場合の対応における職員個々の充当の合意というのは、どういうふうにされているのか、お伺いしたいと思います。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。税のほうに関して、公債権に関しては、本税、督促、延滞金の順になっております。ただそれ以外の部分に関しては、合意でそのときにどこの項目に充てるかというのを確認した上で行っておりますので、合意がまず大前提となります。ただ、合意が取れていない場合は、元本のほか利息及び費用に充当すべき場合という民法上がありますので、その方法で行うことになるかと考えております。

○9番（陣圭介君）

多分、こういう規定を周知していただかないと、多分合意を忘れてしまう職員さんもいらっしゃると思うので、その辺りの対応をお願いしたいなと思います。

続きまして、公債権、私債権のいずれについてもけれども、消滅時効5年となっていますけれども、時効は債務者が援用しない限り私債権が存在し続けますので、強制徴収が認められている公債権については、税の滞納処分の例によって強制執行が可能なんです、そうでない公債権及び私債権については、例えば病院診療費のほか、数百円程度、場合によっては数十円程度の債権についても、不納欠損処理をしない限りはずっと残り続けて、管理コストだけが增大することとなります。債権管理の在り方としては、債権を消滅時効にかからせないための支払い督促の催告などによる債権の保全、あと取り立てを行って積極的に回収を図っていくべきである一方、極めて少額の債権につき裁判所の手続に移行させるのも現実的ではないと考えますが、そういった債権回収の実務について、現状をお伺いしたいと思います。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。陣議員の御指摘のとおり、債権管理の目的の一番は、もちろん債権の回収であります。しかしながら一方では、少額な債権のために回収費用が債権額以上の額になることは明らかに不合理であるほか、将来的には回収困難な債権が長期間管理し続けることは、管理コストの面からは好ましくないものと認識しております。御質問の債権回収の実務についてでございますが、督促及び文書の催告、電話、訪問催告、納付相談などを必要に応じて行い、債務回収に最善の努力を行っているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

病院について、お伺いします。病院については、患者さんに未払いの診療費がある場合においても、医師法第19条の規定で医師の応召義務があるので、診療を拒否できない状態になるわけですが、未払い診療費の回収について現状または方針をお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

陣議員の御質問にお答えいたします。議員の御指摘のとおり、病院につきましては応召義務があるため、未払い診療費があったとしても、直ちに診療の拒否ができないとされております。現時点における過年度分の未回収債権の累計額は1,034万2,309円、述べ件数は746件でございます。このうち1件当たり債権で最も小さいものは5円、最も大きいものは73万8,580円となっております。

現在の回収についての取組でございますが、外来診療分につきましては、滞納者が窓口に来られた際に御相談し、入院診療分につきましては退院時に、継続入院分の場合につきましては、御家族様宛に毎月文書でお知らせするなどの対応を行っております。また、滞納者が一括返済できない場合については面談を行い、その上で分納誓約等を取り交わし、現在は着実な履行を頂いているところでございます。今後とも未回収金の減少を企図した回収債権の取組を継続強化していきたいと考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

法的なことになるんですけれども、分納誓約書の私債権に対する効力を調べたほうがいいのかなと思ったので、お願いします。それが有効なものかどうかというのをちょっと今疑問に思ったので、お願いします。

それから次ですけれども、病院診療費以外の非強制徴収債権の回収について、現状または方針をお伺いしたいと思います。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。病院診療費以外の非強制徴収債権については、施設使用料等があります。それぞれの担当課において法の規定に沿った対応、口頭による合意を行っているところであります。今後の方針につきましても法の規定に沿った対応を行いつつ、未納額の回収に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

実務については分かりましたので、次の債権管理条例の必要性について質問いたします。今、病院事務所から答弁がありましたけれども、病院についても相当数の見払い診療費があることが分かりましたが、そういった中でも、回収不能な債権というのはあると思うのですけれども、そういった債権を厳格な条件の下で放棄できる債権管理条例の制定について踏み込むべきではないかと考えますけれども、その必要性について考えをお伺いしたいと思います。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。債権管理条例の必要性についてでございますが、一般的な基準などを定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、住民負担の公平を確保すること、また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで、公正かつ円滑な行政運営につながるなどのメリットの例を伺っており、町としては、条例は必要なものと認識しております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

検討を続けていただきたいと思います。

以上で、債権管理に関する質問を終わります。

次ですが、行財政改革について、推進計画の現状について、お伺いします。6月議会の一般質問で、総務課長から、行財政改革推進計画については、基本的方針として、共同のまちづくりの推進や住民満足度の高い行政サービスの提供、効率的な行政運営の転換を目指して、基金取り崩しに頼らない財政構造の転換に取り組み、具体的には、自主財源の確保、投資的経費の重点化・効率化、人件費の削減、事務事業の点検と見直し、行政デジタル化の推進、民間活力の活用、財政システム改革に取り組むなどとし、こういった取組により財政調整基金をはじめとした財源を確保して、健全な財政運営を行うことと計画しているとの答弁がありましたが、このうち事務事業の点検と見直しに関して、現状取り組んでいることにつき、具体的にお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

事務事業の点検と見直しということで、予算編成時でありますけれども、財政系のヒアリング、それから町長査定を通じて各事業における継続性や必要性、費用対効果等について、事業の確認を行いながら、7年度での実施の判断を行ってまいることとしております。また、6年度におきましても、予算執行伺い、それから支出調書等の決裁時に必要性などを再度確認をいたし、行っておるところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

それでは次に、人件費の削減について、具体的にどのようなことに取り組んでいらっしゃいますか。

○総務課長（末永恵治君）

人件費の削減の、具体的にはどのようなことに取り組んでいるのかということでございますが、主に2つございまして、1つが正規職員退職に係る退職者不補充。今年度におきましては、5年度中に退職者が13名おりましたけれども、補充は行っておりません。

あと2つ目が正規職員による超過勤務の縮減であります。実績を申し上げますと、管理職や病院職員等を除いた5年度の超過勤務時間は、令和4年度に対し6,436時間の縮減を達成いたしております。これは職員一人一人が行政コストを意識し、効率よい業務執行に取り組んだ結果であるというふうに認識しております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

人件費の削減について、今、退職者不補充という原則の1つ目をおっしゃっていただきましたけれども、不補充だけで行政が乗り切れるかというところには若干疑問を感じるころでありまして、次の質問に続きますけれども、人件費の削減については、一般行政職と、例えば専門の技術を持った技術職とで対応を分ける必要性を感じます。近年、技術職の育成がおろそかになっているように

も、私の主観ですけれども感じますが、職種を区別して重点化すべき人件費などを明確化できているかについて、お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

技術職、土木技術職というふうに理解いたしておりますけれども、この確保につきましては、今年度採用試験を実施し、来年度の採用をする予定であります。また、一般行政職の中で適正のある職員につきましては、専門的な研修等を受講させる機会を設けまして、技術職の確保に努めているところであります。技術職の育成についてはございますけれども、正規職員の定年延長に伴いまして、技術職の熟練職員にできる限り定年延長をしていただいて、後継職員の育成指導をお願いしているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

退職される定年延長の対象者だけではなくて、退職者不補充で人件費を乗り切っていくのであるならば、いろいろな行政ニーズに応じて乗り切っていくのであれば、人を削るというだけではなくて、中にいる人間をどんどん育成するという考え方をちゃんと醸成していただかないと、単純に人がいればいいという考え方もおかしい話になってくるので、そういったところにも力を入れていただきたいと思います。それによって結局は人件費削減につながると思っていますので、お願いします。それから、続きまして、民間活力の活用ということをおっしゃっていましたが、具体的にどのような内容が該当するのか、お伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

民間活力の活用の御質問ですけれども、現在、業務委託を行ったり、指定管理で施設管理等を行ったりする業務となります。直営で行うより、民間の持つノウハウやスピード感を活用することのほうが有益であるものが該当するものと考えているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

基本はそうだと思うんですけれども、指定管理とか委託であるとか、それで持たなくなった事業でも近年見られてきているのは、御承知のとおりだと思います。例えば、峰寿園の指定管理の話もそうなんですけれども、全てを任せられるものは民間活力に任せてという、分かりますよ、もちろん。そういったニーズに迅速に対応していくという、いわれは分かるんですけれども、同時に多分コスト削減というのも一つの目標にあると思うんですけれども、そこばかりが重点化されるばかりに、実際の本来の目的というか、そういったものを見失わないような活力の活用に努めていただきたいなと思います。

次ですが、主に病院の経営状況を踏まえた町財政の現状から見たときに、ここ数年は補助金を中心とした、全て一律カットしてきたなどの取組は目に映るんですけれども、町長の職務かと思いますが、町の財政状況も全体、一部だけじゃなくて全体を俯瞰してみて、重点化すべき事業とそうで

ない事業のすみ分けが、いまだ私には明確化できていないように映るんですが、スクラップ・アンド・ビルドの基本的方針について、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。先ほど総務課長の答弁にもございましたけれども、各年度の予算編成時におきましては、各課からの要求等を踏まえ、言わばゼロからのスタートといいますか、全部の事業をそれで検証してまいります。ですので、当然、今御質問にございましたスクラップ・アンド・ビルド、これも重要な考え方だと考えております。当初予算編成方針におきまして、必要な財源は事務事業の見直しや事業の再点検による結果を予算要求に反映させるというような方法で、捻出をいたしてきているところでございます。

また、既存事業の思い切ったスクラップや、斬新な事業のビルドの徹底を図るため、新規事業の立案や継続事業の拡充などを行う場合、課等単位における優先順位をつけ、財源が確保できない事業については、予算要求を認めないというような方針もいたしているところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

今の答弁の中で、各課から予算要求されてくるものに対して、町長が予算査定するというような考え方かと思うんですけれども、そうじゃなくて、町長が全体として町財政を俯瞰して見てみて、ここを重点化したいというところを、やはりカラーを出してもらいたいんですよね。切るものは思いっきり切る。力を入れるべきものは力を入れるということで、一律こういう事業の予算をカットするというのではなくて、やはりそういう重点化するべき色というのを見せていくのが、首長の仕事だと思いますので、その辺をお願いします。

次ですが、行財政改革推進計画においてなんですけど、款項目の款ごとに各支出費目の位置づけまたは方針など、多分していないと思うんですけれども、そういうのが規定されているかについて、お伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

款ごとの各支出費目の位置づけや方針等は、規定いたしておりません。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

何でこう言うかという、さっき私、町長に言いましたけれども、そういうカラーを出して、こういうところは重点的に予算をつけていくというのを、しっかりやってもらいたいなという気持ちから質問しているので、その辺は酌みとっていただきたいと思います。

それから、次の（２）予算執行の現状と在り方についてですが、財政当局または予算の編成権者の業務について、お伺いします。担当する業務にもよりますけれども、予算が議会の承認を得れば、事業執行に当たり、予算執行伺いの決裁後は各担当課に任せ、事業執行の適正は課長裁量に一任する手法であると映るんですけれども、そのやり方が妥当との考えでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

課長裁量に一任する手法による事業執行が行われているという認識は、現状ないと認識しております。町長等へ報告・連絡・相談をいたしながら、事業執行に当たっているものと思っております。

○9番（陣圭介君）

これは私の想像ではあるんですけど、町長とか副町長からの一般的な指揮監督権での指示・指導が適時に行われているのかなという疑問を抱いております。職員が独断で動いているように映る場面も多々見られるように感じているわけですが、その辺をできればどういった意図なのかを汲み取って改善いただきたいのですが。

次、具体的な事業の事例を挙げて述べますけれども、高原町のキャラクターの着ぐるみなんですけれども、今年度更新されて、3月の予算の段階で、委員から統一性がないなどの意見が上がったんですけれども、出来上がったものを目にする機会があったのですが、さらに統一感を失ったとの批判の声があるのですよね。子どもに見せると苦笑する子どもがいたりとか、かわいくないなど、正直な意見が上がっていますけれども。今さっき総務課長からは、課長裁量で事業を執行している現状がないというのは断言されましたけれども、そういうせめて町長とか副町長からの評価が事前に必要だったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

まず、ただいまの陣議員の御質問について確認をしたいことがございますので、反問権の行使をさせていただきます。よろしいですか。

○議長（前原淳一君）

許可します。

○町長（高妻経信君）

私の方から、2点お伺い、確認をさせていただきます。説明できる範囲でお答えいただきたいと思います。

ただいまの御質問で、まず1点目でございますけれども、今回、高原のキャラクター、着ぐるみを2代目といいますか、作りました。その中で、ただいまの御質問の中に、統一性を失ったと批判の声が大きいというのがまずございました。この声というのを具体的に、良きであれば説明していただきたいということ。それと、先ほどの質問とも関連いたしますけれども、予算の執行について課長裁量で予算執行をした結果であるというようなこともございましたけれども、その根拠といいますか、そこをお伺いしたいと。2点のほうをよろしくお願い申し上げます。

○9番（陣圭介君）

これマイク入った状態で答弁していいですか。反問権だからいいですよ。

1点目ですけれども、形状を有するものに対する一般的な評価というのは人それぞれ違うんですけれども、要するに新しくできたものが同様のデザインを有する一般的に周知されたキャラクターに酷似しているというような話であるとか。そういったところで、もともとキャラクターが持っていたテーマであるというのもあると思うんですけれども、そういったテーマを逸脱したんじゃないかなというような話が1点目。

それから2点目ですけれども、先ほど話しましたけれども、町長、副町長の一般的な指揮監督権、課長とか各課に対する一般的な指揮監督権が各課に及んでいないように映るという話をしているんですよ。ですから、そういう事業執行に当たって各課が何かをするものに対して、ちゃんと町長、副町長の決裁であるとか指導であるとか、そういったものが行き届いた上でこういう事業をしているのかなというところについて適正というか、そういう在り方について問うているわけなんですけれども。まだ疑問があればどうぞ。

○町長（高妻経信君）

ありがとうございます。それでは答弁させていただきます。まず、今回の着ぐるみ、マスコットキャラクターを新調したということでございます。このことにつきまして、議会にも予算を提案し、決定をしていただきました。財源はふるさと納税を充てさせていただいております。元々、現在、たかぼ一、はるちゃんという愛称をつけておりますけれども、平成24年に初代でございますけれども、新燃岳が噴火した後に、新燃岳噴火被害からの復興、あるいは町の活性化、高原町を町外にPRする、そういう目的を持って誕生したマスコットキャラクターでございます。それで10年以上経過しておりましたので、そしてまた今年が町政施行90周年ということで、新しくするというので予算をつけまして、今回これが完成したということでのお披露目もいたしたところでございます。先ほど統一性がないという御意見があるというのを伺いました。この本町がやはり日本発祥の地ということもございまして、神武天皇、あるいは天照大神、こういったものを一つの題材にして、この2体の着ぐるみを作成してきたということは、高原町に非常にマッチをしたデザインとなっているということがございます。次に、そうしますと、やはりまだ出来たばかりということもありまして、町民がまだ広く周知できていないことがあるかもしれません。ですので、この町民の方に早く認識をし、認めていただくには、今まで以上に頻繁に、いろいろな場に出ていければなと思っております。

それと予算執行の件でございますけれども、先ほど課長裁量という話がございました。今回のこの着ぐるみの件につきましては、当然、陣議員が監査もされておりましたけれども、予算執行に当たりましては、財務規則に伴う一定のルールがございまして、当然、このルールに従って予算執行はしてきておりますし、担当職員からこの作成に当たっては、私にも直接相談を受けております。ですので、今回のデザインについても、これまでのものより動きやすく、あるいは汚れにくいとか、あるいは視野が狭かったものを改善するとか、そういったことも含めて相談を受けました。それとか全体的なデザイン、色、この色についてはどちらかという、私が職員に指示をしたということになっております。

したがって、職員の中の課長がこの裁量で予算を執行した、あるいはこの着ぐるみを作成に当たって、課長の1人での判断であったということは一切ございません。ほかの事業についても、私がさらに申し上げましたような手続、ルールをもって予算執行をいたしているところでございます。以上であります。

○9番（陣圭介君）

町長が御覧になっていろいろ指示されたということは、きっと高原町をテーマとした、何かしらのキャラクターのデザインに関する、高原町に関するテーマが、多分その中に染み込んでいるものだと思いますので、ぜひ一般の方々へ公表する際には、そういったテーマも全面に出して、こういったものがこのキャラクターには秘められているんだよということを、皆さんに明らかにして、ぜひ広く見せていただきたいなと思います。

続きまして、事業効果の話をしますけれども、各事業の実績または事業効果に照らして、さっき総務課長の少し答弁がありましたけれども、次年度の予算併成において、当該事業の継続について、どのような検討がなされているかお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

予算編成におきましては、町長から毎年度予算編成方針を各課へ示して、それで各課が要求を行います。まず最初に所管課と財政、昨年は行財政改革推進室を交えてヒアリングを行い、ここで事業の継続性、必要性、緊急性、優先順位等を確認いたしているところであります。全課のヒアリングが終了後、町長査定を行います。重点施策や重要案件、そして新規事業のほか、財政段階では査定しかねる事業等について、町長や副町長等の判断を仰いでいるところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。

次、最後ですけれども、決算または定期監査等において監査委員の意見が出されると思いますけれども、それが予算編成とか各課の予算執行時において、十分に参酌されているかについて、お伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

まず、毎月の例月出納検査ですけれども、報告書を全職員が確認できるようにしております。今回ありました決算等審査意見書でございますけれども、職員において内容の確認を行い、参考になっているものというふうに思っております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

指摘事項等は多分見ていらっしゃると思うので、その辺は分かりました。

次の3番目の質問に移りますけれども、産業創生課の現状としていろいろな評価がありますけれども、委託型地域おこし協力隊事業など、委託先の事業手法に積極的に関与しているのかなという感覚を受ける事業がある反面で、行政として本来必要とされていない業務に取り組んでいるような側面があるようにも見受けられますけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

産業創生課ということで、御質問でございました。私が責任管理者として答弁をさせていただきます。まず、この御質問、地域おこし協力隊の事業などというような御質問でございましたけれども、この地域おこし協力隊に関しましては、御内容のとおりでございますけれども、本町の人口減少対

策など、またこの重要な施策の一つでございます。こういったものに対応すると。そしてまた、地域おこし協力隊の事業につきましては、これまでも職員は積極的に関与を行っております。

今般、住民監査請求がございましたけれども、この地域おこし協力隊の活動につきましては、月次に報告を提出をさせておりますけれども、その際、面談を行いながら、活動の進捗や今後の事業展開なども聞き取っております。高原町を盛り上げるために、積極的にそれぞれ活動していただいておりますので、協力体への関与、相談、事業展開などは、今後も積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

私の通告書の書き方がちょっと悪かったのかもしれないですけども、具体的な事業に対しての話をしているのではなくて、課として、後半ですよ、行政として本来必要とされていない業務に取り組んでいるように映るんですけども、いかがですかというところに答えていらっしゃらないので、その辺いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。ただいまの御質問でございますけれども、現在、産業創生課が令和元年度に新しい課として設置いたしました。この産業創生課につきましては、私の思いもあります。やはり高原町の情報発信、あるいは産業振興、観光を含めた分野で、高原町を活性化させていくという大きな役割を持っております。そういう課でありまして、私は産業創生課の行う業務についてはPR係も設けましたけれども、やはりそれぞれに持つ職員の個性といいますか、能力といいますか、それを引き出しながら、それを個人が発揮していただくという、そういう職場でもあるというふうに捉えております。ですので、陣議員のお考えと私のお考えは当然食い違いがあるかと思っておりますけれども、私はやはり今、必要な職務に頑張ってもらっているというふうに捉えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

明確に私の考えと違うというふうにおっしゃったので、そうだろうと思うんですけども、質問を続けますね。町とか課の公式のSNSなどで、職員などがPRのつもりなのかもしれないですけども、いろいろされている姿を目にするんですけども、これは何を目的としているのか、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。先ほどもちょっと触れましたけれども、今御質問にありましたように、職員自身がSNS等で登場して、高原町をPRしてもらっております。そこで御質問にありましたかぶり物という言葉でしたけれども、そういったものをつけて高原町をPRする、あるいは行事の開催をPRしたりする、そういうことを行っております。私は、こういった職員の動きというのはまだどんどんやってほしいと思っております。やはり職員自らが前面に出ながら、町のPRを行うということ、これは、私は立派な業務だと思っております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

私、質問の中でかぶり物とあえて言わなかったんですけども、かぶり物をして踊ったりとか、指立てでサムアップなどのことをされていますけれども、それがどう町のPRにつながるんですかね。

○町長（高妻経信君）

それは御覧になった方が判断されることであろうと思っております、私はそういったSNSを活用している町のPRについては、効果を得ているというふうに受け取っております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

次の質問に移りますけれども、これ、住民からのニーズに応えたようなものなのでしょうか、お伺いします。

○町長（高妻経信君）

先ほども御質問がございました、例えば着ぐるみとか、あるいはかぶり物をして、SNS、あるいは行事等に職員が出ていくということにつきましては、いずれも子ども未来議会でも、この本町のマスコットキャラクター、たかぼー、はるちゃんをもっと活躍してほしいという子どもたちの意見もございました。それでそれを受けまして、今、非常に活発に様々な行事、あるいは町外からも依頼があった催し物、そういったものにも積極的に参加していると。それで町民からは、私は広く認知を受けているものと考えております。

○9番（陣圭介君）

予算通っているので、マスコットキャラクターの活用については、私も否定的ではないんですよ。ただ、職員が自ら顔を出して、そういう活動に取り組むというのは、職員自らが人件費に係る行政コストをかけてでもやる価値があるものかなというふうに感じるわけですけども。さっき行財政改革に関連して、人件費コストの削減の話をずっと真面目に取り組んでいらっしゃるのかなというふうに思ったんですけども、こういったものを目にするに、民間事業者に委託してはどうかというふうに、私は個人的には思うんですよ。経済効果などを含めて、きっとコスト的に優位なものがあるから、直接職員がここに顔を出してPRをされているのかなというふうにしか推測できないんですけども、そういった優位性というものがあるのであれば、お示しいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいま質問にございましたように、現在、本町では、こういったマスコットキャラクターなどのそういった活動を民間にお願いしているということはございません。

そういった職員がやっております。私は職員が積極的にそういった活動、あるいは動きをする。また時間についても当然、課内で調整、工夫をしながら時間をつくって活動をしているということです。

私としては、職員が、先ほど申しましたように、自分が前面に出て、そして活動をするということは大事でありますし、非常に今の動きというのは、私も高く評価をしているところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

逆にそうやって、職員自らが表に顔を出して出ていくことで、一般の方、多分ずっと公務員されていたから、そういう目でしか見れないんだと思うんですけども、一般の方から目にとると、職員の人件費コストをかけてまでやることなのかという視点もあるわけです。

そういった観点から見ると、おどけた加工をされたりとかする活動自体が無駄という声も上がるわけですけども、どのようにお考えになりますか。

○町長（高妻経信君）

今、無駄という声があるとお聞きました。むしろ、そういうお声があるとすれば、直接お伺いしたいと、私のところには直接届いていないのが、ありませんので、そしてまた私は、今御質問にございました件につきましては、無駄な業務だと全然考えておりません。

○9番（陣圭介君）

今、過去に聞いたようなセリフが、私のもとには届いていませんというので、正当化されるということが、私も過去にもあったんで、ちょっと言いますけど、ここで私、住民の代表者として声を出しているわけなんで、私個人的な意見を述べているつもりはないんです。

そういった声に対して、町長が一貫して無駄だとは思いませんというふうなはねつけるような言い方をすると、じゃあ住民の人たち、何で、議員に意見を言って議会で話をしたのかなという話にもなりかねないんです。

通常は直接言わないですよ。予算の執行権を持っていたりとか、事業に担当している職員とかに、直接言ってこないです。自分が、だから、その職員たちとか、当局から、批判の目を浴びるのは嫌だから誰だって、だから代表者を使ってこういった議会で、公の場で話をするわけなんで、一方的にはねつけるような姿勢って、私はあまり好ましくないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

御質問にございましたけれども、産業創生課の現状というのは御質問でございましたけれども、私はただいまの件の御質問に関して、無駄ということを言われまして、これは産業創生課の職員に関わる、全職員に対しますお声なのかなというふうに受け取らざるを得ないと、この産業創生課の業務でいいますと、私が先ほど答弁をさせていただきましたけれども、課全体で、職員同士で工夫をしながら、時間をつくりながら、そして様々な自分たちのアイデアを生かす業務を自分たちでつくり上げながら、日々業務に励んでいるというような取組をいたしております。

私もこれは任命権者として、現在の産業創生課の活動は、私は、先ほど申しましたように、評価をいたしているというところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

話の論点がずらされたんで、ちょっとあれなんですけど、私は別に産業創生課の事業がどうのこうのという話じゃなくて、一般的な方々から、そういった事業が本当に町のためになっているのかとか、厳しい言葉でいうと無駄であるというようなお声があったときに、それを一方的に行政がはねつける姿勢でいいのかという、一般的な姿勢を伺っているんですけど、今の町長の答弁を聞いてみると、それでいいような言われ方をされると、もうどうしようもなくなっちゃうんです。もう一回答弁をお願いできますか。

課としての適正を問うているのではなくて、一般的に住民からの意見を受けたときの対応の話をしているんです。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。そういう町民の間で無駄だというお声があるということであれば、それにお聞きするのが一番いいんでしょうけれども、そういったお声があるということは、私も含め職員を受け入れさせていただきます。

○9番（陣圭介君）

こういった公式な議会活動の場で、そういうのを伝えて、改善を図っていただきたいという意味で一般質問に入れているんで、やはりさっきの行政改革の中での話、いろいろ行政コストを下げていくという話もありましたけど、その1つの材料としていろいろ提供しているわけであって、その課全体の事業がどうであるとか、そういう町民に対する姿勢、行政機関としての姿勢というものの在り方を聞くのが一番の目的なんで、そのあたりを酌み取っていただきたいなと思いますけれども、次の質問に移ります。

地域商社に行きます。6月議会での町長答弁を踏まえて質問しますが、昨日、どなたかが地域商社について言われていたんですけど、耳に入って、町から指示しますみたいな言われ方をしたんで、少し違和感を感じたんですけど、町長が取締役会に入って、何らかの決定権を有して、町が出資比率100%の株主でいる現状からすると、団体としての自立性というのが養われていかないと考えていますけれども、町から地域商社に何らかの事業をいろいろ委託したりとかすると思うんですけど、随意契約で委託した事業について、令和5年度実績で、事業名、事業内容、金額などお答えいただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答え申し上げます。

奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社と随意契約を行いました委託事業につきましては、本町のPR動画を製作し、ウェブ広告として公開する高原町魅力情報発信業務委託に係る経費が286万円、次に、ふるさと納税に係る出品者や新規出品を考えていただいている事業者皆様へセミナーを行うふるさと納税出品者セミナー企画委託事業に係る経費が14万4,375円、次に、本町からのふるさと納税におけます成功報酬的役割を持ち、地域商社の運営、地域貢献活動、自主事業への投資などを行う地域商社活動・開発推進事業業務委託が4,875万9,960円、そして、町内で

の事業継承を推進するための取組として、事業承継業務委託に係る経費が120万円となっております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

今お答えいただいた随意契約なんですけど、ふるさと納税の事務以外について、各事業、企画立案するのは、商社側ですか、町ですか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

この中におきまして、この事業内容の中身については、地域商社が主体で事業内容を考えて行っているということでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

委託契約に関する質問飛ばしますけど、次に、補助金交付の形で、商社にお願いした事業について、同様に令和5年度実績をお答えいただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

申し上げます。

ふるさと納税に係ります返礼品、関連事務経費等に係ります、高原町ふるさと納税推進強化事業補助金につきまして2億7,146万2,985円、続きまして、企業版ふるさと納税人材派遣型として派遣しました、職員の人件費となります、官民連携産業創出事業に係る経費につきまして810万1,200円。

観光物産を核とした商流の創出やPR等、専門的な人材育成等への経費などへ充当する地方創生推進交付金事業でございますけれども、魅力ある観光物産商流創出事業補助金につきまして1,439万6,376円。

続きまして、企業版ふるさと納税を活用した寄附者からのオーダーがありました、登山道整備に係ります、方針研修に係ります高千穂峰登山総合整備事業補助金を25万円。

続きまして、たかはるカーニバルなど、商店街のにぎわい創出を図るために、県の補助事業、みやざき商店街の新たな魅力開発等支援事業を原資といたしました、高原町応援消費拡大支援事業高原町商店街にぎわい創出事業補助金に係る経費に、342万円をそれぞれ支出しております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

各事業、随意契約の場合もそうですけど、補助金交付税もそうですけど、契約に関するこのすみ分けの仕方について伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

まず、補助事業と委託事業にそれぞれ分けまして、御説明申し上げたいと思います。

補助事業とは特定の事業、研究の育成とか、研究等の育成とか、促進するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、対価なくして支出するものというふうに整理しております。

そして、委託事業におきましては、団体が直接実施するよりも、ほかのものに委託して実施されることのほうが効率的であるもの。いわゆる特殊な技術や設備、専門的な知識等を必要とする事業に対して行っていると思っております。

この今、御質問のございました、すみ分けに関しましては、これ、商社に関していいますと規定等を設けているわけではございませんが、原則、産業創生課といたしましては、自立性等を重視する場合は、補助事業が適すると認識しております。

また、町の補助事業におきましても、補助金を交付する団体等に対しましては、主体的な事業実施を促すことで、自主性や創意工夫を発揮してほしいという観点もあると思います。

一方、委託事業は専門性や効率性を重視する場合に適すると認識しておりまして、委託契約に基づき、専門知識や技術の保持、スタートアップなど、その習得、あるいは持続性、期待する観点からによるものというふうにすみ分け、整理しております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

委託契約など、随意契約などされる場合があると思うんですけど、企画立案が商社側にあるのに、補助金交付じゃなくて、委託契約にしなきゃいけない理由というのは何かあるんですか。

○産業創生課長（森山業君）

今の答弁の中にもございましたとおり、この委託事業というのは専門性、効率性、これを重視して委託契約を結ぶということの考えでございます。直接高原町がするよりも、ほかに委託してやったほうが、特殊な技術、あるいは専門的な知識あるものを継続してやっていただくというものについて、委託するという考えに基づいているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

先ほどの質問と関連するんですけど、町のPRも委託したらどうですか。専門性持っていると思いますけど。私の意見なんで、それは参考にしていただければと思いますけど。

お答えいただいた各事業あるんですが、職員としてどういった関与をしてきたのかお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まずは私のほうでお答えさせていただきます。

地域商社の役員、職員を含め、先ほど担当課長からありましたように、それぞれ専門的な職歴を持った方がいらっしゃいます。このPR動画なども、そういった関係で仕事をされた方もいらっしゃいますし、そういった企画にもたけておられます。

ですので、その分野その分野で、そういった技術を持った方がおられますので、先ほど御質問ございましたPR動画などもそういう考えでおります。

以上であります。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず最初でございますけれども、お話がありましたPR活動について、先ほど来、産業創生課のPR活動について御意見がありますけれども、産業創生課でいたしましては、課内で話しして、なぜPR活動をするかということに大きく4つ持っております。

まず職員がすることによりまして、親しみやすさの向上。2つ目が話題性の創出。3つ目が地域一体性の情勢。役場と地域が近くなるということの情勢。そして柔軟な対応力の証明。この4つの観点から行っているということを冒頭に申し上げたいと思います。

そして御質問にございました職員の関与でございますけれども、ふるさと納税に関わります代行事務以外の行政上の必要な事務手続に関わりますものにつきましては、例えば総務省、宮崎県等の調査等については職員が対応しております。

また、事業の原資が企業版ふるさと納税になっているものに関しましては、受入れ等、行政上の手続、必要な事務につきましても対応しております。

魅力ある観光物産商流創出事業や、高千穂峰登山総合整備事業については特段の関与はございません。

高原町商店にぎわい創出事業については、コロナの関連の雑踏整理や消毒など、安全対策の観点から相談を受けまして、2名程度参加した事実はございます。

原則でございますけれども、商社に関連する事業だけでなく、委託・補助、この両事業も適正管理の点では、監視的な観点で関わりが必要であるという認識でございます。

個別では、委託事業におきましては、業務範囲の明確化、補助事業におきましては、事業効果の創出の観点と報告の受理と評価につきましては、関わりが必要であると認識いたしております。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

一般的にそうだというのは分かるんですけど、私の言っているのは、それとまた別の分野での話をしているんで、それが理解されていない以上、言ってもしょうがないので言わないですけど、地域商社が自主的に行った事業について、令和5年度実績をお答えいただきたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

地域商社のこの自主事業についてでございますけれども、議会が始まったときに行いました、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社の第3期の決算に係ります事業実績等の報告書の中で、売上高の内訳というところに、約12事業を設けてございます。

この中には12%の事業、空き家対策、JALとの連携、NEXCOの連携事業、あるいはPR業務、事業承継事業が含まれておりますけれども、そういうものを抜きますと、9事業、860万1,306円の事業があるものでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

商社の自主事業については、町職員の関与はないのでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、基本的にそういう団体、商社に限らずでございますけども、自主事業に対しましては、協力等々の依頼がある場合に限り検討しますが、必要ない限りは本町職員が関与することはございません。

例えば夏祭り等があった場合に、職員の動員等願えば、積極的に参加しているというような形で対応しているということであります。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

地域商社の設立についてですけど、当初から民間活力の活用念頭に置いたものだったのではないかと記憶しているんですけど、過去にも町の関与について、いろいろ何度も質問したことがありますけど、現状、自律性の育成という観点から見ると、いまだ変わっていないように感じるんですけども、町長いかがですか。

○町長（高妻経信君）

地域商社の令和5年度の業務の実績、決算につきましては、今議会で報告をさせていただいたとおりでございます。

その私の説明にございましたように、ふるさと納税を中心に業務に取り組んでいただいておりますけれども、現在、空き家対策、特産品開発、町のPR事業、関係人口、交流人口の創出、多岐にわたり自主事業なども、今、事業拡大をしていただいているところでございます。

そういった中で、いわゆるこの決算を御覧いただいたと思うんですけども、この財務上も、年々この自立性が高まっていると、みんな捉えております。

職員も当初、設立した当初は、職員も任命派遣をいたしておりましたけれども、職員も引き上げ、そしてこの取締役会の中で、いわゆるこの企業としての、会社としての、この自立した運営ということも、年々そういった意識も高まっていると、私が捉えているところでございます。以上であります。

○9番（陣圭介君）

商社の収入については、ふるさと納税の委託に関する収入が多くを占めているわけですけども、だんだんと会社としての自立性を養っていただいて、そういったものに依存しないような会社としての体系を積み上げていくというところが、多分過去にもおっしゃっていたと思うんですけど、できるだけ、町からの支出がなくとも、大きな支出がなくとも、自立してやっていくような、株式会社ですから、出資は高原町からですけども、そういったものを1つの民間事業者として養っていくという考え方をしっかり持っていただかないと、そういう商売をやっている方から見ても、今の町と

の地域消費者との立場の立ち位置の方というのは、おかしいという声を多く耳にするもので、その辺りはもうしっかりと考えていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税に関する業務委託なんですけども、設立から僅か2年半ほどの商社任せにするんじゃなくて、全てを任せるんじゃなくて、商品開発やプロモーション活動に関して、営業実績が顕著な町内の民間事業者の声を取り入れていくべきだと思うんですけれども、以前、私、都農町の道の駅に出向いて、相当昔なんですけども、設立から1年、2年ぐらいのときだったと思うんですけど、駅長さんとか地元議員から御意見を伺ったことがありました。

都農町の場合は、地元の商工会、J A、あと漁連が中心となって活動して、町はあくまでもその補佐的役割を担うということで、民間に自由に動いてもらって、それで黒字を維持していると、町からの補助金があったものも返還に持っていくというところまで、実績が上がっていたという話がありましたけども、そういった観点から、商社の今後の在り方については、町はできる限り控えて、商工会、観光協会、J A、あるわけですから、町内にも、そういった方々に取締役であるとか、アドバイザーとして積極的に関与いただいて、その結果として寄附金の増など、会社としての自立性を養っていくということにつなげていくのが、本来望ましい形かと思うんですけれども、そうでない限り、今、町単独の出資になっていますけども、地域商社に対する各種団体からの出資というのは、この先も望めないのではないかと思いますけども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

現在の出資金は、御質問にありましたように、町のみが出資をいたしております。これは、設立当初の資本金に、資本金という形に、決算ではなっているわけなんですけども、現在、取締役会の中でも、この資本金を今後増やしていくかどうかというのが、前回の取締役会でも話に上りました。現在、設立しましてから2年半経過をいたしまして、今後、今の運営状況を見ながら、新しい事業に、資金を必要とする事業等に着手する場合には、資本金を増やしていかなければならないというような意見が出たところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。いろんな方からの御意見を踏まえて、商社の今後の在り方を捉えていただきたいと思います。自立を養うのが一番ですから、そのあたりをお願いします。

最後、学校統廃合に伴う対応なんですけど、これ1点だけ。

これ、町民の方からの御意見というか、こうしたらどうかという御提案なんですけど、学校統廃合に伴って廃止となる学校の校歌について、地元から残してほしいとの声があって、例えば朝7時、正午、夕方5時に、町内に防災無線チャイムで町歌が流れますけど、そういったものを利用して校歌を順次流すようにしてはとの御提案です。曜日ごとに校歌を分けてはいかがとの声ですが、検討に値するのではないかと個人的には思いますけど、御意見をお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

現在、町内小中学校の閉校式実行委員会が順次開催されておりまして、閉校式に関する内容を検討していただいておりますが、その中でも時間を決めて校歌を、防災無線で流すことはできないかという御意見も頂いている状況であります。

教育委員会といたしましては、防災無線を管理しております総務課と協議して、可能な限り御意見に沿えるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

以上でまちづくり事業についての質問を終わります。

最後、病院事業ですが、令和5年度決算を踏まえた今後の対応についてお伺いします。

本年度は、職員体制や病院としての機能を変更した初年度となります。病院としての立て直しを図るとの固い意思で新年度を迎えたわけでございますけれども、初年度から結果を残すのは正直難しいのが現実であるというのは理解いたします。

すなわち、高原病院の現状は、平成26年度決算から現在に至るまで、着手すべき改革が延々と先延ばしを繰り返されてきた結果であるところ、就任したばかりの事務長に結果だけ求めるのも無理筋な話でありまして、今まで改革を先延ばしてきた方々も、何ら責任も取る状況にはないわけであります。

年度当初は、総務省の旧基準によるルール分の繰入れのみしかしないとの方針でありましたが、令和5年度決算や令和6年度の収支見込みを踏まえて、現状どのような対応を図られるのかお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（外村英樹君）

御質問にお答えいたします。

郡山議員や温水議員の御質問についても答弁いたしましたとおり、令和5年度決算と令和6年度収支見込みを比較しますと、ほぼ同じ損失額となることが見込まれております。

令和6年度の収支見込みにおいては、令和5年度と比較しますと、約6,000万円の繰入金を減じた2億円を収益的収支と資本的収支のそれぞれに割り振り、さらには令和5年度まで、医療外収益として受け入れてきた新型コロナ補助金総当額約3,600万円についても減算していることから、総額9,600万円の減収を前提条件で運営する必要があります。

その上で、令和6年度は前年度とほぼ同程度の収支結果となるということが予想されることから、経営強化プランに基づいた地域包括ケア病床の増床と職員数の減に伴う人件費の抑制の効果が数値として現れ、医業収益の増加が繰入金と補助金の減収分を相殺したものと分析をいたしております。令和9年度までに段階的に黒字化を目指す経営強化プランではございますが、今後の課題といたしまして、そもそもこの経営強化プランの積算内容に修正すべき点、例えば人件費における昇給分の適用がない、そういったところを細かく見ていって、そういったものを踏まえ、プラン以上の医業収益の増収を図る必要があると、そのように考えております。

また、令和6年度において一時借入れを予定している約1億2,400万円については、2億円の繰入れを限度とする前提であり、こうした積算数値でありますことから、この負債は翌年度の令和7年度に事実上持ち越されることになる。追加的な現金投入が行われない限り、年度を重ねる都度、負債が積み上がることが想定されます。

以上のことから大変厳しい状況ではございますが、職員のモチベーション低下につながらないように、医業収益のさらなる向上について職員との対話による経営改善を検討し、令和6年度においてできることから確実に取組を進めて、収支の改善に少しでも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

一般質問の通告を出した時点で、病院の決算書を見ていなかったんで、令和5年度の決算がどうなるかというのも、私も想像がつかない状態で通告を出しているんですけども、見た状態で言うんですけど、正直言ってお金がないと、積立金は取り崩さなきゃいけないような現状に陥っているにもかかわらず、私は先行きが不透明な状態だと思っています。

累積して赤字だけバランスシートの中でどんどん積み上げていくというのは、私はあまり現実的にそういうのを見たくないです。今、一時借入金3億限度ですけど、そのうち限度額を引き上げなきゃいけないときが、必ず数年、二、三年うちにきっとやってくると思っているんですけども、そういった状況を見据えた上で、町長、あと任期1年なんですけど、病院経営に関して、例えば体制を見直すでもいいですけど、1年目なんで、今年度は、体制変更の1年目なんで、やはり現状をゆっくり静観して、どういった状況になるかという結果を残した上で、体制変更するならそのときの決断になるかと思うんですけど、お考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。今議会におきまして、各議員から高原病院の現状につきまして、御質問をいただき、病院事務長より説明をいたしたところでございます。

また、先ほど陣議員の御質問にお答えしましたように、令和6年度の決算見込みでございますけども、医業収支の向上は図られておりますけども、しかしながら全体としては、まだまだ厳しい状況があると、私も認識をいたしております。

しかしながら、令和6年度、現在のこの形態になりまして、病院、院長はじめ、職員、経営改善に取り組んでいるところでございます。私としましては、この医業収益のさらなる向上に努力していただきたいという認識をいたしております。

しかしながら、再度申し上げますと、厳しい状況もございます。今後の経営につきましては、病院長の方針等も含め、慎重に検討する必要があるかと思います。

今、質問にもございましたように、私の任期、2期目の任期があと約1年1月になっております。この期間中に、私が何らかの判断をすべき時期があるとすれば、私は先送りせずに、自分で判断をさせていただきたいと考えます。

それと、先ほどの御質問になるんですけども、改革を先延ばしして、これまで関わった職員、責任を取っていないというような、先ほどの質問にありましたけれども、私は過去から関わってきたスタッフ、職員、それぞれいかにして高原町で医療を守っていくかということについて、努力をしてきたということは、申し上げさせていただきたいと。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

最後になりますけど、病院の経営が厳しいのは、町民の皆さん御存じで、財政がそれによって厳しいという当局側からの主張というの、皆さん御理解いただいているんです。

だから、それを横目に見つつ、行財政改革の話もしましたけども、行政機関としては本来予算を投入すべきかなという事業があったときに、その2つを比べてみるわけです、一般的には。こっちが大変なのに、こっちでは騒いでいるというか、いろいろされているということに対しての違和感から、こういう総体的に言うと信頼感が失われていくんだと私は思っていますけれども、全体を見たときに、重点的にやらなきゃいけないところを置いておいて、また別のことをやっているように映っているという現状について、もうちょっとしっかり考えていただきたいなという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

昨年、町政の報告会の中で、病院の過去から現在までの収支状況、そしてまた、本町の現在の一般会計でございますけども、財政状況見込みを、説明をさせていただきました。その中で、今の病院の経営状況が、本町の一般会計との関係があるというようなことも説明をさせていただきました。

したがいまして、この件につきまして、住民が、質問にありましたとおり、町民の皆さん方にはほぼ伝わっていると、私も理解をいたしております。

ただ、現在、高原病院でございますけども、公営企業法の一部適用をしている病院の経営でございます、やはり町との関わりといいますか、これは当然あるというふうに私も考えております。

今、御指摘のことがあるとすれば、やはり今の時期を病院だけではなくて、本町としても一緒に乗り切っていく、あるいは考えていかなくはないと申し上げさせていただきます。

○議長（前原淳一君）

これで陣議員の質問を終わります。

失礼。

○会計管理者兼会計課長（中嶋雄二君）

陣議員の1問目の債権回収の実務についての、自席からの2つ目の質問についてなんですが、答弁の訂正をいたします。

債務者との合意なくと、答弁すべきところを、債権者との合意なくと、答弁いたしましたので、正しくは債務者との合意なくですので、訂正をいたします。

以上です。

○議長（前原淳一君）

これで陣議員の質問を終わります。

次の質問が私ですので、ここで陣副議長と交代をいたします。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○副議長（陣圭介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

前原議員の一般質問を許可いたします。10番、前原淳一議員。

○10番（前原淳一君）

〔登壇〕

通告に従って質問をいたします。

私は山の日に関連する質問1問ですけれども、今からいたします。

山の日記念全国大会の誘致について伺います。

山の日記念全国大会は、平成28年から山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するという趣旨で制定された国民の祝日、山の日に合わせて毎年8月11日に記念式典を行うもので、子供から大人まで楽しめる様々なイベントが、8月10日から11日の2日間にわたり開催され、事前にプレイベント等も行われるものです。

開催に至るまでには、県及び市町村の連盟で、発信については県知事となっておりますが、開催地の立候補を表明し、全国山の日協議会理事会で決議決定されることになっています。

大会の目的は大きく5つあり、1つ、山の日全国大会、2、たくましい子どもたちの育成、健全育成の目的に寄与する事業、3、森林と水資源の保全、山と自然を利用した林野の利活用と水資源の保全に寄与する事業、4、山と自然の安全と防災、5、地域振興、山と自然を利用した地域社会の健全な発展に寄与する事業となっています。

第1回大会は長野県松本市から始まり、2021年の第5回大会は、新型コロナの影響で1年延期になったものの大分県九重町と3市町で開催されました。大会のテーマは、山に遊び恵みをいただく、温泉県大分の山と人の絆を未来へでした。

今年は第8回で東京都が開催地となり、場所は東京全域で行われ、テーマは「山とともに成長する都市、東京。～山の恵みを未来につなぐ～」でした。

現在開催が決定しているのは、福井県の第9回大会までとなっているようです。この全国大会が誘致できれば、皇子原公園に関して取り組んでいる事業や、自然の安全と防災及び高千穂の峰登山の拠点とする取組にもマッチするものと考えます。

さらに、全国から多くの参加者、関係者が本町を訪れることになり、観光にも大きく寄与することが期待されます。

しかしながら、仮に立候補するとなっても、県と一体となって行われることから、県の理解が得られることが第一ですし、2027年には国スポ・障スポが行われることから、2028年以降となるということになると思います。

招致できれば、天孫降臨の地、神武天皇御生誕の地、すなわち日本発祥の地として内外に知らしめる大きなチャンスだと思います。ぜひ挑戦をしてみませんか。

町長の見解を伺います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員の御質問にお答えいたします。

山の日記念全国大会の誘致についての御質問でございました。

山の日全国大会は、日本各地で山々や自然環境を称え、親しむ機会を提供するすばらしい行事となっております。

御案内のとおり、本町は、霧島の秀峰高千穂の峰の麓に位置し、脈々と受け継がれてきた日本発祥の地として、唯一無二の自然、文化等もございます。

前原議員から、ただいま御提案のとおり、天孫降臨伝説、初代神武天皇御生誕の地とする高原町での開催は、日本の歴史的な背景も有し、この地で山の日を祝うことは、日本の誇りと伝統を称える意味深い機会となるものと考えます。

また、全国から参加者が集まるということで、高原町の観光や地域産業への刺激となり、地域振興と関係人口、交流人口の創出の機会にもつながります。

前原議員の御質問にございましたとおり、この大会は実行委員会方式による開催で、開催地となる県や市町村、一般社団法人全国山の日協議会、環境省や文部科学省、林野庁や観光庁などとの連携や事前の諸準備が重要となります。

いずれにいたしましても、本町での開催に関しましては、様々への波及効果等も期待され、本町への誘致につきましては、一考に値すると考えております。

まずは、県に問合せ、情報収集や関係者との協議等を行ってまいります。

以上であります。

〔降壇〕

○10番（前原淳一君）

町長の非常に前向きな回答をいただきました。県のほうに問合せをしていくということですので、これまでのいろいろ開催地の御意見とか、山の日協議会への問合せ等もしてみたいんですけども、会費についてですけども、大体、一大会で千五、六百万円程度というような話も伺っているところですが、そのうちの8割が県の負担ということになっているようでして千五、六百万であると、町の負担とすれば300万前後かな。

費用のことも考えると、効果のほうが非常に大きいと思っております。9回大会までは福井県というようなことで決まっているようですけども、聞くところによると、10回大会まで目星がついているやにも聞いたところなんですけれども、できれば早め早めに県のほうと協議を進めていただいて、ぜひ実行に結びつけていただきたいと思います。

町長が前向きな回答ですので、これ以上聞くことはありませんけれども、すぐにでも始めるということに関して、それだけ聞いて終わりたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいま経費の件等もあることですので、まず宮崎県のほうにそういった意向があるかを、まず確認をさせていただきます。

○10番（前原淳一君）

県のほうに町のほうから提案をさせていただければ、あとは、私どもも知事等に要望を出したりとか、いろいろ協力できると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（陣圭介君）

前原議員の一般質問を終わります。

ここで、議長を前原議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

陣副議長と議長席を、交代をいたしました。

次に、1番、西嶋陽代議員。

○1番（西嶋陽代君）

〔登壇〕

それでは通告に従い、大きく3点質問いたします。

まずは1. 空き家対策について、2. 子育て支援について、3. 南海トラフ地震臨時情報を発表後の川内原発の状況を把握についてです。

まずは空き家対策についてお伺いします。

高齢化とともに町内空き家が目につき、地域住民からも心配の声が聞かれます。令和6年4月時点で町内の空き家はどれくらいあるのか把握されているのでしょうか。所有者が分かっているものはよいが、不明なものも出てきているのではないのでしょうか。把握できているのでしょうか。

町では移住・定住の受皿として空き家バンクの取組をされていますが、再利用、活用の可能性と取組の現状についてお伺いします。

また、2015年に空家対策特別措置法が施行されています。この中で定められている特定空き家というのは、そのまま放置すれば倒壊、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうとされています。

本町では特定空き家と指定された家屋は何戸あると把握されていますか。

特定空き家に指定され、勧告が出されると、住宅用地の特例措置の対象から除外され固定資産税の優遇措置が適用されなくなるとされていますが、ここまでなると大変です。

そして、令和5年12月に空き家特措法の一部改正案が出され、管理不全空き家という特定空き家の前段階に置く分が新設されました。

こういう管理が不適切な空き家は何戸あると把握されているでしょうか。

また近所の方からの通報相談、適切管理の依頼がされているか現状の取組をお伺いします。

壇上での質問はここまでとし、残りは自席にて行います。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

西嶋議員から大きく3つの御質問をいただきました。まず空き家対策についてお答えいたします。

本町では、令和4年3月に高原町空家等対策計画を策定しており、この計画策定時点の数値が現時点で把握している数値でございます。空き家戸数としましては、267戸であります。所有者については全て把握しております。

次に、空き家の再利用、活用の可能性とその取組についてお答えいたします。

現在、本町では空き家バンクを運営しております。空き家をそのまま住宅として活用するためには、不動産や空き家バンクにおいて公表されることが必須となります。今年度は、固定資産税の納付通知に、空き家バンクへの登録案内文書を同封し、町内外に限らず、納税義務者に登録案内を行いました。現状、空き家バンクへの入居希望者は一定数おり、賃貸物件が少ないことが難点となっておりますが、有料物件については、公開後すぐに入居者が入る状況であり、需要の高さを再認識しております。また、空き家の中で保安衛生上、有害また適切な管理がされておらず放置することが不適切とされる特定空家または管理不全空家については、指定までに至っておりませんので、ゼロ戸であります。特定空家候補になり得る戸数としましては、134戸となっております。なお、管理が不適切な空き家についての近隣の方からの御相談などがここ数年増えてきております。その際には、現地に職員が出向き、状況確認を行った上で、所有者または管理者の方に連絡を取り、改善をお願いするなどの対応を行っております。

以上であります。

〔降壇〕

○1番（西嶋陽代君）

令和4年度に調査して267戸もあるということですが、これは令和4年ですから、もう2年たっておりますね。ということは、またかなりの数が増えてきているのではないかと思います。その中

で、特定空家とか管理不全空家に指定されていないということだけれども、134戸はその可能性があるというか、そうなるのではないかという恐れがあるということですが、管理不全空家とか特定空家にする判断基準というのを、町は持っているのでしょうか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

御質問にお答えします。

まず、特定空家とか管理不全空家については、作業の流れがありまして、まず空き家の情報提供、これについて町民なり調査の段階であると思うんですけども、その後現地確認した上で、認定程度の判定を行います。先ほども町長の答弁があったんですけども、現地におもむいて、その中で話を進めて、解体される方も中にはいらっしゃいます。そういったのがあるので、現在のところ認定まで至っていないんですけども、そういったのがあったときに、もしそういう指導に応じられない場合は、空家等対策会議による審査検討を行いまして、これで認定される場合は本人に認定という流れになっております。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

ということは、所有者と定期的に確認が取れているということでもいいのかなと思うんですけども、またその対策会議というのは開かれているのでしょうか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

先ほども申し上げましたとおり、令和4年以降だと思うんですけども、私が把握している中でも2件、ちょっとこれに該当するかなというのがあったんですけども、それも職員のほうで話しに行ったりして、その中で解体されたということで、この会議を開くまでに至っていないところでございます。

○1番（西嶋陽代君）

そういうところにならないというところが高原町のいいところかなと思うんですけども、自分が思っている中で、うちの家は危険だなとか、これは人様に迷惑をかけているなというようなお家があると思います。でも、再利用は難しいから解体したいと考えていらっしゃる方もおられると思うんですけども、その解体にかかる費用が高額で二の足を踏んでいらっしゃる方も現にいらっしゃると思います。今、空き家に関する補助や制度が増えてきています。

お隣の小林市、都城市でも不良空家の解体補助という制度が設けられています。本町でも、老朽危険空家の解体補助、解体のための家財道具等の処理のための支援はできないか伺います。

○建設水道課長（酒匂政利君）

老朽危険空家の除却支援についての御質問にお答えします。

一般的な30坪の木造住宅を解体した場合には、現場条件にもよりますが、100万円程度という高額な費用がかかります。これが空き家の解体が進まない理由の一つであると思われます。空き家等の除却に関する支援につきましては、西嶋議員からも言われましたとおり、県内13自治体で助成制度があり、国の社会支援整備総合交付金を活用したものや、自治体単独で行っている補助

金があります。これらの補助金の対象者や対象施設の条件、助成対象費用等を調査し、本町の老朽危険空家の除却の推進につながる制度を検証してまいりたいと思っております。

以上です。

○1 番（西嶋陽代君）

前向きに検討していただけるということで、助かりますが、廃棄物の処分量も年々上がってきています。するとますます解体できなくなりますので、早いうちに手を打ったほうがいいと思います。また、地震で壊れて、その処分にとっても時間もかかるし、人出も足りなくなるということが考えられますので、こういう対象物に対しては約処分できるようにしていただきたいと思います。また、施行業者を町内、県内に指定することで事業づくりにもなると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、住宅を除却して更地にすると、土地に適用されていた住宅用地特例がなくなり、固定資産税が上がるというのは、誰もが何となく知っていることだと思います。それが、老朽危険空家が除却されずに放置される要因の一つになっていると考えられます。しかし、先ほども申しましたとおり、特定危険空家に指定され、勧告が出されると優遇措置はなくなります。それを知ってもらうことが必要ではないでしょうか。

そして、町として固定資産税の減免制度を設けてはどうでしょうか。

県内8市町村で除却した住宅用地に対し、減免制度を設けているようです。更地にした土地からすぐに優遇措置を取っ払うというのではなくて、数年かけて徐々に固定資産税を戻していくという制度のようですが、これについてどう考えられるでしょうか。お伺いします。

○税務会計課長（中嶋雄二君）

御質問にお答えします。

空き家を解体すると、固定資産税の住宅特例が解除され、本来の税額に戻ることから、所有者は空き家の解体をためらう傾向にあります。そのような事態を改善するために、全国の一部の自治体では、空き家解体後も引き続き宅地に係る固定資産税が軽減できるような取組をしている例を伺っております。この軽減は自治体独自の減免であり、固定資産税の減収が発生するため、空き家の除去に関する固定資産税の減免制度については、現時点では税込確保の観点から難しいものと考えております。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

優遇措置といいますけれども、都市部というか町の中に建っているお家は、壊してもその後また家が建つ可能性もあるので、そのままの固定資産税でいけるとと思いますが、壊しても畑になるとか、雑地にしかならないような、今家が建っているところ、そういうところに関しては少し優遇措置を設けて、減免してあげたらいいのではないかと思います。ただ建っているから、固定資産税が上がらんから建っているだけでいいという感じで、危険な空き家が多いように見受けられるんですけれども、いかがでしょうか。

○税務会計課長（中嶋雄二君）

お答えいたします。

まず、住宅用地特例に関しては、通常の宅地の評価、課税標準額に対して建物、住居が建っている場合に特例を設けるという制度でございますので、基本的に家屋の住宅が壊されるとその部分が元に戻るという制度ですので、先ほど申しましたように、税込確保の観点と、もう一つ、家屋を取り壊したから税が上がるという場合もあるんですけど、実際の場合、下がる場合もあります。土地の評価が低い場合ですけど、そういう場合もありますので、慎重な減免制度を設けるためには、慎重な判断が必要と考えているため、現時点では難しいものと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（西嶋陽代君）

固定資産税が下がるところもあるというのを聞いて、そういうのを知らない住民が多いんじゃないかなと思いました。なので、やはり危険空き家が増える前に、そういう手立てをしていただいて、そういう情報を皆さんに周知していただきたいと思います。

次に、身近なごみ収集の問題についてお伺いしたいと思います。町民から、美化センターはどうして日曜日は開いていないのかと、日曜日に利用できれば助かるとの声を聞いております。そこで町民課にお伺いしたところ、2か月に1回は直接搬入ができるということを答えていただきました。私もごみ分別豆辞典をよく読んでみましたが、確かに12月を除く偶数月の第1日曜日に、燃やせるごみ、古紙類、プラスチック製容器放送類を除く一般ごみの受付を行いますと明記してありました。そしてこの町民は、それを分からなかったのか、知らなかったのかというと、考えたところ、町報にもカレンダーにもそれが書いていなかったんです。これはとても大事な情報だと思いますので、できるだけ分かりやすくお知らせして下さるようお願いしたいと思います。

そして、搬入できるごみの種類ですけれども、燃やせるごみ、プラゴミは美化センターに出したいという方が、やはりある特定がいらっしゃいます。それこそ、空き家を片づけたり、家の片づけをして、大量にごみが出て、地区の集積時には持っていくと遠慮するといった方です。こういう方に対して、美化センターのほうに、指定された日曜日に搬入することができないかお伺いします。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

まず、美化センターの稼働日、偶数月の第1日曜日、臨時稼働ということでやっておるんですけども、確かに議員がおっしゃられるとおり、豆辞典のみの掲載ということでございました。住民への周知の部分は不足していたなというところは感じているところでございますので、今後はまた広くいろいろな周知をしていきたいと思っております。

続きまして、大量の燃えるごみと、こちらを美化センターに持ち込めないかということについてですけれども、霧島美化センターにつきましては、現在、ペットボトルや空き缶、空き瓶などの資源ごみ、いわゆるリサイクル品と、それと、粗大ごみ、こちらを取り扱う専用施設となっております。こ

のため、可燃、不燃ごみを受け入れられる体制ではないことから、これまでどおり、地区の集積所への搬出にご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1 番（西嶋陽代君）

分かりました。これも時代の流れで変わっていくと思うんですけども、今のところはそれでお願いします。ほかに、燃やせるごみの指定袋に入る、燃やせるごみは収集できないのかという声をいただきました。タオルケット、マット、カーテンなど、粗大ごみに分類されて収集されずに残っているものがあって、地区的にも困っていると。指定袋に入るのであれば許容してほしいという声があります。焼却上問題があるので、カットしてあれば持って行ってくれるとお伺いしましたが、具体的にどれぐらいの大きさならよいのかというのを伺いたいです。

また、高齢化に伴い、資源ごみを地区のリサイクル場に持っていくのが困難になっています。触れ合い収集ではカバーできない、それには遠慮するわという方もいらっしゃいます。学校や庁舎、スーパーの一角に常設の回収所を増やすなどの工夫が必要になってきているのではないのでしょうか。資源ごみの回収益は、有価物が約190万円、古紙が150万円となっていました。これがほかのところに流れているのはちょっともったいない気がします。目に見える成果、目標があれば回収益も上がり、環境意識も今以上に上がると思います。今後、このリサイクルの取組をどう進めていけるのかお伺いします。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

まずタオルケットとマット、カーテンなどを燃えるごみとして収集してほしいという件につきましてですけれども、お手間がかかるんですけども、おおむね50センチ未満に小さくカットしていただけますと、規格内の可燃ごみとみなしまして、処理できるようになりますので、この方法でお願いしたいなと思っています。

また、収集につきましては、町内235か所を2日間で回収するといった収集作業員も見逃す場合もございますので、そういった場合は、カットしたのに残っている場合は、役場のほうにご一報いただければ、収集業者のほうに連絡をしまして回収できるようにいたしますので、そちらご協力をお願いしたいと思っています。

それから、資源ごみの集積所搬出についてですけれども、運搬コスト、こちらの増加が考えられること、また、常設の回収所を増設するということにつきましては、設置費用、管理運営体制の整備等を総合的に勘案しますと、現状では困難であると考えているところでございます。

それから、常設というか、集積所を増やしてほしいということですが、こちらにつきましては、今でも資源ごみについては、月に1度各区のリサイクルの集積所をお願いをしている部分がございます。そして、これが各集積所となりますと、分別するための仕分けの物品準備に要する費用、また管理、そして各地区のもしかしたら負担がかかるかもしれないというようなことも考えられます。ですから、常設のリサイクル集積所の増設は、現在も各地区の方々に交代で月1回収集にご協

力いただいている部分もございますので、場所が増えることにより、さらに住民への負担が増えることとなるため、費用面も含めまして、現在のところ難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

現時点では今の形を踏襲していくしかないのかなというお答えでしたけれども、やはり高齢化が進んで、出てくる方もなかなか難しくなるとなったら、やはり常設のほうを考えていったほうがいいんではないかなと思います。

リサイクル品の重量に応じて、その集積所というか、地区に分配しているというような自治体もあるようですけれども、高原町ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○町民課長（江田雅宏君）

お答えいたします。

まず、資源ごみの売却益につきましては、340万程度ということで合わせまして議員のほうからもありましたとおりでございまして、こちらは塵芥処理費1億2,300万ほど、こちらかかっているんですけど、こちらのほうにも充てられている部分はございます。運営の貴重な財源として考えておりますので、こちらについても、町民の協力のおかげで、有効に利用させていただいていると考えております。

また、人が生活していく上で、ごみの排出というのは必須事項でございます。町民の皆さんが容易に処理ができるということも大切であるということも認識しておりますけれども、処理方法、運搬、運営管理、設備投資には多額の費用や人的負担も伴いますことから、現在の方法でご理解いただきたいと考えております。また、ごみの減量化、リサイクル推進、こちら、今後ますます国のほうでも進めていくこととなろうかと思っております。楽に簡単にごみを出せないということで、減量化につなげているといった政策を行う自治体も出てくるのではないかなというところは推測されるところでございすけれども、その方針で本町が取り組んでいるわけではないんですけれども、現在のごみ処理方法については、一定の制限もあることから、多くの町民において、現在の方法にはおおむね理解はいただいているのかなと考えているところでございます。

以上です。

○1 番（西嶋陽代君）

分かりました。

続いて、2 番の子育て支援についてお伺いします。

大学進学に必要な教育資金、融資事業についてお伺いします。

1970年から2021年までの大学の授業料の推移を見ると、国立が最初は1万2,000円だったのが1万2,000円で私立が約9万円、平均で、だったのが今国立が約53万円、私立が約93万円と、とんでもなく跳ね上がっています。国立大学では50倍、私立大学では10倍です。そして、先日、東京大学が授業料を2割値上げして64万円にすると発表し、今後、ほかの大学も値上げしていくのではとされています。入学金も入ると大変な額です。親世代の実質賃金は下がり続

け、学生はアルバイトや奨学金に頼らざるを得ない状況になっています。本町でも教育資金融資事業、育英資金事業を行っていらっしゃいますが、利用されている方と利用額は幾らになっているのでしょうか。令和6年度の予算報告の中では、15名利用の6名が返済中、予算は2,750万円とお伺いしましたが、今年度新たに利用された学生はいらっしゃるのかお伺いします。

○教育総務課長（田中博幸君）

ご質問にお答えします。

高原町では、平成26年度より九州労働金庫と提携し教育ローンの融資事業を行っております。

令和6年度で11年目を迎えております。教育ローンにつきましては、平成26年度から平成30年度までに15件、2,340万円の融資を行っております。令和6年7月末時点において5件、141万4,722円が返済中となっております。令和元年度以降は利用者がいない状況となっております。また、高原町育英資金についても、平成30年度に貸付け開始した方が直近では最後の利用者となっております。このようなことから、教育ローン及び育英資金については、近年利用者がいない状況を鑑みまして、見直しを行う必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

皆さん生活が苦しい中で進学するんですけれども、それでもその利用がないというのは、どうしてでしょうか。この教育資金融資事業、育英資金事業がその利用したいという方にマッチングしているのかというと、そうではないような気がします。見直しが必要と言われました。貸与型は将来の借金として重くのしかかってくるローンです。進学をあきらめるか借金漬けかの選択を押し付け、奨学金の返済があるから結婚も出産も考えられないという若者の声が多くあります。こども未来戦略では、就学支援制度の拡充をいいますが、その対象は多子世帯や技工農系の学生に限られています。また、条件が厳しく、成績要件は毎年追跡調査があり、成績の低下で毎年1.8万人が打ち切られている状況だそうです。生活費を稼ぐためにアルバイトに迫られ、スポーツで進学した子はアルバイトもできず、1日2食で生活しているとか、そういう声も聞きます。とても厳しい状況です。ここは、教育を受ける学生自身が学費を負担するのが当然という受益者負担の考えではなく、教育によって利益を受けるのは社会全体であるという根本的な認識に立ち、返済の要らない給付型奨学金制度が必要ではないのでしょうか。高原町でそれができないかお伺いします。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えいたします。

ただいまの御質問、給付型奨学金の創設についてのご要望というふうに受け取ったところでございます。特に大学生に対しますこの給付型でございますけれども、例えば全国で財団が運営している奨学金とか、あるいは日本学生支援機構とか、そういった制度もあるようであります。宮崎県では、獣医師の確保のために、県がやる獣医師を目指す大学生に対する給付型奨学金を設けたというような情報もあったところでございます。この返済不用の給付型奨学金制度でありますけれども、保護者負担軽減、それと学生が安心して学生生活を送ることができる、有効なものであるということは、私

も感じております。しかし、この制度が現状もそうでありますけども、世帯の所得条件であるとか成績とか、あるいは入学してから成績など、非常に要件が同じように限られて厳しい状況もございます。条件、制約を受けて運用している者が多いというような傾向でございます。また、本町としてこの独自の給付型奨学金制度を設けるという今のところ計画がないというふうにまず御理解いただきたいと思います。

その件につきましては、御質問がございましたので、制度設計につきまして研究を行う必要があるというふうには考えているところでございます。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

東京の私大教連の調査では、自宅外の学生の仕送りが2023年度は平均8万9,300円まで減少し、90年代の4分の1にまで落ち込んでいるそうです。奨学金でも二、三人に1人の学生が平均300万円もの借金を背負い、社会に出ています。限界を超える学費負担が学生の今と将来を奪っていると思います。貸与型では、学生の学ぶ権利を保障することができない、それだったら1人でも2人でも低所得者、多子世帯、限られた学部ではなくて、全ての学生に夢を応援してあげたい、そういう気持ちでいるんですけれども、どうでしょうか。ふるさと納税が子育てに使ってほしいというところが1億5,000万あると答弁がありましたけれども、それだったら、1人でも2人でも給付型の奨学金を創設したらいいのではないかと思います。将来的にどうでしょうか。お伺いします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御提案をいただきましたふるさと納税を充てるというのは、1つの財源となり得るご提案かとは思いますが、ただ、その前に本町として、先ほど申し上げましたように現状としては、この給付型奨学金を新たに創設するということはまだ考えておりません。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

それでしたら、教育ローンとか、育英資金が令和元年度から誰も利用者がいないと、そういう状況を鑑みて、もう一度学生に周知していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

育英資金等の内容につきましても、現在、貸付期間の2倍年ということで、4年生の大学の場合8年間で返していただくというようなことで、やっております。

県内を見ると、やっぱりこの2倍年の自治体が多いんですけれども、中には3倍年であったり、そして現在、高原町の場合、大学生、短大生で3万円つき、高専生で1万5,000円、各種専修学校等で2万円、高校生が1万円というような金額設定になっております。このあたりもただいまありましたように、時代の流れといいますか、こういうところも反映した上で見直しの必要があるのかなとも考えております。

また、金融機関との提携のローン融資制度につきましても、県内の状況を見ますと、現在高原町200万円を上限としているわけなんですけれども、同じような労金を活用した中でも300万円といったような上限を設けているところもございますので、県内の自治体と近隣の自治体、状況を確認しながらよりよい制度に見直していく方向で検討してきたいと思っております。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

返済猶予を、2倍から3倍とか、そういうふうに緩めていただいて、学生が借りやすいようにしていただきたいと思うし、やはりどうしても給付型というのをあきらめることはできないので、またその都度質問していきたいと思えます。

続いて、南海トラフ地震臨時情報発表後の川内原発の状況把握についてお伺いします。

地震発生後の安全確認情報は、川内原発九電から本町にどのように発信されるのでしょうか。そもそも情報は伝達されますか。

事故や不具合が起きた、ではなく、安全です、異常はないと伝えてもらう必要があります。高原町防災マップには、原発事故発生時の避難や対策については書いてありませんが、情報伝達の在り方、避難方法について、準備周知しておく必要があると思いますが、どうでしょうか。お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

今回、8月8日に起こりました日向灘地震において、川内原発の安全確認情報は本町に発信されておりません。情報はもたらされておりません。

地域防災計画において原子力災害対策偏がありますが、もしも万が一事故が起こった場合には、電力会社から国に通報後、国から県へ指示等があり、県から本町や報道機関などへ発信されることとなっております。

その後、本町や報道機関から住民等への発信となります。県からは県のホームページ、緊急速報、メール等により周知が直接行われるものとなっております。

また、防災マップについては、原発事故についての記載はしておりません。情報伝達については、先ほどお答えしたとおりであります。一方、今回の地震において、内閣府は原子力災害対策指針に臨時情報についての明記がされていないため、対応する基準はないということであります。

新聞等の報道によりますと、九州電力は川内原発について、南海トラフ地震の揺れに対応した耐震設計となっているとのことであります。

国などがこのような対応となっており、本町防災マップへの記載は各方面へ様々な影響があることから、慎重を期さなければならないという事項であるという認識をしております。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

情報がないということが安全だ、大丈夫だということになるのかなというふうに今ちょっと認識したんですけども、基準がないということなので、しょうがないと、国からは。しかし、川内原発から近いわけですから、原発事故が起きたら、放射能が高原のほうへ流れてくる可能性は十分にあり

ます。屋内退避が大事だということが住民の中に分かっているかということ、そういう情報もないわけですから、冷静に屋内退避してくださいというふうな情報を防災計画の中で織り込んでもらうように希望して、私からの質問は終わります。

以上です。

○議長（前原淳一君）

これで、西嶋議員の質問を終わります。

次に、3番、福澤卓志議員。

○3番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、順次質問いたします。

8月8日発災の日向灘地震の被害は、本町においてなかったものの、南海トラフ地震として初の巨大地震注意の発令とともに、約1週間の警戒態勢が引かれるなど、異例の事態でありましたが、今後も油断することなく、気を引き締めて町民に対して注意喚起を続けていただきたいと思います。

今回の巨大地震注意発令を受け、耐震強度の乏しい庁舎において、総務課を中心に1週間24時間体制で待機をしていただきました。我々消防団も自宅での待機を行ったところですが、職員の命を考えるならば、ほほえみ館に本部を設置し、和室等に簡易ベッドなどを使用して仮設仮眠所を設け、避難所の運営シミュレーションをするなど、今後の想定と訓練を兼ね備えた1週間が送れたのではないのでしょうか。

幼い子供がいる職員にとっては、仕事とはいえ、パートナーを含め、家族のことを心配する中の24時間体制が本当に必要だったのかを検証する機会にもなると考えます。何より、災害後の情報収集については、各種団体と連携をして行われたのでしょうか。地域防災計画どおりに進めることができるか検証する機会でもあったと考えますが、今後どのような対応を行うのか、また、今後起こるかもしれない災害との対応について現在の考えを伺います。

併せて、公共施設における非常階段や避難口の有無など、本町の非常設備が十分であるか心配です。

特に保育士や養護老人ホームなど、老朽化する施設の状況等も伺います。

本町の鳥獣被害については、総務経済常任委員会で調査し、議会だよりで報告したとおり、多額の被害を生じており、組織においても見直す時期に来ております。そこで、国県の補助などを上手に活用し、本町の被害軽減に努めていただきたいと思います。

なお、駆除した鳥獣に対する報奨金は、他都道府県、他自治体で異なり、本町は標準的な金額であるものの、十分であるとは言えず、課税対象となることも駆除者として労力を鑑みてもお困りのようですが、費用の拡充、税制優遇を行う考えがあるか伺います。

また、鳥獣の生息域及び活動範囲を考えたとき、近隣自治体との密接で強力な連携体制の構築についても、担当課同士での情報交換が必要だと考えますが、これについてはさきの質問で十分に行われていることを伺いました。

引き続き、密接な協力体制をお願いいたします。

さらに、本町の鳥獣被害防止計画には、捕獲班の高齢化や狩猟免許取得者の減少などについて記載されているものの、体制の見直しや捕獲班の確保についての対応の記載がありません。そこで、自衛官の退官を迎える方々に対し、地域おこし協力隊として鳥獣被害防止に努めていただける方を招致することもできるのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

本年10月から郵送料金改定に伴い、郵送コストの軽減に向けての考えがあるかを伺い、以前も質問しましたが、都城市のように、企業等からの広告費をいただくことで、封筒代や郵送料などの負担軽減が図れると考えられますので、本格的に動き出していただきたい。併せて、情報発信等に関するデジタル化、ペーパーレス化に向けての取組状況について、町長の考えを伺います。

小中学校等の対応については、自席で行い、壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

福澤議員から、ただいま御質問のありました内容につきまして、お答えさせていただきます。まず初めに、災害対策についてお答えいたします。

令和6年8月8日に、日向灘地震が起き、本町で震度5弱を観測しました。またその後、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が初めて発表され、全国の多くの市町村で対応が取られたところがあります。本町においては、令和4年度に地域防災計画の見直しを行っており、この計画をもとに対応を行ったところでございます。また、今後起こるかもしれない災害等の対応については、防災計画に基づき、職員が適切に対応できるよう計画の再度の確認を行い、職員の士気向上を図っておかなければならないと考えております。公共施設における非常階段や避難口の有無については、各学校や体育館、公民館など非常階段や避難口を備えております。特に、保育所や養護老人ホームの施設の状況でございますが、保育所については、消防法に基づき、3か所とも避難経路及び避難場所の確保を行っております。養護老人ホームにつきましては、消防法に基づく消防用設備等の設置及び維持が義務づけられており、消防用設備等の設置、避難口の確保、通路誘導灯の設置を行っているとところでございます。

以上であります。

次に、鳥獣被害対策の御質問にお答えいたします。まず初めに、国や県の補助を活用しての鳥獣被害軽減であります。現在は、被害を事前に防ぐための被害防止対策事業としまして、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ワイヤーメッシュや電気柵の防護柵購入事業を行っており、自衛による被害防止に取り組んでおります。

次に、駆除した鳥獣に対する交付金であります。福澤議員の言われるとおり、各自治体によって金額が異っているのは確かでございます。しかしながら、西諸地区におきましては、3市町統一の金額を県に準じて取り決めておりますので、金額の変更となれば、西諸地区3市町での協議が必要になってくると思われます。また、税制優遇に関しましては、町全体には各種事業に対する取組がございますので、当該事業に対してだけの優遇措置は考えておりません。

以上であります。

次に、近隣自治体との連携体制の構築でありますけれども、末永議員の一般質問の答弁と同じ内容になりますが、最近の事例で申しますと、近隣の都城市との市町境において、有害鳥獣の被害がありました。そのようなことから、被害状況や有害鳥獣の出没経路等を共有するため、令和6年7月4日に都城市の担当課と、両市町の猟友会と現地にて協議を行ったところであります。行政区を超えての駆除活動は制約等もありますことから、今回はそれぞれの市町の駆除班において対応することとなったものであります。

なお、協議以降に、高原町で1頭、都城市で2頭のイノシシが捕獲されております。

次に、有害鳥獣対策における地域おこし協力隊の任用についてであります。

御質問は、特に自衛官を募集してはどうかという御提案でございました。町としましては、自衛官に限らず、広く公募することにより、応募した方の特性、狩猟、ジビエに対する情熱、人柄等を判断し、地域おこし協力隊への任用をする必要があるというふうに考えております。

次に、郵便料金値上げに伴う対応についてお答えいたします。

本年10月からの郵便料金改定に伴う輸送コスト軽減に向けての対策についてでございますが、公用封筒につきましては、議員から御提案のあったとおり、企業等の広告を封筒に掲載することにより広告費を頂く方法や、広告入り公用封筒を企業等から寄贈していただく方法がございます。

現在、町民課住民係の窓口封筒におきましては、広告入り公用封筒を企業から寄贈していただいているところでございます。行政コストの削減や地域経済の活性化を推進していくため、今後、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、デジタル化・ペーパーレス化に向けての取組でございます。

現在、本町の情報発信は、区長会による回覧板や広報誌、ホームページをはじめとしたLINE、インスタグラム等の様々な発信媒体を用いながら行っております。ここ最近では、スマートフォンの普及や情報発信の即時性から、デジタルによる情報発信に努めているところであります。

紙媒体を減らすことは経費削減につながることは理解しておりますが、町民の中にはデジタル機器を使用できない方も多くいらっしゃいますので、紙とデジタルの両方を、現在、使用しているところでございます。

また、ペーパーレスの取組については、業務でのタブレット使用についても、ペーパーレスの促進につながるとともに、業務の効率化に寄与するものと考えておりますので、今後、調査研究を進めてまいります。

以上であります。

〔降壇〕

○3番（福澤卓志君）

自席からよろしくお願いいたします。

災害等対策について、先ほど地域防災計画に沿って、今後も進めていくという御答弁をいただきました。その上で、本庁舎、学校施設の建設を断念されたわけですが、2番目に掲げられている庁舎の建て替えについて、現行どういった考え方があるか、まず伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

この庁舎を含め、公共施設の建て替え等につきまして、これまでも各議員の御質問にお答えをしておまいりました。いずれの公共施設も老朽化が進んでいるというようなことで、御質問にございました南海トラフ地震など、大きな災害に備える必要もあるということ、私も認識をしております。ただ今回、8月8日の日向灘地震等も経験しまして、これもこれまでお答えしておまいりましたが、デジタル関係もございまして、いわゆる電算システム関係、あるいは、それに伴います情報発信、それと、いわゆる危機管理部門、こういうものを、やはり早期に、先に、庁舎建設前に、この点をすべきであろうと、これまでの議会でも、ほほえみ館等も検討しているというような説明もありました。やはりこの緊急度が高まっているということもございまして、これは先に進めるべきであろうと考えているところでございます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

今回の台風10号で、特に宮崎市の繁華街なんかでは、竜巻が起こって大変な被害が起きたところなんです。どういった災害が起こるか分からない、特に庁舎、機能している最中に起こってはならないということを見ると、先ほど答弁にいただきました、早急に、ぜひ予算の編成をして、機器の移動であったりとか情報発信について、速やかな対応ができるような対応、対策を、ぜひお願いしたいと思っております。本当にいつ起こるか分からないという状況になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

できますならば、もう仮設を建てるなり、庁舎を建て替えるという考えの下、行動していただきたいなというふうには思っております。大事な職員の命を守るという観点、そして、町民の大事な情報をしっかりと守るという観点からも、併せてお願いしておきたいと思っております。

その上で、今後24時間体制を行う必要があると踏んだ場合、総務課のみでの対応は難しいと、厳しいんじゃないかというふうに私は考えておりますが、この今後の対応、今回の状況を受けての考えがあれば、伺いたいと思っております。

○町長（高妻経信君）

災害の種類等にもよるかとは思いますが、やはり今回、国のこの発表がありましたけれども、1週間というのが、ひとつの警戒をする期間ということもありました。先ほどの御質問にございましたように、消防団にも、それぞれ待機をいただいたというようなことでございました。特に、24時間で体制を取るという意味は、やはりこの町民からの問合せが非常に多いと、やはり不安を感じられた方が、問合せに即、応じていかなければならない。場合によっては、台風等では現場にも急行しなければならないというような、それぞれございます。

ですので、危機管理部署を中心に、そして、今回も台風におきましても、それぞれの課で分担をしながら体制を取ってきたというようなことがございます。ですので、先ほど申し上げました災害の種類、あるいは台風であれば、その警戒をする期間とか、そういうのも様々ございます。

しかしながら、今、大事なのは、災害を、被害を受ける町民を最小限に食い止める、そのためには情報対応に依拠していく、そして災害があった場合には、即対応できる対応、これは必要だと考えております。

○3番（福澤卓志君）

大変御苦労をかけているわけですが、少しでも、一人でも、町民の不安を払拭して守れる体制を、ぜひ構築をお願いしていきたいと思っております。

その上で、情報の伝達という面では、町内の状況確認、情報収集、また、現状の周知の情報について、被災箇所の確認と同時に、広報車を出すなど、注意喚起を行ったかどうかを伺いたいと思います。

消防団で広報、今回したわけですが、聞こえにくい、広報したのは地震ではなく台風の時だったんですが、広報では聞きにくいと、聞こえにくいという形がありますので、できるだけ速度を落として対応したりとかするわけですが、地震に限らず災害に向けての広報、個別受信機が必要という声もあつたりするんですが、いろんな情報媒体を使って、今情報を発信されているわけですが、この地震に関して被害状況の聴取について、今回どのような対応をされたかを伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

今回の地震の件ですね。今回の巨大地震注意、南海トラフ地震臨時情報の発表を受けて、各課での被災状況の有無の確認、それから、被害情報収集を行っております。加えて、警察消防からの情報収集等も行ったところであります。

また、今回の地震は全国的な対応となり、テレビなどのメディアで大きく取り上げられたことから、報道もあつたことから、広報車については巡回はしておりませんが、防災行政無線、高原町メールサービス、高原町ホームページで周知を図ったところであります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

災害発災から各種状況についての状況把握、これが、いかにスピードよくできるかというのは急務であると思いますので、この点も防災計画に則り、また、さらに足りないところを補完する上でも、シミュレーションを重ねていただきたいと思います。

その一つに、社会福祉協議会等に相談をして、民生委員さんなんかは日頃気にかけている町民の方の調査、状況の把握、また備蓄状況、今回、災害が発災してから1週間余談が許さないということで、かなりテレビ等でも情報があつたわけですが、そういった方々、不安であられるような方々に対しての対応というのができたのではないかなと思うんですが、そちらを行われたかを伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

町から社会福祉協議会に対して状況調査等の申入れは行っておりませんが、民生委員さんにおかれ
ては、地震に限らず台風、また豪雨などの際には、そういう自然災害が発生したときには、各自が担
当している地区の状況等を確認しているということでございます。

なお、今回発生した地震に伴う被害報告はなかったと伺っております。

また、今回の地震において、備蓄状況、また避難経路の確認等は行っておりませんが、今後、
社会福祉協議会等とも連携を取りながら、また協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

この質問に関連して3回目になるのですが、避難行動要支援者の名簿、これについてはでき
ているということでしたが、個別避難計画の進捗状況を伺いたいと思います。今先ほど民生委員さ
んに対して質問したのも、結局は個別避難計画というのに直結してくるというふうに考えておると
ころです。

令和6年6月28日の報道資料として発表された内閣府消防庁作成の調査結果に、県内26市町村
の中で本町を含む7町が未策定ということで回答されております。国の情報機関に本町の名前が載
っておるところです。

こういった状況から、とにかく個別避難計画については、国県、しっかりと策定しなさいというふ
うに自治体に要請があるわけですが、現状、いかがかを伺いたいと思います。

以上です。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

個別避難計画におきましては、一部、策定を含め、多くの自治体が、既に計画策定に取り組んでいる
ところでございますが、本町におきましては、まだ避難行動要支援者名簿の作成はできているもの
の、その個別避難計画の策定までは至っていないという状況でございます。

しかしながら、8月8日に発生しました日向灘地震、また先月の台風10号などを踏まえまして、
自然災害などから身を守る上で、何らかのハンディキャップを抱え、周囲の支援が必要となる要支
援者の避難、こちらを円滑かつ迅速に行うために個別避難計画を策定することは、大変重要である
と改めて認識したところでございます。

このことから、本町におきましても、個別避難計画策定に向け、取組を進めていきたいと考えてお
ります。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

私としては0%ではなく1%でも上げてほしい。一人でも多く、特に介護度が高い方に対し
ては、できているという状態で、今後その負担をされていく方が増えていく。個別にどこに避難す
るという計画がちゃんと立っていて、誰が身守りに行くのかということが明確にされているという
ことだけでもいいかと思っています。その点、自分は不安じゃないと、災害が起こったときに一人

じゃないということを、できるだけ周知できるような対応というのをお願いしたいと思っています。ひいては、これが、例えば、消防団員であつたりとか、地域の方で、また守って、身守りが必要という、手助けをしてもいいという方たちの手に渡ることによって、多くの方々の手で救われる方を増やしていただきたいという思いから質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

非常設備について移ります。保育所、養護老人ホームでは、全てできているという形ではありますが、老朽化しておりますので、その状況、例えば、床面がのりが貼っていて転倒が危険であるであつたりとか、また、はつりがあつたり、避難で思いっきり走っていったときにこけてしまうような状況がないかというのを今回、危惧して、質問に至ったわけですが、その点の状況調査等の状況は、いかがだったのでしょうか。できていращやるのでしょうか。実際に行かれて見られたかどうかお伺いしたいと思います。

○健康課長（中村みどり君）

お答えいたします。

保育所に関しましては、今回の災害の後、点検して周りまして、狭野保育所から1件だけ雨漏りがあつたという報告があっているほかは、ございません。

以上です。

○老人ホーム園長（中原圭一郎君）

御質問にお答えいたします。

法人におきまして、発災後、全てにおいて確認をいたしましたが、問題ないところでございます。

また、全ての避難路につきましては、バリアフリー化も進んでおりますので、スムーズな避難につながるものと考えております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

町営住宅等で避難に関する状況は、いかがでしょうか。誘導灯、または標識なんかはあるのでしょうか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

町営住宅につきましては、霧島団地だけが、エレベーターとか、あとは面積要件で消防設備等を整備する必要がありますけども、霧島団地については、年に1回の消防署の点検とかを受けております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

でも、小学校、中学校の校舎なんですけども、屋外にある非常階段、先ほど言ったのりが貼っていて、もし雨天時に転倒する危険、二次災害、被害が起こるんじゃないかという懸念があるんですけども、こういった非常階段等の設備の状況については、いかがでしょうか。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

学校施設の安全点検につきましては、各学校において月1回を基準に行っているところでございます。今回は非常階段について御指摘がありましたので、のりなどの状況を確認したところ、やや滑りやすくなっている学校もございました。9月3日に開催しました校長会において、転倒防止策として、定期的な掃除等を行う等の注意喚起を行ったところであります。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

今回質問に至ったのは、その施設の利用する人々に対しての安心・安全を、ぜひ今後も災害という面から守るというところで、日頃からの点検も含めてお願いをしたいという状況です。もう本当に、いつ地震においても、起こるか分からない状況によって、その中で精神的に、パニックであったりとか、避難訓練をしても、訓練が身を結ぶかどうか分からない、その緊張感の中でどういった対応になるかということは、やっぱり施設の管理が行き届いているかどうかには尽きるところもあると思いますので、引き続き非常設備についての点検については、行っていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、鳥獣被害対策について伺いたいと思います。

本町では、鳥獣被害防止総合対策交付金について、ワイヤーメッシュ等の防護柵を行っているものの、それ以外の用途については柔軟な対応をされているような答弁では伺えなかったと思いますし、総務経済常任委員会の所管事務調査の中でも、そういった状況の報告をいただいたところですけども、今回、交付金の内容を見ますと、ICT機器実証導入支援交付金というのがありまして、こちらをセンサーカメラなどを設置することで、わなを張って、その見回りの回数が減ること、また、錯誤捕獲の防止ができるのではないかとこのように見れました。何より捕獲者の負担軽減、高齢化の顕著な状況において、この交付金を上手に活用してすることができるんじゃないかというふうに思っております。

現在、有害鳥獣捕獲等業務委託職員として活用されている方が、積極的に導入して、カメラの設置状況、また、捕獲の状況などを報告されているのを見ているわけですけども、この方は個人で導入されているのではないかと思うのですが、この交付金の活用についての考え、導入について積極的に考えられているかどうかを伺いたいと思います。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

議員からございましたICT機器等を活用した鳥獣被害対策につきましては、捕獲者の負担軽減を図るには有用な施策であるというふうに考えられます。また、このような話は、以前に猟友会の中でも話が挙がったこともございます。

しかしながら、ICT機器の導入費用が高額であったり、わなの設置箇所全部にカメラを設置するのは困難であるなどの意見がございました。さらに、一番の問題でございます猟友会の方々が高齢

化しておりますので、ＩＣＴ機器を十分に取り扱える方がいないといったところもございますので、現時点では導入予定はございません。

以上でございます。

○３番（福澤卓志君）

全員が使えなくても、カメラを設置した、そのカメラに反応があったときに携帯のほうに通知が来るというサービスもありますので、今、各地区で、特にこの中山間の鳥獣被害の多い都道府県の中で導入している自治体もたくさんありますし、わなにかかったのにセンサーが反応して通知が来るとかというのもありますので、費用については、それぞれのものがありますけども、差がありますが、何か所か設置してみるとか、まずは導入してみる、それを使ってやりたいという捕獲班員の方がおられれば、数台でもやってみる価値はあるんじゃないかと思いますし、導入した後、みんなでそこに見に行くというか、機器の使用方法についても、高齢者であっても使えるような状況であるかというのも確認すると、毎日同じ場所を点検して、見て回る手間が省けますし、そこまでの行く移動費も軽減されるというか、やっぱり実費でされている方がたくさんおられますので、そういった方々の費用軽減を図れるというふうに思いますので、まずは１台設置してみるとか、数台導入してみるとか、国の交付金を使ってぜひ行っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今、議員からございましたように、そういった１か所なり、そういったほうができるかどうか、また検証していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○３番（福澤卓志君）

ぜひ交付金を上手に活用して、一番には農作被害を防止する、それが結局は民家に入ってこないまでの大事な対策だと思っております。庭先に植えているようなものまで被害が及ぶようなことを、まずは軽減するための、まず導入の捕獲に対する考え方だと思いますので積極的にお願いをしたいと思っております。

補助金を使って被害防止対策を行った補助を、農家に対して、その国の交付金を使って防護柵を設置されているんですけども、この防護柵の使用状況、あと被害防止になっているか、その柵を設置したことで本当に被害の防止になっているかという、このヒアリングとかパトロールなんかをされているかを伺いたいと思います。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

防護柵の管理につきましては、原則としまして受益者で行うものでありまして、設置後のヒアリングやパトロールは行っていない状況でございます。

また、防護柵等の設置時には、適正な管理方法等につきましては指導を行っている状況でございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

原地調査をさせていただいたときに、結局、ゲートを開けばなしにされていて、そこがつながっているために隣のほ場に迷惑をかけているという報告もあったところです。こういったところを、やはり受益者がしっかりしないといけないんですけども、できていなければ指導する、また、お願いをするという形が必要ではないかというふうに思っております。

この補助金を使った、けども適正に使われていない、防護に至っていないというのは嚴重注意に値すると私は考えています。ですので、この注意、そして指導に応じない方に、悪質な場合には罰金を課すとか、そこまですることによって、被害の軽減、また防止、さらには、鳥獣なんかがエリアを拡大することを抑制する状況になると思いますので、こういった対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

防護柵につきましては、先ほど申しましたとおり、受益者の管理が基本でございます。しかし、管理においての機能低下や補修等の相談があった場合には、管理上の指導や提案等はさせていただいております。

また、罰金を課すとなりますと、罰金そのものが、刑法に定められている刑罰の一種でございます。防護柵の管理を行ったからといって法律上の罪を犯したわけではなく、強制的に金銭を取り立てるような行為はできないものと考えております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

そうですね、罰金という考え方は表現も適切ではなかったかもしれませんが、それくらい農業被害を拡大させないという強い気概が必要ではないかというふうに思っています。捕獲に従事される方々の御苦勞、御負担を考えたときに、どういった対策ができるかということを十分、熟考、考えていただいて対策を講じていただきたいと思います。

そこで、地域おこし協力隊という制度を上手に活用して、捕獲に関する対応等もできるのではないかとこのように思っています。この地域おこし協力隊を、私が提案した自衛官の退官者だけではなく、広く公募を行うということで答弁をいただいたところですが、国の捕獲サポート隊という交付金もあるようですので、そういったものを上手く活用して、捕獲する捕獲者を確保するという対策の一つに考えていただきたいなというふうに思っています。

私は、銃操作が訓練されている退官者のほうが、一番、免許を持っていなくても免許を取るリスクだったりとか、新たに免許を取りたいという方の熟練を積むよりも早いと思っの質問に至ったわけですけども、実際に公募するかどうかの考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

福澤議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊に関してのことということで、お答えさせていただきますけども、お話がありましたこの地域おこし協力隊ということに関しましては、様々な、この担い手として確保するという手段といたしましては、非常にいいものだなと思っております。特に本町におきましては、農業、林業、そういうものに関して、担い手が非常に少なくなっているということで、そこに募集をかけるということは、非常に重要なのかなと思っております。

ただ、この地域おこし協力隊ですね、関われば関わるほど大切なのは、確かに募集、そこも大事なんですけども、一番、特にこういう有害鳥獣とかの、この今言った銃もありますけど、わなとかですね、専門的な技術を覚えなきゃいけないということが1つ、さらには、この地域おこし協力隊の方々というのは、地域に行って頑張ろう、その地域のために何か役立とうと思ってくてくれる若者等が多いんですよ。

そういう方を迎え入れるに当たって、一番大切なのは、そこは一過性のもの、3年過ぎたらいなくなるではいけない。よその人たちを、やっぱりここで育てて、そのままここに住んでもらって担い手として活躍していくというところ、もちろんその方々が地域に寄り添うという気持ちをももちろん醸成しなきゃいけないんですけども、とにかくこの地域で育てていって、一緒にこの高原町の課題解決にやっていくということに力を注いでいくということも身にしながら、この募集ということは考えていかなければいけない。もちろん、地域の今ある有害鳥獣の方々の要望等をお聞きしながら、適宜、町長からありましたとおり、広い募集、内容も含めてですね、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

地域おこし協力隊というものを使ってユニークな活動をしている自治体もたくさんありますので、文筆しているようなことも活用できるということもしていますので、そういったところで幅広く活用していただきたいと思います。

先ほどもチラッと言いましたけど、国の捕獲サポート隊の交付金、これを使いまして、3年という縛りの後、捕獲から加工、販売までを一貫して行う地域の中で、そういった捕獲、ジビエに対する町産品の確保のひとつの先駆けとして、地域おこし協力隊も使って、国の補助金、交付金を使って、鳥獣被害の対策についてできると思いますので、そういったのも活用していただきたいなというふうに思っております。

何より、被害防止には様々な案を練って、対策をぜひ講じていっていただきたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

費用削減対策に移ります。郵送料の値上げに伴う対応について、検討していただくということで答弁をいただいたところです。

ここに都城市の封筒がありますけども、企業の、やはりPRにもなりますし、何より本町に協力をしたいという企業の方々の力も頂いて、何らかの費用削減について進めていっていただきたいなというふうに思っております。

多くの財源を抱え、そして、ふるさと納税でも全国1位を勝ち取っている都城であっても、こういった対応をしているというところで、ぜひ無駄にならない部分が多いと思いますので、参考にしていっていただきたいなというふうに思っております。

デジタル化についても同様で、どうしてもペーパーレス、私もそうですけど、今こうやって紙を持っているわけですけど、これがデジタル機器でできたら何よりいいなというふうに思っているところです。

タブレット導入についても、ぜひ前向きに検討していっていただきたいなというふうに思っておりますけども、何とか時代に合った対応をお願いしていきたいと思います。

では、最後に、小中学校統合準備等について移りたいと思います。

今回、行政調査で茨城県利根町に行かせていただきました。そこで、高原町でも、2倍以上の人口がいる利根町でも、少子高齢化が進み、令和5年4月から3校あった小学校を1校に統合しております。町長主導により、統合に向けての準備に余念がなく、統合の2年前、令和3年には、学校設置条例の一部改正する条例を上程、可決、そして、統合された日に施行、また統合の1か月前に学校跡地体育館施設の設置及び管理に関する条例を上程、可決されるなど、小学校統合基本計画及び学校跡地利用活用に関して、改めて調整をしておられます。

本町でも、あと残りわずかになってまいりました未来の児童のために、そして何より地域の住民のために、今後の計画、筋道を立てて行う必要があると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

本町におきましては、この学校管理につきましては、教育関係の公の施設に関する条例を設置しております。当然、学校統合になりますと、新しい条例の設置が必要になってまいります。現在は、高原町小中一貫教育校準備委員会におきまして、様々な検討がされておりますけども、学校名等の検討も、その中にあるわけでありまして、学校名が決まり次第、議会への条例改正の上程を行う予定といたしております。

スケジュール的には、早ければ、今年、令和6年の12月議会に上程する予定でございます。施行は、令和8年4月1日の予定でございます。その他の学校関係の条例規則につきましても、学校統合がされる前年度の3月までには改正をし、上程をするということを考えております。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

少しずつでも前に進めていくために、条例についても、やはり整理整頓が必要になってくるのではないかというふうに思っておりますので、引き続きの調査、また、制定に向けての準備をお願いしたいと思っております。

そこで、各小学校、また後川内中学校においては、閉校準備委員会等も動いているところは、狭野小学校であると同ったところですが、準備委員会が動き出していつている最中だと思っております。

そこで、その閉校準備委員会では、どういったことをすればいいのか、どういったことを進めていけば、進める必要があるのかということを、なかなか前に進まないといった、そして、傍から見ていて困っているように見えるところがあるのですけれども、現状どのような対応をされているのか伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

現在、高原町小中一貫教育校準備委員会におきまして、統廃合に向けた協議を実施しております。

4つの部会がありまして、この中の式典部会で閉校式等について協議をしているところでございます。

各小中学校の閉校式実行委員会、それぞれの実行委員会のことでありますが、この現状でございますが、先ほど議員からありましたように、狭野小学校の閉校式実行委員会が既に設立されまして、協議が行われている状況であります。

また、高原小学校、広原小学校、後川内小中学校、高原中学校のそれぞれの実行委員会の設立に向けた会議や説明等が、9月上旬より、順次開催されているところでございます。

閉校式等の内容につきましては、各実行委員会で、それぞれ決めていただくこととしておりますが、共通で確認が必要な部分等が出てくることもあると考えられます。その場合は、教育委員会も協力しながら、不明な点等の解消に努めていくこととしております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

その上で、全体的に同一方向、どういった内容であるかという情報交換を行う上でも、今、狭野のほう動いているということですが、これから高原小なり高原中なり、広原でもそうなんですけれども、ある程度、PTAが中心になるとは思っているんですけども、そのPTAの組織、特に代表者を集めて、どういった方向で本町の式典なり閉校準備ということを進めていくかということの意見交換なりをする機会が必要ではないかというふうに考えているところです。

特に、モデルケースとして、狭野がどういった活動をしている、どういった内容で今やっているんだということの共有が図られると、ちょっと早くスピードも上げて、また知恵も、ある程度、各地区で生まれてくるのではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○教育長（西田次良君）

先ほど申し上げましたように、現在、高原町の小中一貫校準備委員会におきまして、統廃合に向けた協議をしており、この中の式典部会で閉校式等についても協議をしているところでございますが、

この準備委員会の式典部会におきましては、各小中学校のそれぞれの閉校式実行委員会での協議において、必要となる情報を提供しておりまして、また、統一した方向で閉校式実行委員会を行うために、既に決定している共通事項もございます。

この式典部会でありますが、ここには各学校の管理職、それからPTA役員の方々、それから各小学校区代表の区長さん等が、この各学校の閉校式実行委員会の主なメンバーとなるの方々、こういう方も含まれているところであります。

このようなことから、閉校式実行委員会が設立されまして、協議が行われる際に、情報を共有していただいて、各学校の閉校式実行委員会が同じ方向で実施できるように、今進めているところであります。

なお、教育委員会といたしましても、それぞれの各学校の閉校式実行委員会に、機会を見て参加をしまして、情報共有、そして意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

学校の先生方、特に管理職を中心に動かれているということですが、異動があるのが、とても心苦しく思いますので、できますならば、県に対して閉校までの期間、ぜひ常駐いただくような、定年等に関しては延長いただけるのが一番ですが、そういった対応等もお願いできれば一番いいかなというふうに思っております。あと残り2年という期間の中で、異動等がないように、できれば声かけのほうをお願いしていただきたいというふうに思っています。

各地区で規模が全然異なります。この閉校式の開催に関する町の補助、今回、各学校に50万ずつ上程されておりました。こういった使途についても、それぞれ各学校、各職によって変わってくると思いますけれども、懸念といいますか、各学校が保有しているPTA会費、こういったところも清算する必要がある、もし閉校した場合には清算したほうが、必要が出てくると思います。それはその学校で考えればいいということなのかもしれませんが、これについての状況と、こういった考えを町として持たれているかを伺いたいと思います。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

各学校のPTA会計につきましては、保護者、教職員からの会費、学校によっては地域からの会費を頂いて運営しております。そのため、清算等につきましては、町及び教育委員会が直接その使い道等について話をするとはできないものと考えているところであります。

したがって、PTA会計の使い道や最終的な清算等については、各PTA組織で決定していただく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○3番（福澤卓志君） それでは最後に、学用品について伺いたいというふうに思います。

学校統合前であっても、学用品関係、入学前の保護者に関して疑問とか不満とか、何かそういったものが出ていないかというのを、今、準備委員会の中で様々な情報を共有されながら進めていって

おられるということですが、特に体操服、一部の保護者からですが、体操服、白Tシャツなどで、何で行うのかといったことも聞いたところです。こういった対応について、現状を伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

体操服等の御質問でございますが、令和8年度の新学校への統廃合以降につきましては、新しい体操服、新体操服を設定するということとなりますが、どの学校におきましても、現在、使用している体操服と新体操服は違うものになるという可能性があります。そこで、一貫教育校準備委員会での協議によりまして、これまでの学校で使用している体操服も使用可能にすることで対応を行うということにしております。

なお、白Tシャツにつきましてであります。これは体操服の洗濯が間に合わないとかいう場合に、白Tシャツ着用でも構わないというふうにしているものでありまして、基本的には体操服での授業ということになります。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

統合後、新しい制服じゃなくて体操服になるということなんですけども、児童数も少ないですので、統一した体操服、1回限りかもしれませんけども、支給したらどうかなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

お答えします。

これは、あくまでも私の考えということで、準備委員会等で決めていかれる内容ですので。今の御質問の体操服についての御質問でございましたけども、統合に合わせて様々なものが、やはりその合うすのか、現状のものを、そのまま使うのか、あろうと思います。いわゆる統合をしても、しばらくの間は移行期間というか、当然あろうかと思っています。また、保護者等の負担等も考慮をしながら準備委員会で検討をされていくものだと思います。

今、御質問にございましたように、町で支給したらどうかということは、現状で、そういう要望、御意見等が準備委員会で出たとは聞いていませんけども、今、教育長がおられますけども、そういった御要望があるということであれば、もう一つお聞きをしておきたいと思います。

○3番（福澤卓志君）

今、教育長の中で、そういった声があったりするものなのでしょうか。

○教育長（西田次良君）

新体操服につきましては、令和8年度、新しいデザインというか、校章等も決まっていますので、新しくデザインをする予定でございますが、教育委員会としましては、全体に配布するということは、今のところ検討はしておりません。

○3番（福澤卓志君）

支給するのが妥当だと思います。結局は、6年生の子は、あと1年かもしれないんですけども、1年生から上がってくる、また買い替える時期とか、いろいろ、あとタイミングで、今、使っているものから新調するというよりも、新しい学校になりますので、ゼロスタートということを考えて、何らかの方法で、みんなが統一した体操服で、例えば運動会ができるとか、そういった学校行事で活用ができるとか、そういったものになってくるのかなというふうに思いますので、この点は、今後の、あと残り、まだ時間がありますので、協議等を進めていっていただきながら、子供たちのためになるような対応、対策に変えていっていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（前原淳一君）

これで福澤議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

◎ 散 会

午後 2時43分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第7日)

令和6年9月19日(木曜日)

議事日程(第7号)

令和6年9月19日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

外 村 仁 議員

岩 元 礼 子 議員

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

外 村 仁 議員

岩 元 礼 子 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君

2 番 岩元 礼子君

3 番 福澤 卓志君

4 番 温水 宜昭君

5 番 末永 充君

6 番 外村 仁君

7 番 郡山 貞利君

8 番 山下 香織君

9 番 陣 圭介君

10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君

書記(副主幹) 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長

高妻 経信君

副町長

横山 安博君

教育長

西田 次良君

統括主監

花牟禮 秀隆君

総務課長

末永 恵治君

総合政策課長

横田 秀二君

会計管理者兼税務会計課長

中嶋 雄二君

町民課長

江田 雅宏君

福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、6番、外村仁議員。

○6番（外村仁君）

〔登壇〕

おはようございます。通告書に従い質問いたします。

私からの質問は大きく3つあります。1、農畜産業について。2、町の特産品について。3、災害対応について。壇上では1つ目の農畜産業についての質問を行います。

昨年度からの就農数・離農数について、令和5年度から現在までの就農数、離農数について伺います。就農者がいる場合は就農品目について、離農者がいる場合は農地や資材等の現状について把握はしているかを伺います。

次に、新規・後継の就農について、就農補助事業等の活用状況について伺います。現在の就農補助事業について、新規就農と後継者就農に対し、国、県、町、それぞれ何の事業があるかを伺います。補助事業の活用状況について、人数と補助金額についても伺います。

壇上での質問は以上とし、以降の本町の特産品について、災害対応についての質問については、自席にて行います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。本日もどうかよろしくお願いを申し上げます。

ただいま外村議員から御質問いただきました。まず、壇上の御質問でございました農畜産業についてお答えいたします。

まず、令和5年度から現在までの就農数でございますが、農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、青年等就農計画を認定しました認定新規就農者は1名でございます。この方は御夫婦で経営をされております。

次に、離農者についてでございます。この数につきましては、令和5年の第4回議会でも答弁いたしましたが、統計資料の関係上、同じ数字となります。申し上げます。2015年の農林業センサスの調査結果では、町内で734経営体でありましたけども、2020年の調査結果によりますと、町全体で493経営体まで減少をしているということになっております。

なお、この農林業センサス調査でございますけども、5年に一度の調査でございます。次回は2025年に実施をされることになります。現時点では、調査の中間年に当たるため、単年度の調査結果はございません。

次に、離農者の農地や資材等の現状の把握でございますが、離農者を特定できないということもありまして、正確な農地や資材等の現状は把握いたしておりませんが、農地を貸したい、売りたいなどの相談を農業委員会で受けたりしていることがございますので、これにつきましては、その都度対応いたしているところでございます。

次に、令和5年度の就農者の品目でございますが、施設野菜のキュウリとなっております。以上であります。

次の御質問でございました新規・後継の就農について、補助事業等の活用状況というような御質問でございました。

まず初めに、現在の新規就農者等に対する補助事業でございますが、国庫補助事業として、ちょっと今から事業名を申し上げます。新規就農者育成総合対策に掲げる就農準備資金、そして経営開始資金及び経営発展支援事業並びに経営継承・発展等支援事業などがございます。これが国の制度でございます。また、町単独補助事業といたしまして、高原町新規就農研修生助成事業、そして高原町施設園芸農家スタート応援事業がございます。

本年度におけます補助事業の活用状況でございますが、旧制度の農業次世代人材投資事業の経営開始型が1件、補助見込額が135万円となっております。次に、新規就農者育成総合対策の経営開始資金が1件、補助見込額が150万円であります。次に、高原町新規就農研修生助成事業が1件、補助見込額が9万円となっております。次に、高原町施設園芸農家スタート応援事業が2件、補助見込額が40万円となっております。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（外村仁君）

最初から行きますと、就農が1名ということで、離農数は前回と変わってないんですけど、確実に減ってきてはいると思うんですね。

それで、離農者の農地とか資材等の把握はされてないということだったんですけど、貸したりとか売ったりはあると思うんですけど、町が知らないところで農地を誰かに貸したりとか、そういうところはあると思うんですけど、農業委員会に対してそこを調査するようなことは指示とか、そういうことはされてないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

この離農された方の農業機械でございますけれども、当然使わなくなった機械等につきましては、個人で相対で販売されている方あるいは農業機械を扱っております事業者を通じて転売されている方もいらっしゃると思います。あるいは農業共済、農協などを通じて、またほかの農家に販売をされているというようなことがございます。ただ、町としては、先ほど申しましたように、離農者という正確に把握しておりませんので、正確な実態というのはつかめてないというところでございます。

○6番（外村仁君）

本町の基幹産業というのが農業であると思っておりますけど、農業であるというのであれば、そういう町内で農畜産業に関わっている方の数とかは年度初めとかに調査するべきだと思うんですけど、そこまで職員数が回らないとか、そういう何か理由がありますか。

○町長（高妻経信君）

農地はですね、農業委員会等を通して、ある程度の把握はできていると思っておりますけども、今、御質問がありました農業機械については、そういった農業委員会でも当然把握しておりませんし、あるいは個人の所有というようなこともありまして、現在は把握できてない状況でございます。

○6番（外村仁君）

就農者の品目についてなんですけど、キュウリをメインと言われたのですが、キュウリは、これはハウスで年間通して作られるものなのかというところまで把握していますか。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

この就農者の品目なんですけども、現在の小林、高原のほうで進めている新規就農者の品目としては、キュウリのほうを進めております。で、品目はキュウリとなっております。現在、この方は、中古ハウス等を購入されたりして栽培を行っているような状況でございます。一年通してどうかは、ちょっとまだ把握できていないところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

それでは、新規・後継の就農についてなんですけれども、前回、私は昨年6月議会で言ったんですけど、これは補助事業で以前は新規しか認められてないというところで後継者の補助金等はないと言われたら、昨年6月議会であると言われて、ちょっとびっくりしたところなんですけど。この補助事業を受けるに当たって、補助を受けた品目以外をやろうと思ったときに、またこの補助を受けられるかどうかというところは分かりますか。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

そういった場合は、まずは御相談をいただければと思います。関係機関と協議を行いまして、そういった補助金が活用できるかどうかを含め、また協議を行っていった、本人も含めて協議を行いながら、そういった事業が活用できるか等を含めて、また進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

これは要望というか、提案というか、できるかどうかは分からないんですけど、基幹産業が農業というところで、今、農家が、農畜産業の従事者が減っているというところですね。作業がきついか、そういうところでどんどん高齢化していった、やめているというところがあるんですけど、悪く言ったら楽しんでできるとか、効率よくできるような農法を調査して、本町の気候風土に合うかどうかという試験をするという、協力農家さん募ってそういうことを進めたりとかはできないでしょうか。

○農政林務課長（中別府和也君）

お答えいたします。

ただいま提案のほうをお受けいたしましたので、関係課とも協議しながら、そういったことができるかどうかをまた検証なりしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（高妻経信君）

今、ただいまの御質問、農業改良普及センター、県の機関がございますけども、そういった、これは畜産も含めてなんですけれども、農業全般のいわゆる試験的な栽培とかモデル的なほ場、こういったことを改良普及センターが行っておりまして、例えば高原町のこういう特性があると、こういうものを調査してほしいとかということがあれば、これは農業改良普及センターがそういった技術、そういった施設もございまして、そういう話があれば農業改良普及センターにおつなぎしてお願いするということは、もう十分可能であります。

○6番（外村仁君）

そういう農業改良普及センターとかでは、今までどこかがやっているようなことを、気候が似ているからとか、そういうことでやると思うんですけど、どこもやっていないようなことをやってほしいんですよね、私としては。前例がないことをやって、ほかより先んじることでお金もうけできるというか、そういうところを目指して、お金をそんなにかける必要はないとは思っているんですけど、前例がないっていうところをちょっと探してとか、前例があっても、どこか1件、2件とか、それぐらいしかやってないとか、そういうところを目指してやってほしいという思いで、先ほど提案いたしました。これについては、答弁は結構ですので。

1つ目の質問については以上としまして、次の本町の特産品についての質問に移ります。

本町、いろいろ特産品開発とかやっているんですけど、いろいろやっていて数が多いので、過去10年以内に町が関わった特産品の数と品目について伺います。

○産業創生課長（森山業君）

外村議員の御質問にお答えいたします。

2014年1月以降の広報たかはる等に載っております本町で取り扱った特産品、イベントへの参加、企画の連携、補助金等を交付して一部支援等を行ったものをカウントしますと、9件になりま

す。9点。これにはもちろん、地域商社、ふるさと納税返礼品、連携事業等で今行っております開発したものについては、含んでおりません。

品目につきましては、本町産の材料を使ったアイスクリームや素材を絡めたものが6点、焼酎を含めた飲料関係が2点、それと、ようかんとお茶が各1点というふうになっております。

以上です。

○6番（外村仁君）

意外、意外にというか、1年に一つぐらいは何かしら作ってはいるということなんですけど、何年前ですかね、8年、9年前とか、県内、宮崎県のB級グルメグランプリとかあって、それを私もSNSとかで、よそにいたので見ていたんですけど、そのB級グルメグランプリとか、そういうものに出品した食品の現状ですね。それでPRをしたと思うんですけど、それをPRして、それを町内でまた食べたいと思って、宮崎県、町外から来られた方に対して、どこで飲食できますかとか、そもそもどこで販売しているのかというところはないでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

外村議員の御質問にお答えします。

まず初めに、すみません、先ほどカウントいたしまして9点と申しましたが、10点でございました。すみません。申し訳ございません。6点と2点と、それぞれようかんとお茶、各1点でございますので、全部で10点ということで訂正いたします。申し訳ございませんでした。

今、外村議員さんからございましたコンテスト等へ出品した特産品というのは、これは報道関係でやられていますコンテストに出品されたものというものでございます。これは今お話ししましたとおり、既存の商品、町内にあります、そういうものをコラボさせて出品させたものがほぼ全部ということになっております。そのとき、高原町の産品、この素材に恵まれているということとPRしようという、これは時の青年団とか農業関係の青年部とかが一生懸命考えて、みんなで盛り上がっていたなという思いはあるんですけども、今お話がありましたとおり、その出品されたものをどこで食べれるかということは、今その品物、出品されたもの自体としては実際まだ残っていないと、食べられるところがないというのが実情でございます。

ただ、この事業をきっかけに、起業、業を起こされた方はいらっしゃるしまして、そういうものが素材をアレンジして、ふるさと納税の返礼品として残っているもの、あるいは今回、最近で言いますと、この囲碁の名人戦の勝負スイーツ、そういうものに活用されて残っているということで、素材とか、業を起こすという形で、残っているということがあります。

今回、タチバナのコンテストもやったわけでございますけど、そういうものを生かしまして、このコンテストの優秀作品となったお茶については、今回いろいろところで展開をしていこうと思っております。

それとあと、今回、議会の中で3名の議員の方より、食べれるものが、町内の人から、ないというような声があったということで、地域商社等に今開発しているものを確認したんですけども、現在、NEXCOと連携しているチュロスにつきましては、これ、町内の2事業者から仕入れ、卸の要望

があって、現在もう詳細の詰めということで、それに卸していく方向ができているということ。それと、マスの開き、これにつきましても、町内の商業施設のほうで販売のオーケーをもらっているということで、具体的な価格の交渉に入っているということ。それと、町内の事業者でこのマスを使ったレシピを展開していくという話まで詰めているということで、これにつきましては、町内で買える、食べれるというところまで話が進んでいるということでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

いろいろ進めてはいると思うんですけど、そのグルメグランプリとかに出したやつはコラボだけちゃうことで、ふるさと納税も同様なんですけど、町の特産品としてPRしているのに町内で購入ができないとか、あとはコラボしているのが理由だと思うんですけど、町民が知らないものが多過ぎるというところですね。

なので、グルメグランプリとかに出したのに対して町民が全く知らない、やる気があっていろいろ開発するのは大変いいことだとは思いますが、そのグルメグランプリに出品して上位入賞とか、そういうところが目的になっていて、本当に町民に対して何かおいしいものを食べさせたいとか、食べてもらいたいとか、そういうところがおろそかになっているんじゃないかなと、ちょっと考えるところがあります。

先ほど、地域商社の「OK★チュロス」というのを町内2事業者と今置かせてもらうという話があったんですけど、順番が逆だと思います。先に町内に置いてから町外にPRしていくということをししないと、多分町外で、これは今会期の最初のほうでも言ったんですけど、先に町外に出して、おいしかったからまた高原町にちょっと食べに行きたいなというので来られたときに、どこにも売っていないという状況がやっぱり発生するので、その順番とか、町民にちゃんと周知するとかというところをちゃんと、同時進行でもいいとは思いますが、そういうところまで考えてからちょっと進めていただきたいというところがあります。インター前の直売所とかもあるので、そういうところにも話をしたりとか、そういうところをお願いします。

続いて、農畜産物の特産品についてに移るんですけど、以前質問したときに、本町の特産品は牛肉であるということで一応答弁いただいたんですけど、やっぱり牛肉以外の何か特産品について創出すべきではないかなというのがありまして、そういう考えはまだ、牛肉以外にやる考えはないのかなというところだけ伺います。

○農畜産振興課長（平川昌知君）

お答えいたします。

農産物ということで、本町につきましては、現在、国の野菜価格安定制度におきまして、指定野菜のキュウリとピーマンが集団産地として指定されております。この制度につきましては、国産野菜の出荷、それから生産の安定と、消費者への安定供給を確保するのが目的でございます。

この事業に取り組むメリットといたしましては、価格の低迷時に価格差の補給金が交付されるということで、農家の経営に役立っているというところがございまして、今の現状におきまして農家の

方も減少しておりまして、なかなか新しい品目に取り組むところがないんですけれども、野菜の産地といたしまして、キュウリとピーマンを今後も中心に産地として維持をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

キュウリ、ピーマンをメインというか、そういう指定されているということはいいいんですけど、それが今後指定されなくなった場合にどうするかというところまで考えていかないといけないと思うんですけど。家庭菜園レベルとかでもいいので、狭い範囲でいろんな野菜をやってみて、それでうまくいくとか、高く売れそうな野菜とか、そういうところをやって、ブランド化していくじゃないんですけど、高原町はこの野菜がおいしいよとか、そういうところまで考えてやっていただきたいというところですね。補助金とか、そういう収入保障があるのはいいことだと思うんですけど、それに頼ってばかりだと、それがなくなったときにじゃあどうするかというところが出てきますので、お願いします。

町内いろいろ、それに絡めて、耕作放棄地が結構あると思うんですけど、一番近いところではあそこの旧高原病院院長宅の下、谷になっているところとか、もう今はやぶになっていて、昔、あそこは田んぼか畑だったと思うんですけど、ああいうところを活用して何かできないかなというところがあるんですけど、そこは土地の権利者とか何か兼ね合いがあるのかどうかだけお願いします。

○農政林務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今ございました役場近くの現在何も作られてないところなんですけども、現時点では活用とか、そういう相談等はまだないところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

仕事のやり方というか、誰か活用したい人を待ち構えるのではなくて、こちらから考えて、こういうことはできませんかって相談しに行くのもありかなとは思っているんで、そういう積極的な考え方を持っていただくようにお願いします。これに関しては、答弁は大丈夫です。

次に、農畜産物ではない特産品についてですが、町内いろいろ商工事業者がいると思うんですけど、食品以外の特産品開発を行えないでしょうか。例えば、初代神武天皇生誕の地というところを絡めてとか、日本発祥の地と言っているなら、それを絡めてとか、何かそういうものを前面に出した商品開発とか、そういうところはできないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答弁をいたします。

これまでの議会で、外村議員から、以前、サカキだったですかね、提案も頂いております。先ほどございましたように、耕作放棄地の活用とか、技術的にもそう高くないということもあろうかと思えます。そのような、いわゆる食品以外、いわゆる農畜産、特に畜産ですけども、そういった以外でと

ということで、現在、今、町としてやっておりますのが、先日、町制施行90周年事業といたしまして、タチバナを使った特産品開発事業を行いました。これは公募をして、多くの方が出品いただいております。

その中で、もちろんタチバナを食べるということ、あるいは飲み物にするとか、あるいはお香ですね、匂いで使うとか、お菓子にするとか、本当に我々が思っていた以上に様々なアイデアで出品がされておりまして、その中で、この入賞したものは町の特産品として手がけていくという、今、方向も出しておりまして、その何品かについては、今後そういう方向性を持って町としても取り組んでいきたいと。ただ、そのとき問題になりましたのがタチバナの確保ですね、実の確保等もございいます。そういったものを、当然、町民の方にも協力を願いながら進めていかなければならないであろうと思います。

また、そのほかに、ふるさと納税の返礼品を見てみますと、当然個人の方が返礼品として出されるわけですが、例を挙げますと、狭野杉を用いた御朱印帳、これは地域商社の一つのブランドでございます。それから、製材業者の方が木製のびょうぶやパーティションを出品されております。あと、化粧水とか、そのように町内の事業者の方も、自分で開発されたものを、ふるさと納税を通じて販売をしていただけるというようなことも行っているところでございます。

今後、町内の商工業者の物産品と町としてもマッチングさせる幅広い特産品開発に力を入れてまいりたいと考えております。

○6番（外村仁君）

今いろいろ答弁いただいたんですけど、だとすると、余計にふるさと納税とか特産品を町内、町民向けに売る何かしらの手はずとか、直売所に置いてもらうとか、町が単独でどこか空き家とか空き店舗を使って、ふるさと納税の商品を買えるような店舗をつくとか、そういうところが必要になってくるのではないかなと考えていますけど。

あとは、いろいろあるんですけど、本町が、天孫降臨とか、初代神武天皇御生誕の地とか、ほかの自治体が望んでも得られないようなPRポイントが結構あるんですけど、完全に上のほうの町に負けているというイメージがありまして、その天孫降臨とか初代神武天皇、日本発祥の地というところでやっていると思うんですけど、そこを絡めた商品開発は絶対必要になってくるかなと思っているんですけど。例えば、ちょっと食品になってしまうんですけど、米であれば、神武天皇も飲んだかもしれない水で育てた米とか、神話の名水米とか、そんな感じで何かしら付加価値ですね、味は変わらないけど、ここでしかつけない付加価値というものをいろいろ考えて、一農家とかだけではもう多分限界があるので、町がバックアップしてとか、そういうところでやっていただけないかなと。狭野のほうでは、「高原の神米」で一農家さんがちょっとやっているんですけど、「かんめ」というのは「神の米」と書いて神米ですけど、神楽の高原町の神舞にかけているとは思んですけど、そんな感じでやっている農家さんもいるので、そういうところも調査してバックアップしていただければいいかなと思います。

今、インバウンドとかも結構、今、日本全国いろいろやっているんですけど、外国人にPRするのであれば、そのまま神武天皇だと、何言っているのって言われるので、ファーストエンペラーが生まれたところだよみたいに言えば、歴史に興味ある外国人の方とかも呼び込めるんじゃないかなと。そこで、来てもらって特産品を買ってもらおうとか、そういうところもできるのではないかなと思うので、これについては以上です。これに関しては、もう答弁は大丈夫ですので。

2つ目の質問については以上で、次、災害対応について伺います。

災害発生時の避難所運営とかボランティアの受入れについて、マニュアル等を作っていると思うんですけど、それが職員がすぐに確認・実行ができる体制になっているか、伺います。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

避難所の運営に関しましては、令和6年6月に更新されました職員用の避難所運営マニュアル、こちらを基に避難所の運営を担当する職員が適正に業務施行、遂行できるようにはなっております。以上です。

○6番（外村仁君）

担当職員が確認されているということだったんですけど、多分すごい分厚い、見てないので分からないんですけど、結構な文章量だと思うんですけど、それを何かこう、多分大規模災害になると、役場職員が結構な人数、手伝わないと対応できないという状況もあり得ると思うんですけど、それを簡潔に、マニュアルを簡潔にしたようなものを作って配るとか、そういう考えとかできないかだけお願いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

まず、避難所運営マニュアルにつきましては、平成24年に一度作られておりまして、今回、今年6月にはその簡易版としてマニュアルを作っておりまして、枚数というか、ページ数としては35ページのボリュームのものとなっております。

以上です。

○6番（外村仁君）

だとすると、その避難所運営に関わる職員だけでなく、役場職員全員が確認できる体制にしておくべきかなとは思いますが、ちょっと時間の関係とか予算の関係とかあると思いますので、そこは検討いただきたくお願いします。

次に、社会福祉協議会との連携についてなんですけど、災害発生時の社会福祉協議会の役割としてはボランティアセンター運営があると思うんですけど、社会福祉協議会とボランティアセンター運営に関して、人員の確保とか、費用負担の割合とか、あと細かい取決めをした連携協定について町と社会福祉協議会で結んでいるかどうか、お願いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

ボランティアセンターの運営等に係る事項につきましては、現在、町と社会福祉協議会との間で協定書の締結に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○6番（外村仁君）

準備中というところで、今までの災害に関しては、ボランティアを募るような大規模災害がなかったのでよかったかなと思うんですけど、今後、南海トラフ地震とかそういうことが起こった際に絶対必要になってくると思うので、早急に締結のほうをお願いします。

そのボランティアセンターに係る費用の一部が災害救助法の国庫負担の対象とされていると思うんですけど、これについては把握はされていますか。

○総務課長（末永恵治君）

ボランティアセンターに係る費用の一部は、災害救助法の国庫負担の対象とされていることは把握しております。ただ、基準がございますので、全てが該当になるというわけではございません。

以上であります。

○6番（外村仁君）

一部と書いてあるので、全てが対象になるとは私も言ってないので、そこはもしボランティアセンターを立ち上げるとなったときに調べて、なるべく費用負担を抑えるようにお願いいたします。

次に行きます。2年前になるんですけど、令和4年度の9月に来た台風14号やったですかね、その災害で水源地が被災したりとかあったんですけど、そのときの対応についてなんですけど、同じような災害が起こったときに、その想定した対応方法等をマニュアル等でまとめているとは思いますが、それを周知はしていますか。

○総務課長（末永恵治君）

災害が起こるたびに、今後の災害の参考とするために、どういう対応を取ったかというのは全てまとめておりますので、その際、また新たな災害が起こったときは参考になるものと思っております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

周知まではされていないということでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

災害が起こって終わった後、災害対策本部会議の開催になるんですけど、その際にどういう対応を取ったかというのは一連で各課長に渡しております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

水源地については、先週、見に行かせていただいて、今後、大規模な土砂崩れとかは起こるような感じではないなとは思ったんですけど、別なところでまた起こる可能性もあるので、その際はちゃんとそういう対応方法とかを周知して、災害が起こった際に迅速な復旧に努めていただきたくお願いします。

その際に、2年前の台風のときですね、断水で飲み水等を配っていたと思うんですけど、民生委員の方も高齢化してきていて結構な重労働であったと、水が重いのですね。そのときに町内でボランティアを、若い人がボランティアで水を配るということは、検討はされなかったのでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

令和4年度の台風災害ですけど、町内の7割以上の世帯で断水が起こったわけですけど、その際に飲み水等の配布については、独居老人等へ配布を行いました。その際に配布をお手伝いいただいた方は、民生委員児童委員協議会の方、区長会の方、それからボランティア連絡協議会の方、そして社会福祉協議会の職員、小林市青年会議所、そしてまた町職員、そして一般町民として自主的に御協力くださった方もいらっしゃいましたので、その方々と協力して作業を行ったところであります。

○6番（外村仁君）

その際、議会も入ったようですけど。

○総務課長（末永恵治君）

いろいろ影響がありますので、一般町民として自主的に御協力いただいた方と申しました。

以上であります。

○6番（外村仁君）

はい、分かりました。そういう災害・被災緊急事態のときに、町民とかそういうところが率先して協力いただけるというところも、本町のいいところかなと思いますので、今後もそういうボランティアとか、被災するようなことがあればボランティアを募って、高齢化してきているので重労働であるところは若者に任せるとか、頭で考えるようなことは高齢者に任せるとか、そういう振り分けみたいなのをちゃんとしていただきたくお願いします。

この災害のときに温泉施設を利用してくださいというところで、そこを私の記憶では100円とか、子供は50円とかそんなイメージだったんですけど、そこを有料にした理由は何かあるんですか。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

令和4年度のあの台風災害時、先ほどありましたように断水がありまして、その地域については、お風呂に入れる水が確保できないということがありました。

そこで、本町では、奥霧島温泉郷旅館組合の皆さん方が申出をいただきまして、町民への支援を行いまして、料金につきましては、通常入浴料から一律で200円を割引くというような料金を設定をしていただきました。

当時からコロナも蔓延をしている時期でありました。そしてまた燃油高騰等のあおりもあったわけですけれども、そういう中で温泉業者の方が御協力いただいたというようなことでございます。この割引をしていただいた200円については、最終的には町のほうから、この分について補填をいたしております。

それと、無料——例えば小林市とか、野尻、須木は、自治体が設置したのを当初設置したという温泉、いわゆる公共施設的な温泉になるわけですけれども、本町としては、今、申し上げましたように

事業者としての温泉施設であるということがありまして、全額無料というふうにはしなかったというところもございます。

ただ、当時、今、申し上げましたように、コロナが蔓延していたということがありまして、通常の温泉に感染のおそれがあるために入れないということがございましたので、皇子原公園のバンガローを無料開放しまして、いわゆる家族風呂的な利用をしていただいたと。これにつきましては無料で開放いたしております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

温泉施設に一律200円引きを町から補填したということであるんですけれども、結果補填するのであれば無料でもよかったのかなというのをちょっと考えるところではあるんですけど。

後は、自衛隊が多分入浴設備みたいな、こう移動式の入浴設備みたいなを持っていると思うんですけど、そういうのを要請したのか、していないのかというところだけお願いします。

○町長（高妻経信君）

自衛隊には、要請はしておりません。

○6番（外村仁君）

自衛隊がそういう設備というんですか、移動式の入浴設備みたいなを持っているはずなので、そういうのを要請してもよかったのかなというところはあるので、今後、何かあったときのために覚えておいて。

○総務課長（末永恵治君）

自衛隊を要請するには基準がございますので、それに基準に該当しないと、なかなかというのが実情でございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

その基準は、今は分からないですね。多分。はい。

そこは2年前の基準。2年前のその状況が、基準かどうかは、基準に該当するかどうかは、今は私は分からないですけど、そういうこともできるので、その基準がどうのこうのというよりは、要請してもよかったんじゃないかなというところがあるので、お願いします。

次に行きます。庁舎建替え等の方針についてですが、公共施設等整備基本方針の見直しについてですが、進捗状況を伺います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

公共施設等整備基本方針の見直しにつきましての御質問でございました。

本年度に入りまして、公共施設等整備の基本的な方向性として、本町の公共施設等を整備するに当たっては、本町の厳しい財政状況の中、施設の老朽化、社会環境や町民の要望の変化等に、こういっ

た対応を踏まえ、安定した住民サービスが提供できるよう、総合的・長期的な視点を持って、将来に必要な施設機能の在り方を現在検討をいたしているところでございます。

このため、今後の財政状況の見通しや財源の確保、まず財源の確保を第一に整理を行っているところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

ちょっとよく分からないんですけど、方針の見直しについては始めているという認識でいいですか。

○町長（高妻経信君）

現在の進捗でいきますと、まだ議会で説明をするまでは至っていないというのが現状でありまして、今般の地震等の災害対応あるいは防災も含めると、緊急的な部分も含め急ぐべきではあるというふうには考えます。

ただ、外村議員の今、質問になりますように、具体的な計画というのにまだ至っていないというようにございまして。

○6番（外村仁君）

私は、具体的な計画に至っていないとかじゃなくて、見直し自体を始めているか、始めているかを聞いています。

○町長（高妻経信君）

失礼しました。見直しには、検討にももちろん入っております。

役場庁舎の御質問でございましたけれども、当然、町民の暮らしに直結した行政窓口であるということ。それと災害対策拠点施設というような機能がございまして。このようなことから、災害によりまして生じる可能性のあるリスクを分析し、既存の施設の利活用も含めて、今後の財政状況の見通し、そしてまた財源の確保などの整理を現在検討いたしているところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

これを聞いた理由が、3月議会、今年ですね。同じような質問をしたときに、町長は早急に見直しを図りますと言っていたので、どのぐらいのスピード感でやるのかなというのが気になって聞いたところではあるんですけど。あれから半年たって、見直しを始めたとは言っているんですけど、見えてこないところがあるので、どういう、町民に意見を公募するであるとか、そういう動きがあるのであれば分かるんですけど、何かしらの動きが全然見えてこないというところがあつてですね。その中で、8月8日に、先ほど言われていた震度5弱の地震があつて、庁舎が損傷を受けたと思うんですけど、その損傷を受けた箇所とかの点検とかを行ったのか。行っていない場合は行う予定があるのかをお願いします。

○総務課長（末永恵治君）

目視等による庁舎の状況の確認は、行っているところであります。

以上です。

○6番（外村仁君）

この庁舎自体が、震度6弱でしたかね、崩れる可能性があるかもしれないという理解しているんですけど、先日の震度5弱でダメージが蓄積されていて、次、同じ震度5弱でも崩れる可能性がないとは言えないと私は思うんですけど、これに関しては認識されているかどうかだけ、お願いします。

○町長（高妻経信君）

8月8日の地震後のこの確認でありますけれども、昨日の一般質問でもございましたけれども、それぞれの担当課におきまして、出先は、出先でそれぞれの施設、そしてまた役場内はそれぞれの課内で、いわゆる今、総務課長の答弁でありましたように、目視で確認をしたと。

ですので、今、外村議員の御質問にございますように、あくまでも目視の確認でしかありませんので、本体自体にどのような影響があったのか、それが蓄積されているのか、そういったところまでは調査ができていないのが現状であります。

○6番（外村仁君）

1か月ちょっとしかたっていないので、そこまでスピーディーには、点検とかできるとは思ってはいないので、そこは分かるんですけど、もし同じ震度5弱が来た場合に、ダメージが蓄積されていて崩れるということになった場合を想定して、何かしらの対応が必要かなと思いますので、そこは検討してください。

庁舎建設なんですけど、今、この場所にこだわる必要はないかなと思ってしまして、今、ほほえみ館のあの奥側ですね。線路側の駐車場に増設するであるとか、後は防災拠点整備を含めて、国からの助成金とか交付金をいただいて、交通の要衝である高原駅前であるとか、高原インターチェンジ前とか、そういうところも検討していいのかなとは思うんですけど、元の公共施設等整備基本方針で、最初は小中学校の校舎だと思うんですけど、2番目に庁舎で、そのときの庁舎の建設については、この場所だったのかとか、そういうところまでは検討はされていないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

これまでの議会の説明の中では、新しい庁舎を建設するとなった場合の場所ですけども、今、ほほえみ館に隣接地ということに、計画の中ではそういうような記載をいたしております。

これは一つには、ほほえみ館が、これまでも新燃岳の噴火の際にもございましたけども、やはり避難所の機能、あるいはそこに担当課でもございます福祉課、健康課、社協、こういった体制もあるということ等も含めております。ただ、先ほど申し上げましたように、計画の全体的な再度の見直しを行いたいと考えます。

○6番（外村仁君）

ほほえみ館の裏ですね、線路側に増設するに当たって、多分職員駐車場とかが足りなくなるとは思うので、さっき言っていた高原病院の旧院長宅の下あの谷のところを借り上げて駐車場にするとか、そういうアイデアも出てくるのは出てくるんですけど、何にするにしてもちょっと動きが遅いかなと思うので、もうちょっとこうスピード感を持ってですね。

昨日、福澤議員も言っていたんですけど、いつ起こるか分からないのに何か動きが遅くて、こっちもちょっとどうしたいのかが分からないというところがあるので、町長もあと1年ちょっと任期があるんで、何かしらのこう道筋をつけて、あと1年ちょっと任期を終わらせるのか、何もせずに終わらせるのかというところだと思うんですよね。だからそこをちゃんと考えてやっていただきたく、よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

これで、外村議員の質問を終わります。

暫時休憩します。トイレ休憩。

午前11時02分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、2番、岩元礼子議員。

○2番（岩元礼子君）

〔登壇〕

通告に従い、私からは、性教育、移住者への対応、安全対策についての3項目について質問いたします。

このうち、壇上からは、性教育について質問いたします。

近年、国内での人工妊娠中絶の件数は減少傾向にありますが、それでも実施件数は年間15万件以上あります。

我が宮崎県は、人工妊娠中絶の実施率が2018年から2021年までワーストでした。その中でも未成年者の件数が高い状況に私は大変ショックを受けました。人口減少と言われながらも人工妊娠中絶の多さに驚かされます。

私たちが想像する以上に、人工妊娠中絶をしなくてはならない状況が背景にあると思いますが、15歳未満の件数が約1割にも上っている現状をどのように受け止めたらいいのでしょうか。

なぜ人工妊娠中絶が多いのか、早い時期に避妊を含めた正しい性教育がなされていれば、結果は異なっていたのではないかと考えます。

病院での人工妊娠中絶の方法は、女性の体と心を深く傷つけます。また、中絶することで本当に子供の欲しいときに妊娠ができないこともあるとのこと。望まない妊娠を避けるためにも、子供たちの心身を守り、命の大切さを教えることにも、義務教育の段階、それもできるだけ早い時期からの性教育が必要ではないでしょうか。

そこで、本町では性教育についてどのような教育をされているのかについて、お伺いいたします。

年齢別、及び特別支援の生徒への学習目標を示されているのか、また学校任せでなく家庭での性教育の在り方など具体的な取組をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。残りは次席でお伺いいたします。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

岩元議員からは、大きく3つの御質問につきまして通告をいただいております。

その中で、壇上から、ただいま御質問のございました性教育についてでございますけれども、教育長をもって答弁いたさせます。よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○教育長（西田次良君）〔登壇〕

岩元議員の性教育への御質問にお答えいたします。

学校におきましては、性教育を文部科学省が定める学習指導要領に沿って進めております。

小学校におきましては、心身の発達が顕著となってくる4年生から授業を行っており、低学年時から男女の体の違い、自分の体を大切にすること等についても学習をしております。

また、保健体育の授業のみではなく、養護教諭と連携しながら、道徳、学級活動等、学校教育活動全体で児童生徒の発達の段階に応じた取組を行っているところでございます。

学年別での学習内容といたしましては、中学生を例としてお話をしますと、1年生で妊娠が可能となるという生殖機能の成熟や、異性の尊重と性情報への対処、2年生でSNSでの性被害について、3年生でエイズを含めました性感染症の予防についてでございます。

このほか、道徳では、生命尊重や健全な異性観、家族愛などを、学級活動では自己理解や他者理解、異性への理解を含めるもの等様々でございます。

なお、高等学校学習指導要領・保健体育編では、自分の行動への責任感や異性を理解したり、尊重したりする態度が必要であることの理解、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響の理解、自他の健康に関する責任感が必要であることの理解などもできるようにするとしております。

岩元議員の御質問にありますように、学校だけではなく家族で性に関する問題を気軽に話せる環境づくりを家庭にお願いする等の取組も、積極的に進める必要があるというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○2番（岩元礼子君）

家庭での教育が必要あるとは言われましたが、实际的にこの取組とかはされていないんですか。そこをちょっと具体的に教えてもらいたいんですけど。

○教育長（西田次良君）

家庭への取組といたしましては、学校で性教育に関する講演であるとか、学校保健委員会等で保護者に案内をして啓発をしております。

また、保健だより等でそのような話題を家庭に投げて、そして家庭でも話合いをしていただくようにというふうに取り組んでおります。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

学校の教員だけではなく、専門的知識を補うために産婦人科や助産師など外部の講師、また性教育や命の大切さを直接講話されたり性教育について活動されている支援団体のサポートを受けるなど、性に関する様々な取組が必要ではないでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

本町では、後川内中学校におきましては、定期的に宮崎県助産師会の「宮崎か母ちゃっ子くらぶ」から講師をお招きしまして、思春期の特徴、命の大切さや望ましい人間関係について学んでおります。高原中学校におきましては、これまで外部講師によるSNSの性被害や、デートDVについて学んでおります。

また、今年度は、県産婦人科医会から講師をお招きしまして、性教育に関連するものとして、子宮頸がんについて正しい知識を持ってもらおうということで、町内中学校におきまして生徒及び保護者を対象とした講演会を行っております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

狭野小学校、広原小学校では行われないんですか。今、後川内小学校だけとお聞きしたんですけど。

○教育長（西田次良君）

その取組につきましては、中学校で行っております。小学校につきましては、性教育についての直接的な講演会等は行っておりません。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

はい、分かりました。

次の質問です。性教育に関しては、日本では恥ずかしい、自然に分かっていくだろうなどの感覚や、タブー視されている面がまだ根強い中、性教育について正しい避妊法や、梅毒、淋病、クラミジアなどの性感染症の知識、相手を思いやる心、性犯罪から身を守る、ジェンダー精神等、これまでうやむやさがちであったことを子供たちに知識として正しく教育することが必要だと思います。

海外では、国を挙げて小さい頃から性の教育をされているところがありますが、私たちも自分を守り相手を尊重することの大切さを早くから教えるべきだと思います。当局の見解を伺います。

○教育長（西田次良君）

壇上からの御質問の際にもお答えいたしましたが、現在、学校における性教育につきましては、文部科学省の定める学習指導要領に沿った形での教育をしておりますが、各校とも性教育の全体計画を作成しまして、それに従って指導をしております。

今後、国や県の動向、近隣市町村の状況等、様々な角度から検討を進めてまいります。性教育につきましては、保護者や地域との連携も必要であり、児童生徒の発達段階や地域の状況に応じて実施していくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

また、次なんですけど、人工妊娠中絶については、その費用は一般に7万から20万円程度、妊娠周期が増えるほど高くなります。その工面ができなく、時間だけが過ぎて中絶ができる時期を逃し、低年齢で出産することも目を向けるべきではないでしょうか。

貧困に端を発し、シングルマザーなどの問題が生じ、問題解決に多くの時間や体力を要した結果、新たな女性が犠牲になり負のスパイラルを生みます。このような負のスパイラルを生じさせないためにも性教育の必要性を感じます。

また、未成年者が出産した後、新生児が遺棄されて、令和4年度は13人が死亡したニュースも先日、目にいたしました。他人事ではない、我が子に置き換えて考えれば、正しい性教育の必要性がうかがえると思います。

また、本町における生理貧困の状況をお伺いいたします。取組、実施内容、経過などがあればお伺いいたします。

○教育長（西田次良君）

生理の貧困についてという御質問でございますが、直接的に何人の児童生徒が生理の貧困になっているのかということにつきましては、家庭環境等により様々であることから、具体的な数字をお示しすることは難しい状況でございます。

生理の貧困問題の取組としましては、令和3年度に高原中学校をモデル校として、トイレに自由に使用できる生理用品を配置いたしました。

また、令和4年9月からは、全ての各小中学校のトイレに自由に使用できる生理用品を配置する等の取組を行っております。

この生理の貧困につきましては、児童生徒がなかなか相談しにくいという現状もありますことから、養護教諭による生理に関するマナーやエチケットの話、また個別相談にも応じるなど、相談しやすい環境づくりを行っております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

とても何か大切なことだと思うので、これからも積極的にそういう指導をお願いしたいと思います。すみません。次の質問に行きます。本町へ移住後の移住者への対応についての質問です。

移住されて来られる方々には、高原を選んでいただきうれしく思います。地元住民とのトラブルを度々お聞きすることがあります。

トラブルの原因として、移住者への陰口、うわさ話、地区行事等ささいなことなんですけど、地元になじむことに一生懸命に努力している移住者にとっては、つらい部分があります。

以前、高原は冷たいと言って、せっかく移住されて来られた方が出て行かれました。このようにトラブルが起きないように、移住者だけではなく、移住者を受け入れる地元住民の意識の向上など、住みやすい町にしていくための対策をお伺いします。

また、このようなトラブルを抱えた移住者に対しての対応、受入れ後のアフターケアの取組をお伺いします。

高原町総合計画にもある、ずっと住み続けたいまちづくりの中のハードな面だけではなく、ソフトな面でも支援すべきだと思います。そのためにも移住者専用の窓口が必要ではないでしょうか、お伺いします。

○産業創生課長（森山業君）

岩元議員の御質問にお答えいたします。

本町に移住されて来られる方は、御家族の仕事の都合、あるいは地域おこし協力隊のように地域のためにというふうに、いろいろな立場で来られる方がいらっしゃるわけですが、私らの担当課といたしましては、この移住者に対しての支援に対しましては、それこそよく聞きます自助・共助・公助、これがやっぱり一番必要なのかなというふうに思っております。

まず自助で、こちらに来られる方、今、ありましたとおり、高原を選んでいただいて御家族のために移動された方も、高原になじもう、あるいは高原のために頑張ろうというふうに、今、地域おこし協力隊の方も来られたりする、それぞれのその思い、地域に寄り添うという気持ちがまず大事だとは思いますが、今の御質問のほうに移住者を受け入れる側に関する御質問でございますので、その点に絞ってお答えいたしたいと思っております。

地域をよくしていこう、なじもう、それぞれの目的で高原町のほうに来ていただくわけですので、町、地域が一体となってその方々の目的やらも理解しながら、関係をコミュニケーションを築いていくことが一番大事というふうに思っております。

今ございましたとおり、あの町に行ったら冷たいとか、あの町に行きたくないといううわさが広まれば、今、全国の自治体で関係人口・交流人口を含めまして、人に来てもらおうという動きに逆行することになってしまいます。悪いうわさはすぐ広まってしまいますので、とにかく地域で盛り上げていくことが大事なのかなと。マイナスの影響を少しでも減らしていくことが大事だなと思っております。

移住者を快く受け入れる環境、温かく見守る皆さんの意識醸成、こういうものを移住先と選ばれる重要なポイントにも挙がっておりますので、本当全国の自治体はここを生命線と思っておりますので、継続して一体となって頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、2つ目でございますけれども、それぞれのトラブルを抱えた移住者の方々への対応はということでございます。

移住された方々のトラブルに関しましては、これはやはり、今、お話をしましたとおり、自助・共助・公助が必要でございますけれども、特にこの今、お話が、御質問の中にもありましたトラブルの原因の中に、地域で特に住民間、そこに個人的な感情とかそういうものが絡んでしまうと、なかなかこれは行政等が介入するのが本当に困難なケースがあります。

今、お話をしましたとおり、移住者へのフォローを地域で日頃から行っていくことが、こういうトラブルを減らしていくというふうには思っておりますし、まずは、自助、移住者の皆様も地域のイ

ベントとかそういうものに参加していこうという意識が大事でございますし、共助、これは地元の区長さんとか班長さんとかのそういう方々に連携をしていきながら、この関係人口・交流人口の対応を行っていく。そして公助でございますけれども、地域のリーダーとなっております私たち職員や、もちろん議員の皆様、こういう皆様が、状況に応じて聞き役に回ったり調整役に回ったりしながら、このトラブルを抱えた移住者の人たちに接していくことが大事かなというふうに思っているところでございます。

そして3つ目でございますけれども、アフターケアをどうしていくかということでございます。

アフターケアといたしましては、移住者に必要とされるまずニーズをこれを知っていくことが必要というふうに認識しておりますので、まずは地域の方々、そして私どものような、議員の皆様のよう聞き役に回っている方から、いろんな状況をお聞きするということが大事と思っております。移住されてきた方々に関しましては、本当知らないことばかりでございますので、子育て、教育、医療あるいは福祉、地域など、様々なジャンルで本当支援を必要とされていると思います。

もちろん広報たかはる、区長会等での文書、こういうもので配布、とにかく細かく丁寧に、SNSも通じて情報提供することが重要というふうに思っておりますけれども、先ほど来、繰り返して申し上げますけど、とにかく移住者の方々が本町になじんでいろんな場面で活躍できるように、本当住みよい暮らしやすいまちづくりのために、行政だけではなく地域皆さん一体となって支えていく自助・共助・公助、まずは自分から、そして地域の班長や区長さんの皆様、そして職員や議員の皆様方一体となって、このアフターケアに接していくということが重要ではないかというふうに思います。以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

それでもトラブルが起きる。今、おっしゃられたことも分かるんですが、それでもどうしようもなくトラブルが起きていることもあるんですね。だからもう少し何だろう、親身になって相談に乗るというか、結局身近な人が、そういう近所の人でも相談に乗れない部分、できないという部分があるので、もう少しこう、もうちょっと具体的なこの対応策というのを聞きたいんですけど。すみません。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

私どもは、この移住のほうについては、非常に何とか人口を増やしたい、関係人口・交流人口ですね。そういうのもありますので、全国的にいろいろこういうのを調べていますと、やっぱり今、お話がありましたとおり、コミュニケーションと教育とか、この支援制度の整備とか、地域のこういうコミュニティーの活性化とか、今、お話があったトラブル解決のための仕組みづくりというところを全国でやられているところが多いです。

その一つとして、今、質問の中にもありました相談窓口の設定というのがありまして、まちづくり推進課のとき以来からの今、労働関係で窓口、職業無料紹介所を設けてほかの市町村から見に来られているんですが、うちはそこに移住・定住の方も来ていただいて、日頃の悩み、正直1回委員会で

もお話をしたんですけれども、就職の話だけじゃなくて地域のそういう問題を聞くことがあるよということをやっぱり職員で認識しておりまして、そこは複数、1人ではなく2人で対応するなどをしてお話を伺うようにしておりますので、昨日のお話もありましたとおり、福岡の事例もございまして、そこを拡充していく形でフォローしていくようにしていきたいと思っております。

あと個人的に、このお話の前に、今ここにも案をつくっているんですけれども、移住者の方々に渡す地域に溶け込むようなマニュアルですね。移住者が地域に溶け込むためのマニュアルというものを、今のところ6項目ぐらい分けて、今ちょっと個人的には考えておりますので、そういうものをお渡しするとか、そういうふうに親身になってフォローしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

窓口を設けてくださるようなんですけれども、そこで、あそこのカウンターですかね、あそこでお話をするのがちょっと嫌な部分があります。結局、周りの人に聞かれたくないということもあると思うんですけれども、特別にそういうお部屋とか設けていらっしゃる予定ですか。

○産業創生課長（森山業君）

まさにそのようなお話がございまして、当初、産業創生課が1階の正面に来たときは、執務室内に半透明の刷りガラスでパーティション的に設けて、そこでお話を聞いたりしていたんですけど、そこでもやはり声が漏れたりいたしますので、今現在は、役場の正面玄関の自動ドアが開いたすぐ右側、あそこのほうに場所を移しまして、あそこを個別の部屋になりますので、周りに会議室があっても、そこは防音の会議室になっておりますので、そこで2人の職員で周りに聞こえないようにして対応することを始めておりますので、やはり今、お話があったように、ここじゃ話しにくいというお声もありましたので、今、そういう形で徐々に整備を進めていっているところでございます。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

できるだけ御配慮をお願いしたいと思います。

関連でお伺いしますが、昨年、高原に移住されてきた方の数と、その中で産業創生課を通して移住された方の数が分かれば教えていただきたいのと、その中でトラブルの相談とかもまた受けたのがあったかを教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

町のほうで、5年度でございますけれども、移住の相談の受付というのを行っておりますけれども、こちらは、例えば住宅支援金やら、そういう空き家バンクなど、そういう相談を全部で受けたのが26件ございます。その中で移住相談となっておりますのが、5件が来ているところでございます。

5年度に関しましては、地域の中でのトラブルといいますか、そういうことについての相談は、この中ではまだ受けてはいないということでございます。

高原町の中で紹介して移住をということでございますけれども、今のところ皆様方がSNSとか西諸地域のこの情報を、小林に行ったときには高原のほうの紹介というようなことがありますので、それぞれが情報をつかんで訪れていただいておりますので、それぞれで情報をつかんで、それで物件を紹介してつながっているという案件がございます。

移住の数ですけど、少々お待ちください。移住の数でございますけれども、5年度で移住支援金の交付事業等の初回の対象になった方が5名ということでございます。ですから先ほどの移住の支援金の相談とか来られた中は、13件相談で来られましたけれども、実際に移住の5年度初回の交付金を得るまでになった方が、5人ということになっているところでございます。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

その5件に対して、課長は、自分たちが移住促進されている中で多いと思われませんか。すみません。違う質問ですけど。

○議長（前原淳一君）

答えられれば答えてください。

○町長（高妻経信君）

ただいま担当課長が申し上げましたのは、結果的には、町の制度を活用して移住をされた方が5件あったというようなことでございます。しかし、一くくりでこの移住という言い方をしますけれども、恐らく制度を利用されずに、仕事の関係とか、あるいはUターン、いわゆる転入をされた方は恐らくほかにもいらっしゃるだろうと思います。

ですので、この5件が少ないか多いかという話になりますと、まだ多くの方が高原町に移住して来ていただきたいというのが私の願いであります。

以上であります。

○産業創生課長（森山業君）

今、町長からございましたとおり、住宅取得支援金、移住支援金、あるいは空き家バンクなどのこういう制度に絡めての5年度、産業創生課を主とされている世帯数といたしましては13世帯ということで、県内から9、県外から4ということまでの集計結果を今、見つけ出したもので、補足してお答えいたします。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。移住者から定住につながるよう、高原に住んで本当によかったと思えるようなまちづくりが今後必要だと思います。

○町長（高妻経信君）

私も移住者の方から相談を受けたことがありました。よくお話を伺いますと、やはりさっき言いましたように様々な地域から高原に来ていただいております。まず言葉がなかなか通じなかったり、

あるいは地域の習慣ですね。あるいはごみをどう処理すればいいのかとか、そういう基本、いわゆる生活する上で不安もありますし、分からないことがいっぱいございます。

やはり一番大事なのは、その地域の方、皆さんがこの温かくよそから入ってこれた方を迎えていただきたいと。そして、それぞれ高原町に来ていただいたわけですので、なかなか本人からは相談しにくい部分もあると思います。ですので、やっぱり地域の方が声をかけていただいたり、何か困っていらっしやらないですかと相談を受けたりですね。私は、それが高原町のこの移住をされてくる方、転入をされる方に対しての一番それが町民の皆さんにお願いをすることです。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。

では、次の質問に移ります。安全対策について。

災害時の役場職員のヘルメットについてお伺いします。

8月の震度5弱の地震発生後も度々地震が発生し、防災対策が切実に感じたところですが、耐震がなされていない本署、本庁で働いている職員の命を守るための対策をお伺いするとともに、職員一人一人にヘルメットが確保されているのか、お伺いします。

一人一人のヘルメットは必要です。されていなければ、いつ用意されますか。また来庁者のヘルメットも素早く使用できる状態であるのか、お伺いいたします。

ある自治体では、有事の際にすぐ使用できる位置にヘルメットが置かれていました。喉元過ぎればではないですが、震度5弱の地震があったにもかかわらず、なぜか危機感を感じないのですが、いかがですか。

○総務課長（末永恵治君）

8月の日向灘沖地震で震度5弱を観測したわけですけど、今回、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が出されて1週間待機したということですけど、この間、本庁の職員がどういう対応を取ったのか。こういうことができた。こうすればよかった。今後こういうふうにしなければならぬ。またこういうふうにしたほうがいいというのを、今、各課にお願いして集計中でありまして、その中に、議員がおっしゃいますようなヘルメットの必要性を感じている職員もいるところではございますが、今、そういった総合的な観点から、災害により生じる可能性のあるリスク分析をしているところでもあります。

職員一人一人のヘルメットも準備しておりませんし、来庁者のヘルメットも確保いたしておりません。したがって、今、様々なリスクを分析しているところでございます。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

分析する前に先に動いたほうがいいんじゃないでしょうか。何か危機感が何か感じないんですけど。もしその間にまたこう地震が起きて上から物が落ちてきて、素早い行動もできないし、救われる命も助からないような状況にあると、本当にどうやって、それこそ職員の方がけがをしたら本当に回

らなくなってしまうんじゃないんですかね。そういう安全対策をもう一度、もう一回確認をお願いしたいんですけど。

○総務課長（末永恵治君）

ヘルメットもその一つであるとは思いますが、避難路の確保、また上から物が落ちてきていない対策なども取る必要がございますので、そういったことで、今、検討しているところであります。

○2番（岩元礼子君）

では、そのヘルメットもいつ準備できるかも、全然まだ分からないということですね。

○総務課長（末永恵治君）

ヘルメットになぜ固執するか分かりませんが、ヘルメットも含めてリスク分析をしているところでございます。

○2番（岩元礼子君）

ヘルメットが一番、安全対策に一番先に必要じゃないんですか。自分の頭、命を守るのに一番最初にそれが必要だと思うんですけど。それを固辞しているわけではなく、一番先に何かあったときに素早く手に取れる状況をつくるということが必要だと思うんですけど。

○総務課長（末永恵治君）

ですから、様々なリスク分析を行って、今、検討しているところでございます。

○2番（岩元礼子君）

はい、分かりました。早目の対策をお願いします。

すみません。もう一つ、ヘルメットのことなんですけども、次の質問が最後になります。

中学生の自転車通学ヘルメットについてです。

以前、自転車乗車時のヘルメットの必要性を一般質問させていただきました。最近は低学年のヘルメット着用が少しずつですが、増えてきていると思われます。しかし、中学生になると登下校以外の着用がなかなか見られません。子供の安全を考えると、日頃から自転車乗車時にもヘルメットの着用を望みます。

私の考えですが、今、着用されている中学生の白いヘルメットでは、登下校以外での着用は、恥ずかしいからかぶらないのではないのでしょうか。登下校以外の自転車乗車時にも気軽に着用ができる、格好よく安全なヘルメットに変えてみてはいかがでしょうか。白のヘルメットよりも軽いし、かぶりやすく学校登下校でもスマートにかぶれます。髪型が崩れることよりも子供の安全性、安全第一に転倒時の頭部保護のためにもヘルメットの在り方を問います。

また、宮崎市では、ヘルメット購入時に経費の一部を支援しております。本町でも経費の一部の支援ができないかをお伺いいたします。

○教育総務課長（田中博幸君）

御質問にお答えいたします。

中学生の自転車通学用ヘルメットにつきましては、学校で使用する学校指定品としております。

他市町村では、登下校時以外でも中学生が使用しやすいヘルメットを認めている学校もあるようでございます。

現在、高原中学校では、ヘルメットの指定店から、ヘルメットのサンプルと見積りを徴集し、新たなヘルメットについて検討に入っていると伺っております。

中学生の自転車用ヘルメットにつきましては、第一に安全性が確保できるもの、次に価格面が保護者の負担とならないもの、そして自転車に乗る際は着用することに対しての抵抗がないものなどを勘案する必要があると考えております。

宮崎市などでは、市民の移動に係る費用負担軽減を図るとともに、交通渋滞緩和や環境負荷の低減を図ることを目的に、ヘルメット、自転車などの一部購入費の助成を行っているような実態があるとも伺っております。

先ほど申しましたように、中学生の自転車用ヘルメット、通学用ヘルメットにつきましては、まずは中学生がより使いやすいタイプへの検討を行った上で、現行どおり保護者負担でお願いできないかというふうに考えております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

すみません。もう一度、その経費の部分は支援はできないということですか。それとも検討されるでしょうか。お伺いします。

○教育総務課長（田中博幸君）

お答えいたします。

現在のところでは、現行どおり保護者負担でお願いできないかというふうに思っているところであります。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

そしたら、価格面でも、少しでも保護者が負担が大きくならないようにしていただければと思います。

以上で、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（前原淳一君）

これをもって一般質問を終了します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午前11時51分 散会

令和6年 第3回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第8日)

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程(第8号)

令和6年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 8 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第58号 工事請負契約について
- 日程第11 議案第59号 令和6年度高原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 8 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

- 日程第10 議案第58号 工事請負契約について
- 日程第11 議案第59号 令和6年度高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員（10名）

1番 西嶋 陽代君	2番 岩元 礼子君
3番 福澤 卓志君	4番 温水 宜昭君
5番 末永 充君	6番 外村 仁君
7番 郡山 貞利君	8番 山下 香織君
9番 陣 圭介君	10番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 小久保さあや君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	中嶋 雄二君	町民課長	江田 雅宏君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	中別府 和也君
農畜産振興課長	平川 昌知君	建設水道課長	酒匂 政利君
教育総務課長	田中 博幸君	高原病院事務長	外村 英樹君
老人ホーム園長	中原 圭一郎君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
-
- ◎ 日程第1 認定第1号 令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第2 認定第2号 令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第3 認定第3号 令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第4 認定第4号 令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第5 認定第5号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第6 認定第6号 令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第7 認定第7号 令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について
 - ◎ 日程第8 議案第56号 令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
 - ◎ 日程第9 議案第57号 令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第1、認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月10日、11日、12日、17日、委員会審査。9月10日、現地調査。

令和5年度の歳入合計は75億3,561万9,000円、前年度比4.7%増、歳出合計は74億3,679万4,000円、同4.7%増となり、歳入歳出差引額は9,882万5,000円となった。実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度への繰越額2,751万4,000円を差し引いた額7,131万1,000円である。

歳入の主なものは、町税8億4,533万1,000円、地方消費税交付金2億558万3,000円、地方交付税27億3,401万3,000円、国庫支出金9億6,142万7,000円、県支出金7

億7,261万4,000円、寄附金6億224万5,000円、繰入金4億1,795万6,000円、町債4億6,706万6,000円である。

歳出の主なものは、総務費17億2,443万5,000円、民生費19億7,211万円、衛生費6億5,548万5,000円、農林水産業費7億6,559万2,000円、教育費5億2,609万4,000円、公債費5億7,414万9,000円である。

性質別歳出の状況は、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費が28億2,040万円で、全体の37.9%、普通建設事業と災害復旧事業を合わせた投資的経費が10億827万5,000円で全体の13.6%。

さらに、消費的経費に繰出金、積立金等を合わせたその他の経費が38億730万3,000円で、全体の48.5%である。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけが5類へと変更され、経済が自立的に循環する環境が整いつつある中、令和5年度は、世界的な物価上昇とそれを受けた急速な金融引締めなど、我が国においては経済を下押しする要因が依然存在しており、町民生活や産業活動に大きく影響を及ぼしている。

国内はもとより世界情勢の様々な変化を注視し、引き続き町民一人一人に寄り添うとともに、将来を見据えた着実な行政運営に努められたい。

令和6年9月20日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、陣圭介。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

次に、総務経済常任委員会委員長。

○総務経済常任委員会委員長（末永充君）

〔登壇〕

総務経済常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

なお、詳細については、提案理由の説明及び監査意見書に記載されておりますので省略します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第2号、令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、委員会審査。

収入済額は20万3,446円、支出済額は20万2,700円の差引残額746円です。

歳入については諸収入のうち、貸付金元利収入18万2,000円、一般会計からの繰入金2万1,000円と繰越金446円となっています。

歳出については20万2,700円で、全額土木費となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。収入未済額の令和5年度末の現在高は2名の1,380万4,396円となっており、引き続き法的措置も視野に回収業務に努力されたい。

令和6年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会の付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第3号、令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、委員会審査。

収入済額は3,953万1,829円、支出済額は3,670万4,864円で、差引残額282万6,965円となっています。

加入状況は、令和5年度は加入1戸、区域内戸数288戸のうち現在224戸が加入しており、加入率は77.8%です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後とも、加入促進に努力されるとともに、平成7年供用開始以来29年が経過しており、施設の維持管理を徹底し、延命化を図るよう配慮されたい。また令和6年度より地方公営企業法の財務会計適用となり、公営企業としての経営の効率化と収益の確保を図り、経営の健全化を図られたい。

令和6年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第7号、令和5年度高原町工業用水道事業決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日に委員会審査。

令和5年度も給水は行っていないため、建設仮勘定での資本的収入及び支出のみの決算です。

当年度末の企業債残高は、729万1,829円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和6年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第56号、令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、委員会審査。

年度末給水人口は8,424人、年度末給水件数は4,382件、年間配水量は151万2,805立方メートル、年間有収水量は113万7,648立方メートルとなっています。

営業収益は1億6,009万4,279円で、営業費用は1億6,646万5,430円となり、637万1,151円の営業損失となっています。

営業外収益は2,218万7,235円、営業外費用が1,045万7,789円となり、営業外利益は1,172万9,446円となっています。

資本的収入及び支出については、収入は、企業債2,000万円、他会計負担金640万9,691円、補助金2,057万4,000円、合計4,698万3,691円となっています。

支出は、建設改良費9,109万930円、企業債償還金5,419万3,692円、合計1億4,528万4,622円となっています。建設改良費の主なものは、高原上水道施設災害復旧事業常盤台地区水道施設工事1,815万円等です。

3、決定及びその理由。決定、「可決及び認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。本町を含む各地で頻発する自然災害では、今後も断水など住民生活に大きな影響を及ぼすことが想定され、災害に対する備えについては万全の対策を期されたい。

また、水道料金については、受益者間負担の公平性を確保し、今後とも健全経営を図り、安心、安全な水の供給に努められたい。

令和6年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

次に、文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（郡山貞利君）

〔登壇〕

文教厚生常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第4号、令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、19日、委員会審査。

令和5年度の国民健康保険の加入状況は、平均被保険者数が2,255人、平均世帯数が1,475世帯となっています。

決算額は、[※]収入が13億6,886万1,828円、歳出が13億6,709万2,976円、差引残額は176万8,852円となっています。※213ページに訂正発言

歳入における国民健康保険税は2億2,554万9,791円、[※]収入率は84.4%で、前年度比0.6%の増となっています。※213ページに訂正発言

保険税の滞納者は、156人となっていますが、高額滞納者は50万円以上100万円未満が16人で、滞納額1,143万5,492円、100万円以上が7人で、滞納額1,129万1,900円で、滞納総額の59.0%を占めています。

滞納処分、差押えは65件中55件の納付で、額は358万9,727円となっています。

歳出における保険給付費は9億7,164万9,403円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。1人当たりの医療費は、令和5年度49万5,318円と県内の高いほうから7番目であり、県内市町村平均44万9,226円を上回っている。

今後、高齢化の進行や医療の高度化により、1人当たりの医療費が増加することが予想される。

最終年度となった国民健康保険保健事業実施計画、第2期データヘルス計画での取組を総括され、生活習慣病の予防対策のため、特定検診・保健指導により受診率向上にさらに取り組まれない。

併せて疾病の予防や早期発見による重症化を防ぐ事業にも取り組まれない。

令和6年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第5号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、19日、委員会審査。

保険事業勘定では、令和6年3月末現在の第1号被保険者数は3,698人で、要介護・要支援認定者数は延べ600人です。

決算額は、歳入が14億1,422万4,209円、歳出が13億1,858万282円、差引残額は9,564万3,927円となっています。

歳入における介護保険料は、2億1,194万6,807円となっています。

歳出における保険給付費は、11億4,391万7,387円となっています。

介護保険料の未納者は90人、収入未済額では611万7,146円となっています。

次に、介護サービス事業勘定の収支決算状況であります。

歳入が608万785円、歳出が459万6,153円、差引残額は148万4,632円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。令和6年度から第9期介護保険事業計画となり、その趣旨を基本に、今後も高齢者が安心して日常生活が営めるよう、介護予防に積極的に取り組むなど、中長期を見据えた介護サービスを行うため、介護を支えるための人材確保を進め、介護保険事業の円滑な運営に取り組まれない。

令和6年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第6号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、19日、委員会審査。

後期高齢者医療保険の令和6年3月末現在の被保険者数は、2,017人となっています。

決算額は、歳入が3億650万7,294円、歳出が3億650万6,498円、差引残額は796円となっています。

歳入における主なものは、後期高齢者医療保険料が8,007万9,000円、一般会計繰入金が2億1,089万443円となっています。

歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が2億7,863万126円となっています。

後期高齢者医療保険料の未納者は19人、収入未済額では48万320円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。高齢化の進行や医療の高度化等により、医療費が増加し、後期高齢者広域連合納付金の増加が予想される。被保険者の医療の確保と健康の維持増進のため、各種保健事業の推進啓発により、保険給付費の抑制を図り、引き続き適切な財政運営に努められたい。

令和6年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について。

2、審査の経過。令和6年9月13日、18日、19日、委員会審査。

令和6年3月31日時点の診療体制は、常勤医師1人、他職員42人の計43人で管理運営されており、入院患者数は延べ1万718人、1日平均29.3人、外来患者数は延べ2万2,455人、1日平均76.6人となっています。

医業収支は、医業収益が5億4,396万8,080円、医業費用が8億5,440万2,802円となり、3億1,043万4,722円の医業損失となっています。

また、医業外収支は、医業外収益が他会計負担金1億7,171万2,053円、補助金3,568万3,000円などにより2億3,180万9,316円となり、医業外費用が3,674万6,495円となり、1億9,506万2,821円の医業外利益となっています。

これにより、経常収支は1億1,537万1,901円の損失となっています。

これに特別損失を含めると、当年度は1億2,663万4,370円の純損失となっています。

資本的収入は2,783万2,528円、資本的支出は5,376万3,240円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,593万712円は、過年度分損益勘定留保資金2,593万712円で補填されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決及び認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。業務実績については、入院患者数は前年度より増加し、外来患者数は前年度より減少している。

医業収支では3億1,043万4,722円の損失となっており、前年度の3億2,373万8,796円の医業損失に続き、依然厳しい経営状況にある。

今後の人口減少や少子高齢化の急速な進行を踏まえ、医療提供体制の在り方を検討し、早急な経営健全化に取り組まれない。

令和6年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

訂正箇所がございます。

事件名、認定第4号のところで、決算額は「収入」と申しましたが、「歳入」の間違いでございます。

あと1か所です。歳入における国民健康保険税は2億2,554万9,791円、「収入率」と申し上げましたが、「収納率」の間違いでございます。訂正いたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これより各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第56号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第57号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、認定第1号について許します。討論はありませんか。

○9番（陣圭介君）

認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、認定に賛成の立場から討論いたします。

当年度の本町の財政状況を見ると、一般会計等の実質赤字比率は、前年度より若干悪化しているものの依然マイナス値であり、実質公債費比率もほぼ横ばい、将来負担比率については、前年度のマイナス46.8%をさらに下回ってマイナス56.8%であったことから、一見すると健全な状態が維持できていると判断できます。前年度は学校の新校舎建設が進まなかったなどの理由によって、委員会審査においては認定すべきでない旨の決定がされましたけれども、当年度は全会一致で認定すべきものの判断になりました。この判断はおおむね正しいと考えます。

ところで、一般会計を主とした町財政の全体を見るに、財政調整基金の残高及び普通建設事業に係る投資的経費は前年度よりプラスとなったものの、病院事業については基準外繰入れがなかったことなどが影響して、資金不足比率がプラスに転じる事態が目前に迫る状態となりました。

一方、将来負担比率の著しい減少が見られ、町の会計全体で見たときの収支バランスが前年度よりさらに崩れつつあると見えます。昨年度私はこの場で町長に対し、このように申し上げました。「町が抱えている各種課題を精神論的に解決しようとする姿勢を今まで何度か示されたことかと思いますが、これは一時的には町民の安心感や当事者職員の自己満足、ただそれだけは生み出しているのかもしれませんが、抜本的な課題の解決につながるどころか結果を先送りしているに過ぎない場合も多いという点は憂慮すべきであると考えます」。以上の内容ですが、これは当年度についても言えることかと思えます。特に、各種課題を精神論的に解決しようとする姿勢や当事者職員の自己満足ただそれだけは生み出しているという点は、当年度は前年度にも増して顕著にその傾向が現れたと感じます。具体的に事例は述べませんが、各種事業を進めるに当たって、一過性の自己満足を得ることで終わりにするのではなく、その背景に潜む問題点にも目を向け、住民から疑念を抱かれないように取り組む姿勢が不可欠であると考えますが、残念なことに当年度はそれが十分でなかったように感じます。一般質問でも述べましたが、町の財政状況全体を俯瞰して見て重点化すべき事業、そうでない事業のすみ分けを明確化する姿勢を徹底していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

原案に反対の方の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第56号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第57号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから各案の採決を行います。

認定第1号、令和5年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和5年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和5年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和5年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和5年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和5年度高原町工業用水道事業決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第56号、令和5年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第57号、令和5年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎ 日程第10 議案第58号 工事請負契約について

○議長（前原淳一君）

日程第10、議案第58号、工事請負契約についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第58号、工事請負契約について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

令和5年発生道路災第180号一般町道柳野今房線につきましては、令和6年9月13日に入札を実施いたしました工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この路線につきましては、令和5年8月の台風6号に伴い発生した線状降水帯による集中豪雨のため被災し、同年12月に災害査定を受検したものでございます。今年度末の復旧完了を目指してまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（温水宜昭君）

3点だけお尋ねします。

去年の9月1日に現地調査をしたわけですが、その際の説明で、設計関係でなかなか県内とかはないということで、日程的なものを含めて大変であるだろうという予想がありましたけれども、現状についてお尋ねをしたいと思います。

それとこの事業に関する国の補助率ですが、それを教えていただきたいと思います。

次に、先ほど町長は工期的に今年度を目指すということでありましたが、事業を見たときになかなか厳しいのかなというふうには個人的には考えておりますけれども、その辺の基本的な考え方があればお尋ねしたいと思います。

以上3点、お伺いします。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○建設水道課長（酒匂政利君）

御質問にお答えします。

まず、1点目の設計に関する質問ですけれども、今回の工事が災害の法高が50メートル、あと湧水があったことから工法を選定するのに、この近隣のコンサルでは難しいんじゃないかということで、一応宮崎市のほうのコンサルのほうに測量、地質調査及び設計業務のほうを委託しております。これについては、柳野今房線が今回議決いただく案件の2工区と合わせてもう一路線あります。この両線合わせてこの測量業務が3,902万円ほどかかっております。

あとそれに伴う積算ですけれども、積算についてはこの2路線に合わせてあと2路線、合計4路線ですけれども、これに係る業務費が571万円かかっております。

次に2点目の補助率ですけれども、今回の災害については局所激甚災ということに指定されておりました、通常66.7%の補助率なんですけれども、今回は84.1%のかさ上げがされているところでございます。

3点目の工期なんですけれども、議員の心配されたとおり、今回の工事がちょっと特殊な工事もあります。同じような工事を町内でも5か所以上、似たような工法によるものがありますので、この辺との調整がありますので、言われるとおり、確かに工期的には難しいと思われますけれども、入札のほうで委託期間を3月31日までというふうに設定しておりますので、年度内を目指すということでの回答となっております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

入札の参加業者の数と予定価格、それから各入札金額、それぞれ税抜きで教えてください。

それからもう一つ、以前お願いしましたけど、入札結果の公表について、その進捗をお伺いしたいと思います。

以上です。

○建設水道課長（酒匂政利君）

まず1点目の入札の参加者数ですけれども、今回は6者について通知を行っております。その中でA社が税抜き価格の9,280万円で、あとの5社については辞退をされているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

その5社辞退されたのは、何か技術的に難しかったんですかね。

○建設水道課長（酒匂政利君）

はっきりした理由は分かりませんが、どの業者においても技術者の数が少ないということで、その中で県やその他の事業を受注されていると思います。また、本町では令和5年災の繰越事業等でAクラスに発注する事業で特に技術者を専任として配置すべき、必要とされる請負金額が3,500万円繰越しが増えたことから、受注できない、または見合わせている業者が増えているものと考えております。

○9番（陣圭介君）

その辞退に陥るようなのがあればそれを取り除かないと、入札している意味がなくなってしまうので何か考えたほうが良いような気がしますけど、これはお願いなので。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

工法的なことについて伺いたいんですけども、原状復帰ということが難しい状況にあると思うんですけども、どういった工法になるか。

○建設水道課長（酒匂政利君）

今回の工種ですけども、災害の起こりましたのり面等から湧水があったことから、原状の復旧は難しいということで、山側の方線を5メートルほど振っております。

以上です。

陣議員の質問で予定価格が漏れておりましたので、予定価格は税込の1億230万8,000円でございます。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○総務課長（末永恵治君）

入札結果の公表の御質問ですけど、公表はいたしておりますけども、ホームページ等にまだ掲載されておきませんので、他自治体の例を参考に公表に向けてしていきたいと思っております。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

議案第５８号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第１１ 議案第５９号 令和６年度高原町一般会計補正予算（第６号）

○議長（前原淳一君）

日程第１１、議案第５９号、令和６年度高原町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第５９号、令和６年度高原町一般会計補正予算（第６号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１，１５０万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ７０億５，１４２万２，０００円と定めるものであります。

補正の主な内容であります。企業版ふるさと納税、人材派遣型による経費等、台風１０号により被災しました農業用施設の復旧に係る経費を計上いたしております。

それでは補正の内容につきまして説明いたします。１０ページ、１１ページをお開きください。

１表目の観光費でございますが、観光事業としまして、企業版ふるさと納税の人材派遣型により納税企業からの派遣職員の人件費等に係る経費としまして３４６万２，０００円を計上いたしております。財源としまして寄附金を充てております。

次に、２表目の農業用施設災害復旧費でございますが、台風１０号により被災しました農業用施設の復旧に係る測量設計業務委託経費として１５０万円を計上いたしております。

次に、３表目の基金費でございますが、御寄附いただきました企業版ふるさと納税寄附金を今後の実施予定事業の財源として活用させていただくため、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金として６５３万８，０００円を計上いたしております。財源としまして寄附金を充てております。

今回の補正であります。議会運営委員会や全員協議会の開催以降に派遣職員の雇用形態等の確定や、台風被災の状況等が明らかになったこともあり、追加での計上となったものであります。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前原淳一君）

日程第12から日程第14までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。お諮りします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より発言の申入れがありますので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

令和6年第3回高原町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、お礼を申し上げます。今定例会の日程につきまして、台風10号の接近により、当局側の議会準備が整わない状況の中、一般質問の日程を変更していただきました。議会の御配慮に感謝を申し上げます。

今定例会では、9月4日から本日まで17日間の会期において、報告案件3件、人事案件3件、一般会計補正予算専決処分2件、条例改正など議案9件、各会計補正予算案件5件、令和5年度各会計

決算認定案件9件、追加議案としまして工事請負契約案件1件、一般会計補正予算1件の合計33案件につきまして、慎重審議により全て原案どおり御決定いただき、ありがとうございました。

令和5年度各会計の決算につきましては、各常任委員会において、現地調査を含み詳細にわたり審査をしていただき、多くの御指摘を頂いたところであります。改善すべき点は改善し、今後の業務に生かしてまいります。

監査意見書の中で御指摘がありましたように、普通会計の令和5年度決算の経常収支比率は、昨年度より3.1%悪化し95.9%となっており、依然として財政の硬直化が進み、厳しい運営状況となっております。このような中にありましても、公共施設の更新、頻発する自然災害への対応、扶助費の動向など行政需要へ対応していくためには、引き続き行財政改革に取り組み、財政の健全化を図ってまいります。そのために、町民の貴重な税が職員の人件費や各事業の財源となっていることを職員一人一人が自覚し、いかに町民ニーズに応えられるか工夫しながら、今後の予算執行に当たってまいります。

10名の議員から出されました一般質問につきましては、私の政治姿勢、本町が直面している課題や町民生活に直結する内容など、多岐にわたる御質問を頂きました。御質問の中で御指摘のあった内容につきましては、私をはじめ職員一同、真摯に受け止め、今後の町政推進や事務改善に努めてまいります。

昨年は町政報告会を開催し、私から、本町の重要課題であります町立病院事業財政収支の見通し、小中学校の統合について、町民の皆様にご説明させていただき、さらに町の方針を決定後に町民説明会を開催いたしました。

町立病院事業につきましては、病床を一部休床とし、職員の削減や経費の削減などを行い、一方では、医業収益の向上は不可欠であることから、病床稼働率の向上など経営改善に努めてまいります。小中学校の統合につきましては、施設分離型小中一貫教育校を令和8年度に開校することを決定し、現在準備委員会を設置し、4つの部会で具体的な内容について検討を進めているところであります。保護者や地域の皆様方と話し合いをしながら、子供たちにとってよりよい教育環境を築いてまいります。

今年は、昭和9年に高原町制を施行しましてから90周年を迎えます。90年という長い歴史を振り返り、激動の時代にあって高原町を創り上げてきた先人に感謝し、高原町の未来に向けた飛躍の年にしたいと考えております。10月5日に記念式典、翌日の6日に記念事業を開催することといたしております。子供から大人まで、多くの町民の皆様に参加していただき、町全体で盛り上がる一年にしたいと考えております。議員各位にも積極的な御参加をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今後とも、町政全般にわたり議員各位の御理解を賜りますことをお願い申し上げまして、今定例会の閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これにて令和6年第3回高原町議会定例会を閉会します。

◎ 閉 会

午前11時04分 閉会